

# 鳥取市こども計画

子ども 親 地域が輝く  
子育て応援都市 とっとり



令和7(2025)年3月  
鳥取市



# 鳥取市こども計画

令和7（2025）年3月

鳥取市



## ～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】基本的な視点	4
【3】計画の概要	5
第2章 本市の子ども政策を取り巻く現状	9
【1】人口等の現状	9
【2】母子保健の取組状況	17
【3】教育・保育の状況	23
【4】教育支援の状況	28
【5】公的扶助の状況	29
【6】地域子ども・子育て支援事業の状況	33
第3章 本市における子育て支援の課題	40
【1】第2期計画の主な取組と今後の課題	40
【2】アンケート調査結果の概要	55
【3】現状分析から読み取れる本市の課題	73
第4章 計画の基本的な考え方	75
【1】基本理念	75
【2】施策体系	76
第5章 施策の展開	77
基本目標1 親子の健やかな成長を支える環境づくり	77
基本目標2 安心して子育てできる環境づくり	82
基本目標3 心豊かな成長を支える学びの場づくり	90
基本目標4 配慮が必要な子育て家庭への支援環境づくり	94
基本目標5 地域で子どもを見守るまちづくり	98
基本目標6 子どもの貧困と格差の解消（第2期 鳥取市子どもの未来応援計画）	103
基本目標7 子ども・若者への支援対策の推進（鳥取市子ども・若者計画）	117
第6章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	121
【1】子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制について	121
【2】教育・保育提供区域の考え方	121
【3】見込量算出の考え方	121
【4】教育・保育事業等の量の見込みと確保方策	122

第7章 計画の推進と点検・評価 -----	141
【1】計画の推進 -----	141
【2】計画の点検・評価 -----	141
資料編 -----	142
【1】鳥取市社会福祉審議会規程 -----	142
【2】鳥取市社会福祉審議会委員名簿（児童福祉専門分科会） -----	145
【3】鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会設置要綱 -----	146
【4】鳥取市子どもの未来応援地域協議会設置要綱 -----	148
【5】アンケート調査結果の概要（第2期鳥取市子どもの未来応援計画） --	150

# 第1章 計画の策定にあたって

## 【1】計画策定の社会的背景と趣旨

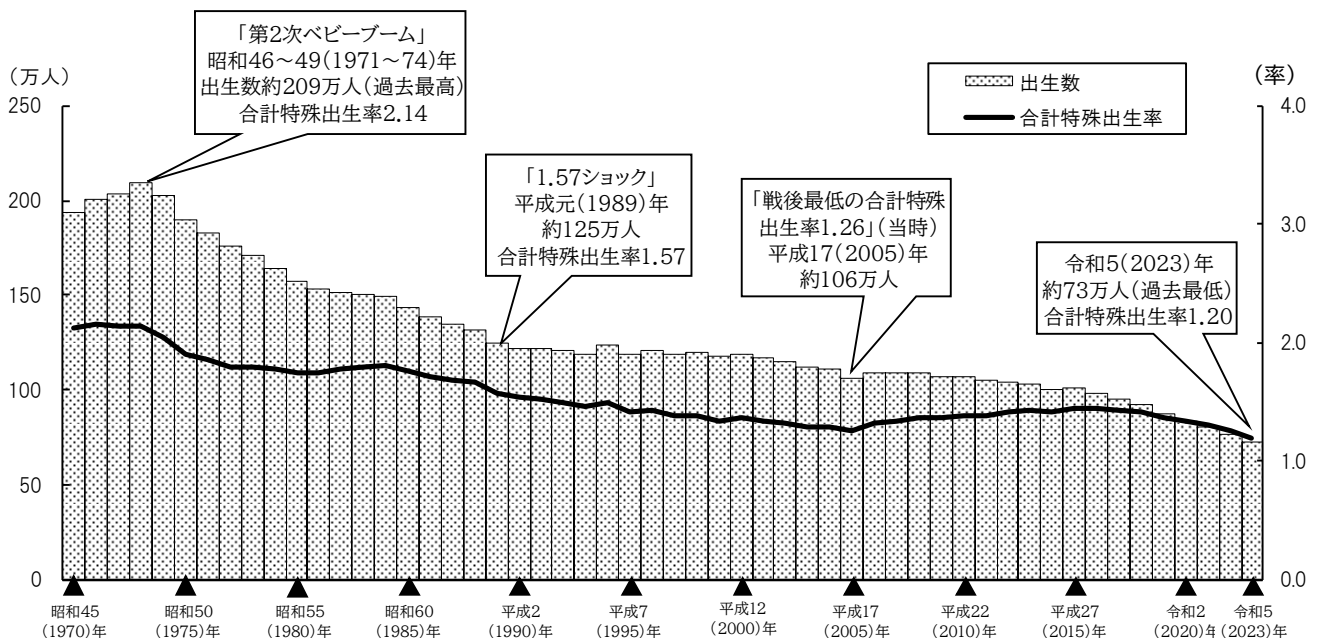
### 1 社会的背景

近年、総人口の減少や少子高齢化の進行、世帯人員の減少や就労環境の変化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を背景に、令和5（2023）年における我が国の出生数は約73万人と、過去最低を記録し、一人の女性が生涯に産む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」も、長期的に減少を続けています。また、子どもの貧困問題やヤングケアラー問題<sup>※1</sup>、子どもへの虐待問題など、子どもを取り巻く様々な社会的課題は複雑化、複合化しており、子どもの生活を地域社会全体で支えていくことが求められています。

このような中、国においては、令和3（2021）年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され「こどもまんなか社会<sup>※2</sup>」の実現を目指す取組が進められることになりました。令和5（2023）年には、子ども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことを目的に「こども基本法（令和4年法律第77号）」が施行されるとともに「こども大綱」が閣議決定されました。さらに、同年、子ども施策を推進する司令塔の役目を果たすため「こども家庭庁」が創設され、子ども政策を総合的かつ強力に推進することとしています。

【 合計特殊出生率の推移（全国平均） 】



資料：人口動態統計

- ※1 子どもが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護その他の日常生活上の世話などを、過度に行っていると認められる場合の様々な問題のこと。
- ※2 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中に据えて、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという考え方のこと。

## 2 こども基本法について

「こども基本法」は、子ども政策に社会全体として取り組むことができるよう、また、総合的に推進することを目的とした法律であり「鳥取市こども計画」（以下「本計画」という。）の根拠法となります。

---

### 【「こども基本法」の目的（要旨）】

- 「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※1」の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができること。
  - こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。
- 

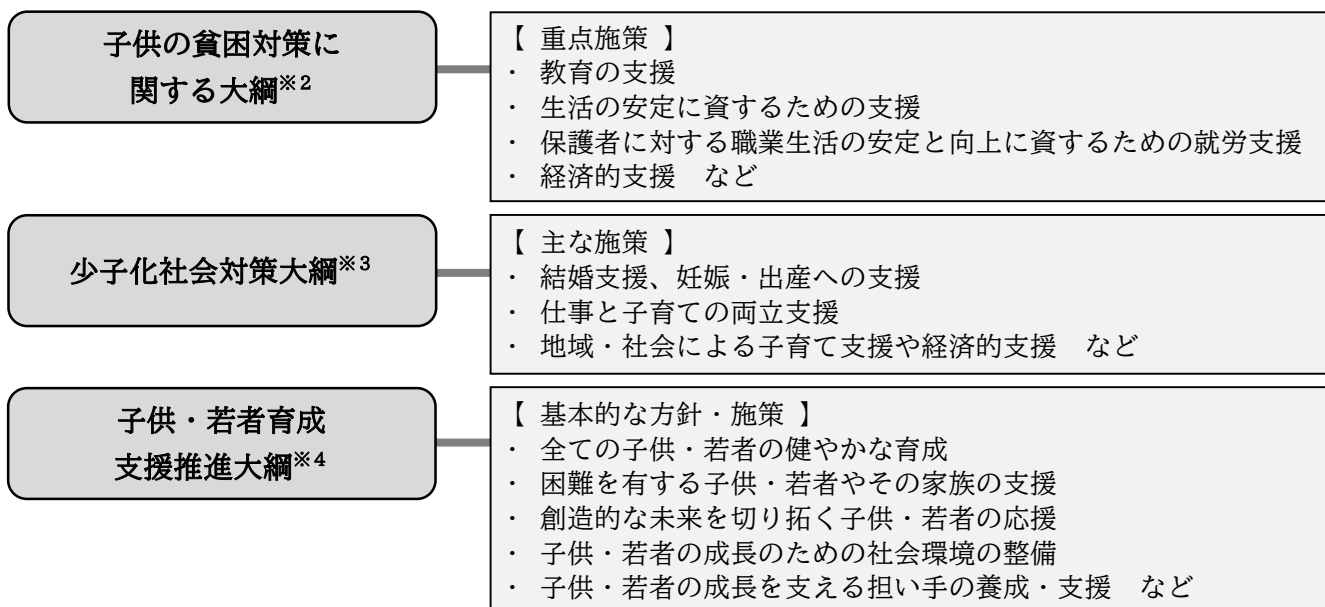
※1 平成6（1994）年4月22日に批准

## 3 国の大綱と市町村こども計画の関係

「こども大綱」は「こども基本法」の規定に基づき、子ども政策に関する基本的な方針や重要事項及び政策の推進に向けて必要な事項を定めたものであるとともに「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」「少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）」及び「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）」の規定に基づき策定された3つの大綱を融合し、これまで個別に推進されてきた子ども施策を一元化し、総合的に推進することとしています。

本計画は「こども基本法」及び「こども大綱」を勘案し、本市で育つ全ての子どもや若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

### 【「こども大綱」に関連する3つの大綱の概要】



※2 令和元（2019）年11月29日閣議決定

※3 令和2（2020）年5月29日閣議決定

※4 令和3（2021）年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定

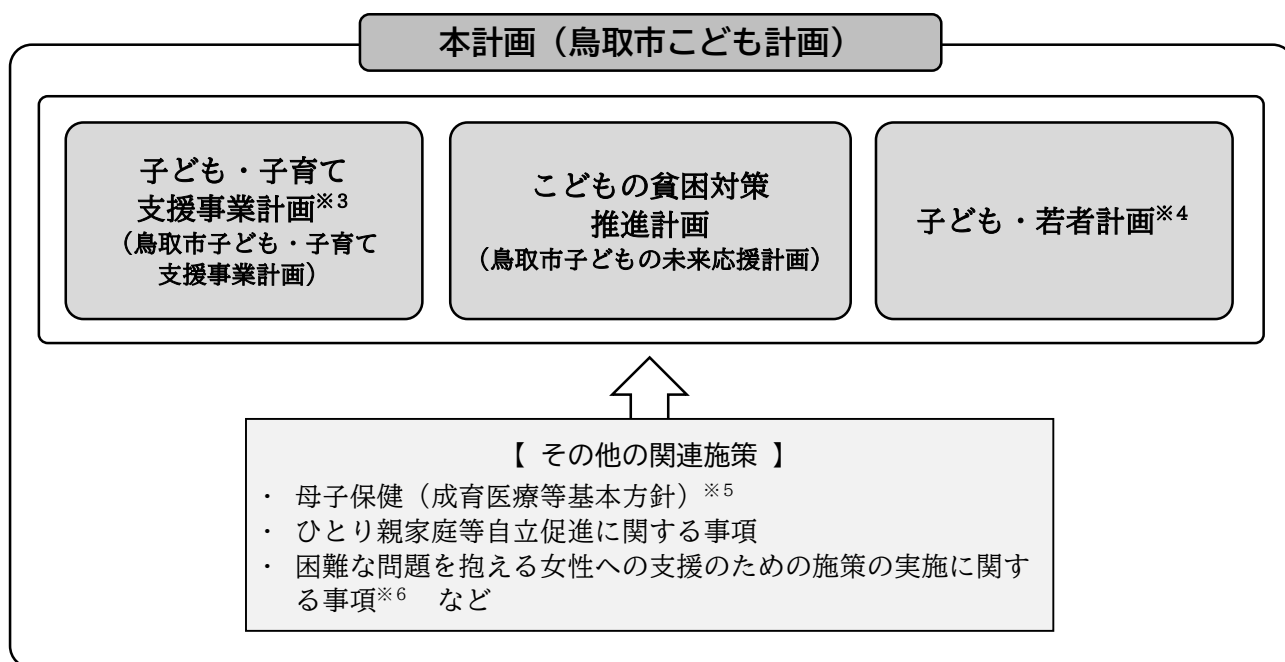


#### 4 策定の趣旨

本市では、令和2（2020）年に「第2期 鳥取市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を、国の指針<sup>※1</sup>に基づき策定し「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」を基本理念に掲げ、子育ては「親が第一義的な責任を持つ」という基本的な認識において、社会のあらゆる主体が子育てに対する関心や理解を深めながら、本市の未来を担う全ての子どもが明るく健やかに成長できることを目指して、様々な子育て支援施策を推進してきました。さらに、令和4（2022）年3月には「第2期 鳥取市子どもの未来応援計画」を策定し、子どもの貧困対策に継続的に取り組んできました。

「こども計画」は「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」をはじめとする「子ども・子育て関連3法<sup>※2</sup>」（以下「子ども・子育て支援法」という。）の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」の規定に基づく「市町村行動計画」、また「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に規定する「こどもの貧困対策についての市町村計画」そして「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」、その他法令で定める子ども政策に関する計画と一体的に策定することができます。

そのため、本計画は「こども基本法」第10条に規定される「市町村こども計画」として、これらに関する取組を一体的に策定します。



※1 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」）

※2 「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（認定こども園法の一部改正）」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

※3 次世代育成支援行動計画、母子保健計画を含む。

※4 少子化社会対策に関する施策を含む。

※5 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）」

※6 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」に基づく施策

## 【2】基本的な視点

本計画においては、国の「こども大綱」に基づき、子ども・子育て支援、子どもの貧困対策、そして若者への支援をまちづくりの中心に据えて、次の6つの基本的な視点を定め、様々な施策に取り組みます。

施策の展開にあたっては、本市の子育てを取り巻く現状や市民の意識、ニーズなどを踏まえ、本市の実情に即した効果的な取組を推進します。

### 【 こども大綱における基本的な視点 】

1 子ども・若者の最善の利益を図る	○ 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2 当事者と対話しながらともに推進する	○ 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3 ライフステージに応じて切れ目なく対応する	○ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4 貧困と格差の解消を図る	○ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5 結婚・子育てに関する希望の形成	○ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6 関係機関との連携を重視する	○ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

### 【3】計画の概要

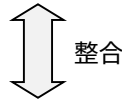
#### 1 本市における計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「第11次鳥取市総合計画」及び「鳥取市人口ビジョン及び鳥取市創生総合戦略」の方針に沿って策定するとともに、福祉の総合計画として「地域共生社会」の実現を目指す「地域福祉計画」、そして関連する他の分野別計画との整合にも配慮するものです。

【本市における計画の位置付け】

#### 【上位計画】

- 第11次鳥取市総合計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）
- 鳥取市人口ビジョン及び鳥取市創生総合戦略（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）



#### 地域共生社会の実現

##### 鳥取市地域福祉計画 （福祉の総合計画）

##### 【高齢者】

- 鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画
- 鳥取市認知症施策推進計画

##### 【障がい者】

- 鳥取市障がい者計画
- 鳥取市障がい福祉計画・鳥取市障がい児福祉計画

##### 【子ども・若者】 （本計画）

- 鳥取市子ども計画  
（子ども・子育て支援事業計画等を含む。）

##### 【全市民】

- 鳥取市健康づくり計画
- 鳥取市再犯防止推進計画
- 鳥取市自死対策推進計画

#### 2 計画の期間

本計画の推進期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間の計画です。最終年度に、それまでの取組の総合評価及び見直しを行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

### 3 計画の策定方法

#### (1) アンケート調査の実施

本市在住の子育て中の保護者における、教育・保育施設、子育て支援事業の利用状況や子育てに関する意見、要望等を把握するとともに、若者における生活の実態や住みよいまちづくりに向けた意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

区分	就学前児童保護者	小学生保護者	市民（若者）
調査名称	鳥取市 こども計画アンケート調査		鳥取市市民の意識と生活に関するアンケート調査
調査対象	市内に居住する0歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭	市内に居住する小学生の子どもがいる家庭	16歳～29歳の市民
調査方法	郵送配布～郵送回収		郵送配布～郵送回収
調査時期	令和6（2024）年3月		令和6（2024）年7月
回収結果	配布数	1,500人	1,500人
	有効回収数	709人	704人
	有効回収率	47.3%	46.9%

#### (2) 関係団体等調査の実施

今後の本市の子ども政策に反映させていくことを目的として、市内の教育・保育施設や関係団体等を対象に、子ども・子育て支援の推進に向けた取組の在り方やアイデア等について関係団体等調査を実施しました。

実施時期	令和6（2024）年9月～10月
調査方法	郵送による配布・回収、電子メール等による配信・回収、その他手交等による配布・回収
回収件数	17団体（配布は20団体）回収率85.0%

### (3) 子どもの意見を聴く取組の実施

#### ○ 鳥取市こども未来会議

本市の将来を担う子どもが、自ら考える「鳥取市の姿」について、自由に意見や思いを提案することで、市政や議会に対する関心と理解を深めるとともに、市民の一員として社会に参画することで、豊かな心を育成し、今後の政策やまちづくりの参考とすることを目的として「鳥取市こども未来会議」を実施しました。

参加対象	市内の小学生児童
実施時期	令和6（2024）年8月1日（木）
実施内容	グループごとに市議会議員と意見交換（グループワーク）して提案内容を調整し、その後、市議会議場で「こども議員」として市長に直接、自分の思いや考えを提案する。

#### ○ 小学生、中学生の意見を聴く取組

小学校や中学校を訪問し、出前講座や意見交換会を行うことで、各地域や校区ならではの意見や考えについて、児童、生徒から提案を受けました。

#### 【 浜坂小学校 こども会議 】

参加対象	浜坂小学校5年生
実施時期	出前講座 令和6（2024）年1月11日（木） 市への提案 令和6（2024）年1月26日（金） フィードバック 令和6（2024）年7月4日（木）

#### 【 南中学校 生徒議会 】

参加対象	南中学校1、2年生
実施時期	市への提案 令和6（2024）年1月30日（火） フィードバック 令和6（2024）年5月14日（火）

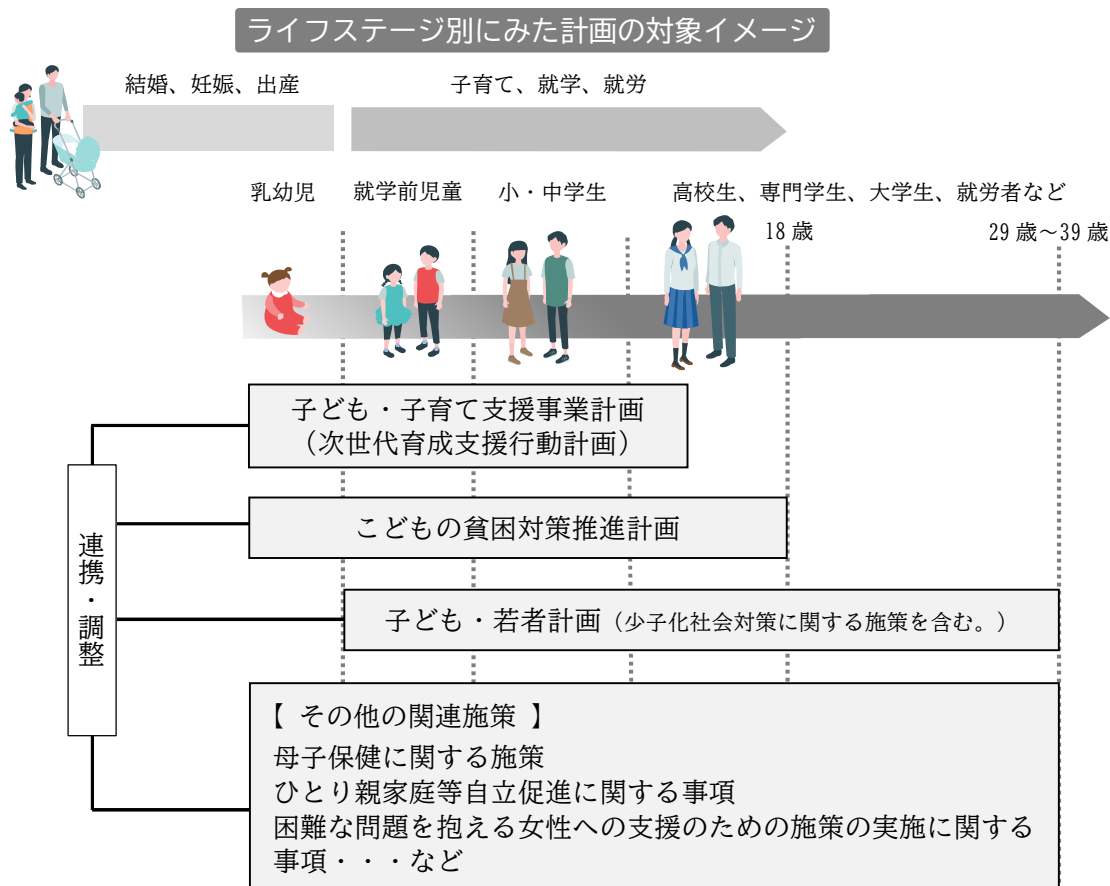
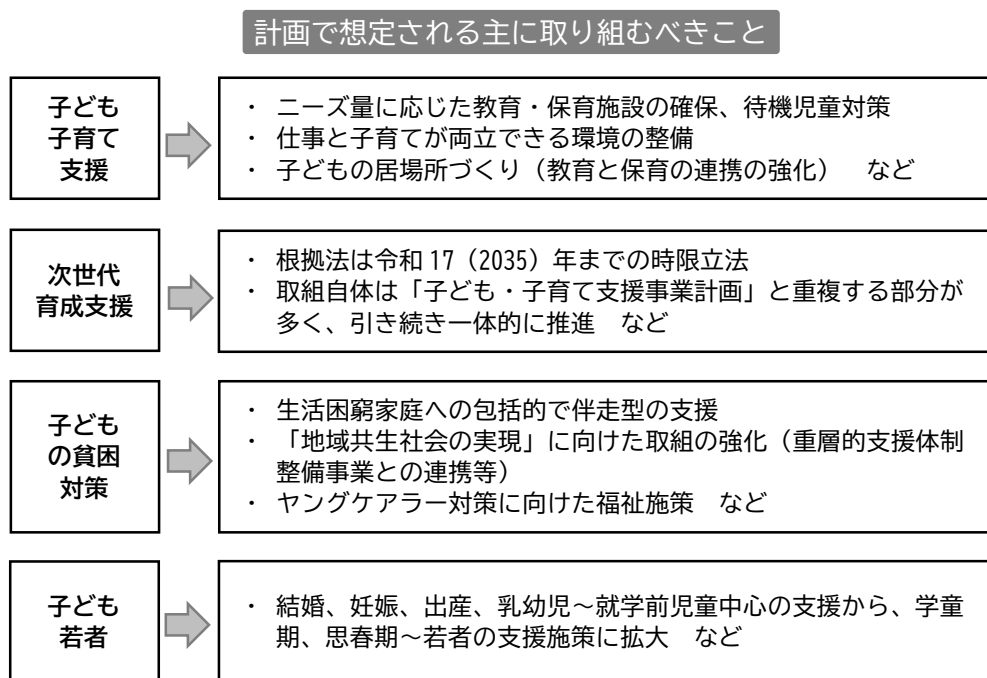
#### 【 高草サミット 】

参加対象	高草中学校2年生 東郷小学校5、6年生 世紀小学校5、6年生	大正小学校5、6年生 明治小学校5、6年生
実施時期	令和6（2024）年12月19日（木）	

#### 【 気高中学校 市への提案 】

参加対象	気高中学校3年生
実施時期	令和7（2025）年1月24日（金）

## 参考／こども計画の主な取組と対象年代について



### 【こどもの定義について】

・ 「こども基本法」第2条の規定において「こども」は「心身の発達の過程にある者」とされており、年齢による定義はありませんが、本市では、少子化への対応をはじめ、子育て世代におけるニーズの把握や単身の若者のニーズ等、幅広い子ども施策を総合的に推進するため、本計画の対象となる子ども、若者の年齢をおおむね 29 歳までと定義します。なお、法令等で「子供」「こども」と表記されている場合を除き、本計画では「子ども」と表記します。

## 第2章 本市の子ども政策を取り巻く現状

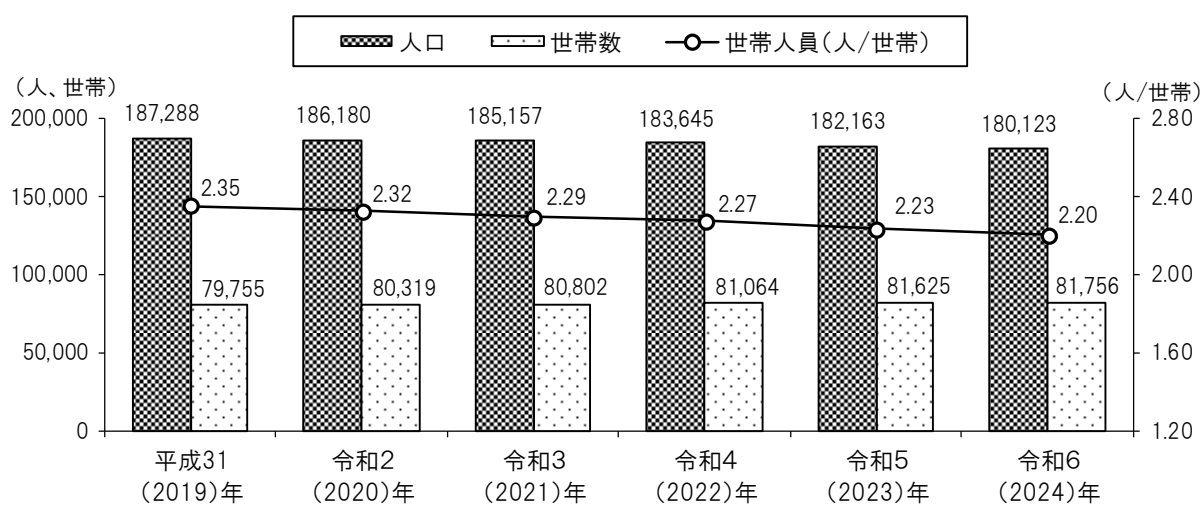
### 【1】人口等の現状

#### 1 人口の状況

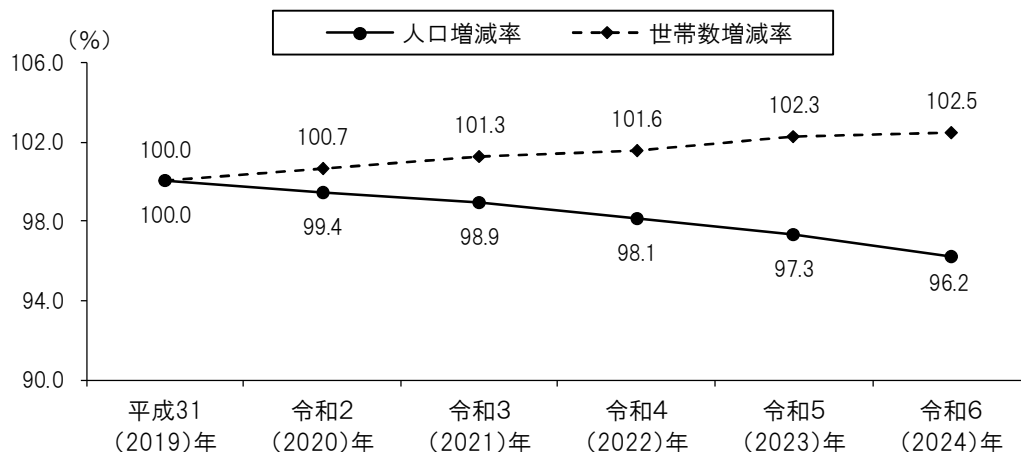
##### (1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、減少で推移しており、令和6（2024）年3月現在180,123人となっています。世帯数は、近年増加傾向にあります。1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成31（2019）年の2.35人から令和6（2024）年で2.20人と減少傾向にあります。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成31（2019）年を100とした場合の各年の割合を示している。  
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

## (2) 人口動態

出生と死亡の差からみる「自然動態」は死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

令和4（2022）年では、合計1,248人の人口減少となっています。

### 【 人口動態 】

(単位：人)

	自然動態			社会動態		人口動態 (g)	
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)		(f)
令和元(2019)年	1,331	2,254	-923	4,668	5,021	-353	-1,276
令和2(2020)年	1,357	2,122	-765	4,474	4,703	-229	-994
令和3(2021)年	1,296	2,272	-976	4,293	4,605	-312	-1,288
令和4(2022)年	1,272	2,381	-1,109	4,584	4,723	-139	-1,248

注：(c) = (a) - (b)、(f) = (d) - (e)、(g) = (c) + (f)

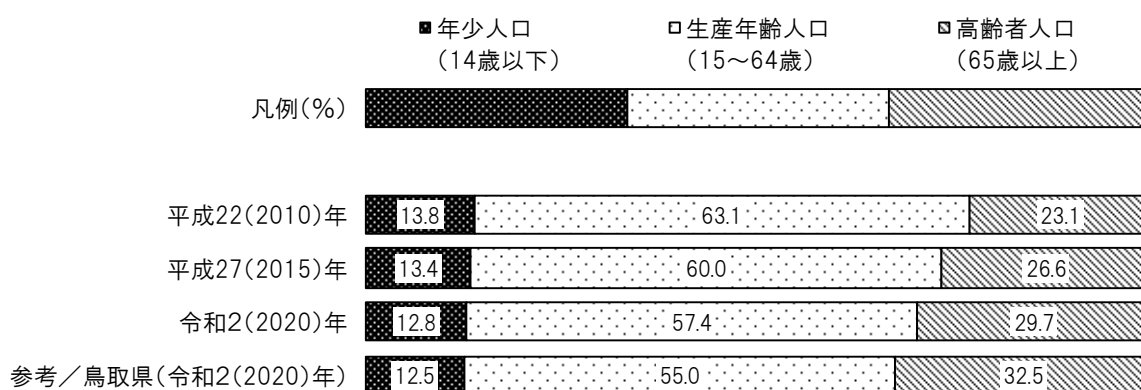
資料：住民基本台帳に基づく人口動態（総務省）

## (3) 年齢別人口

本市の人口構成比をみると、令和2（2020）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が12.8%、「生産年齢人口（15～64歳）」が57.4%、「高齢者人口（65歳以上）」が29.7%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は増加傾向にありますが、鳥取県の平均を下回っています。一方、年少人口は減少しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

### 【 年齢3区分別人口構成比 】

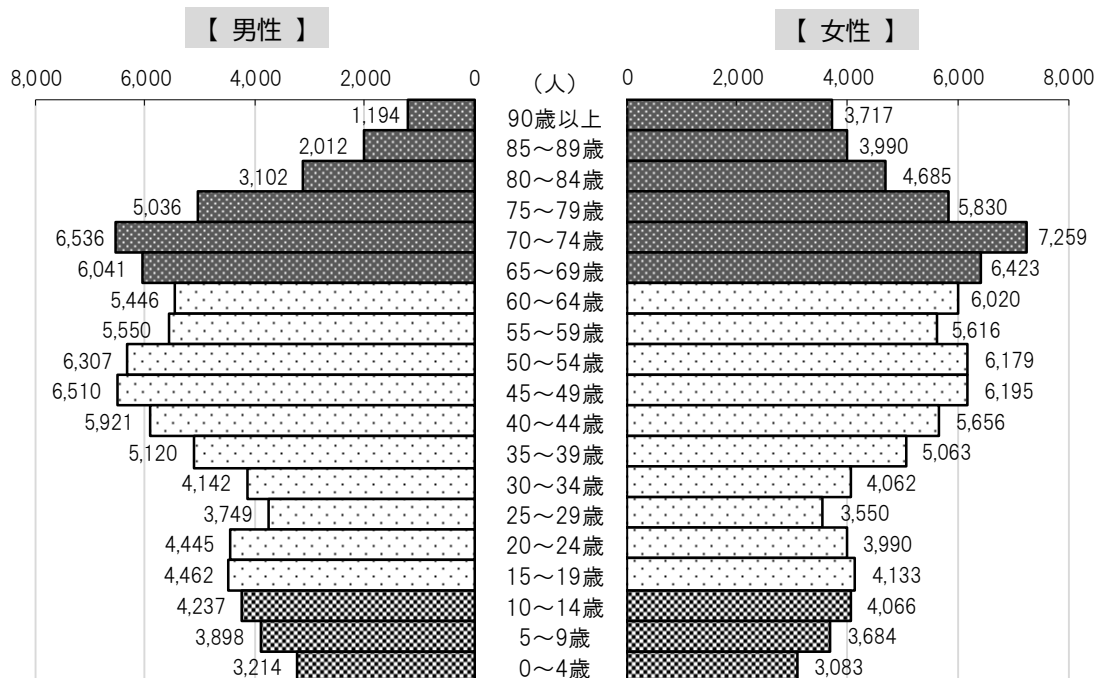


資料：国勢調査



年齢を5歳階級別で見ると、男女共に40代後半の「団塊ジュニア層」及びその親世代である70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっています。また、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

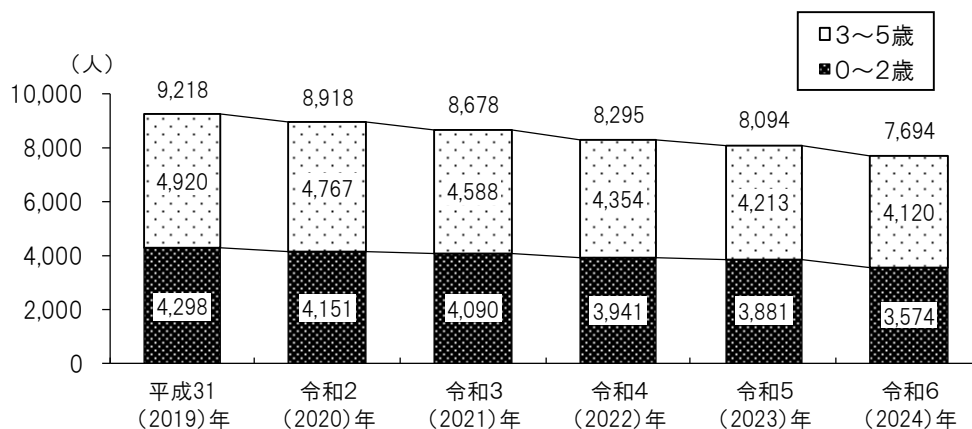


資料：住民基本台帳（令和6（2024）年3月末日現在）

#### （4）子どもの人口推移

本市の5歳以下の子どもの人口推移をみると、令和6（2024）年3月現在で7,694人と、この5年間で1,500人あまり減少しています。

【子どもの年齢別人口推移】



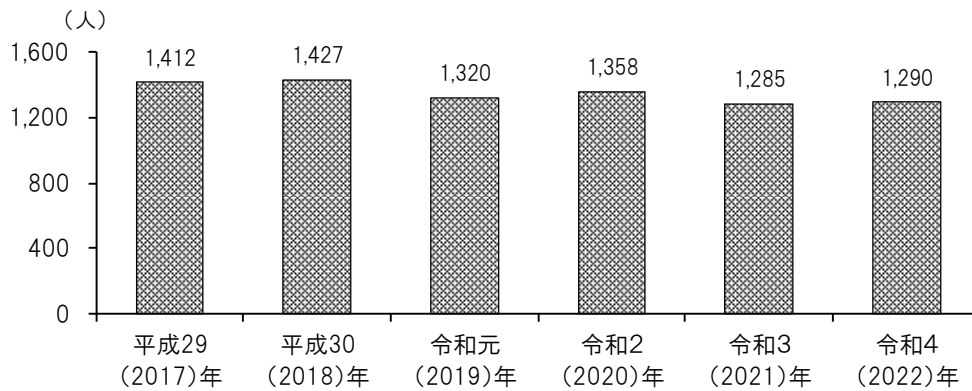
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

## 2 出生等の状況

### (1) 年間出生数の推移

本市の出生数は、長期的には減少で推移しており、令和4（2022）年は1,290人となっています。

【 出生数の推移 】

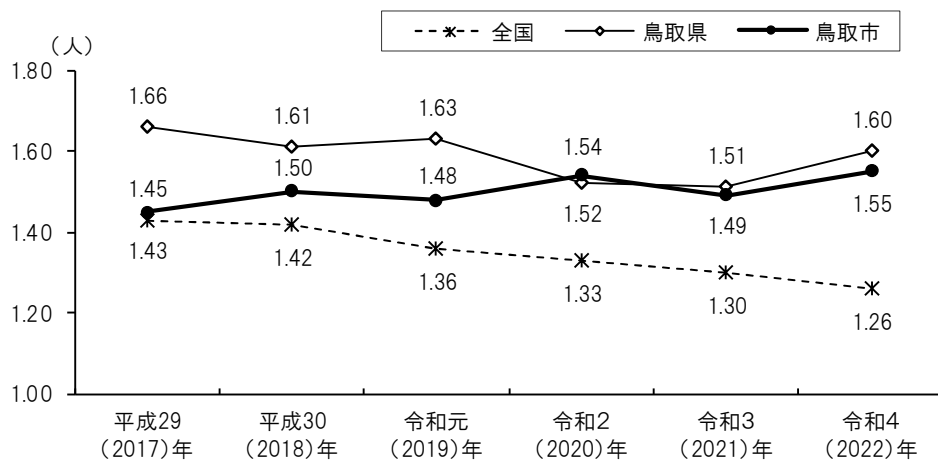


資料：人口動態統計

### (2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、令和4（2022）年は1.55人となっており、鳥取県の平均を下回って推移しています。

【 合計特殊出生率の推移 】

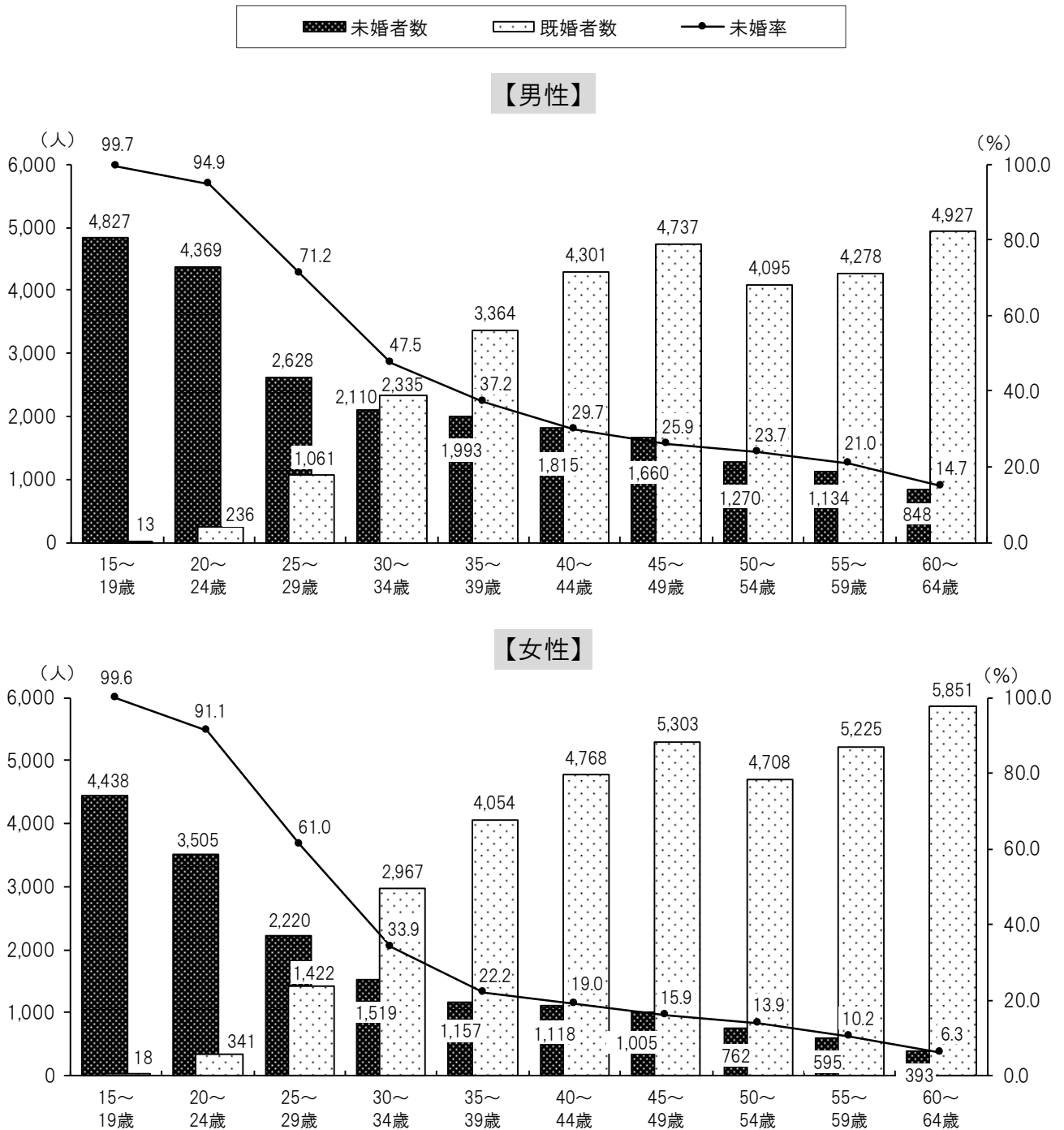


資料：人口動態統計

### (3) 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30代前半になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を大きく上回っています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】



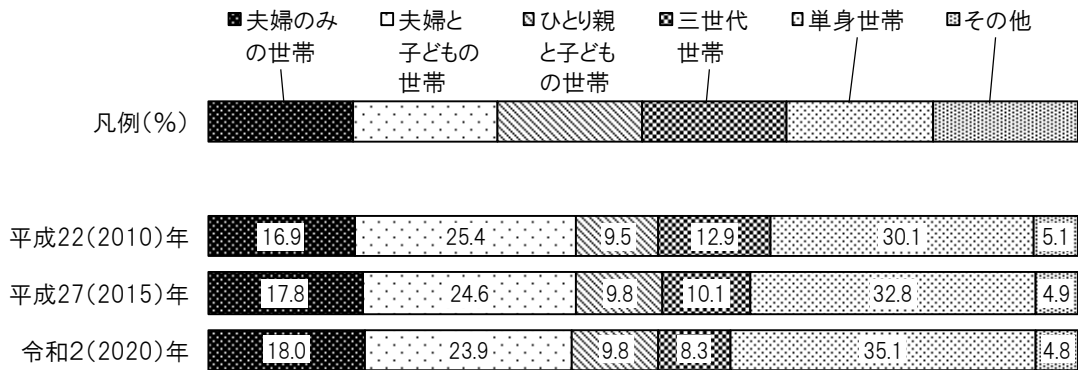
資料：国勢調査（令和2（2020）年）

### 3 世帯の状況

#### (1) 世帯構成

世帯構成について、平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年までの推移で見ると、「夫婦のみ世帯」「単身世帯」の割合は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」の割合は減少しており、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

#### (2) ひとり親家庭の状況 (20歳未満の子どもがいる世帯)

本市の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和 2 (2020) 年では 1,069 世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【 ひとり親家庭の状況 】

	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	1,229	1,285	1,069
母子世帯数	1,130(91.9%)	1,165(90.7%)	978(91.5%)
父子世帯数	99(8.1%)	120(9.3%)	91(8.5%)

資料：国勢調査

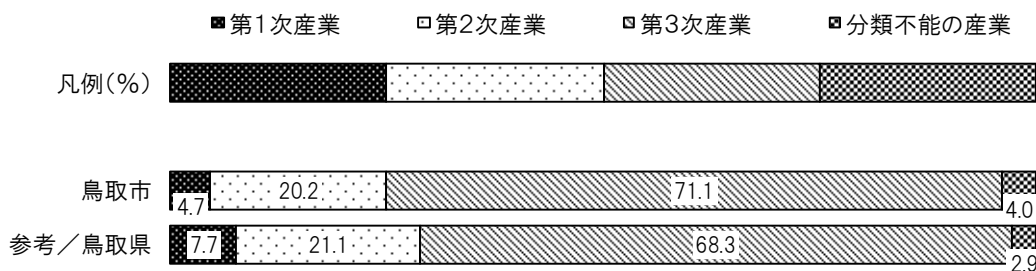
## 4 就業の状況

### (1) 就業構造

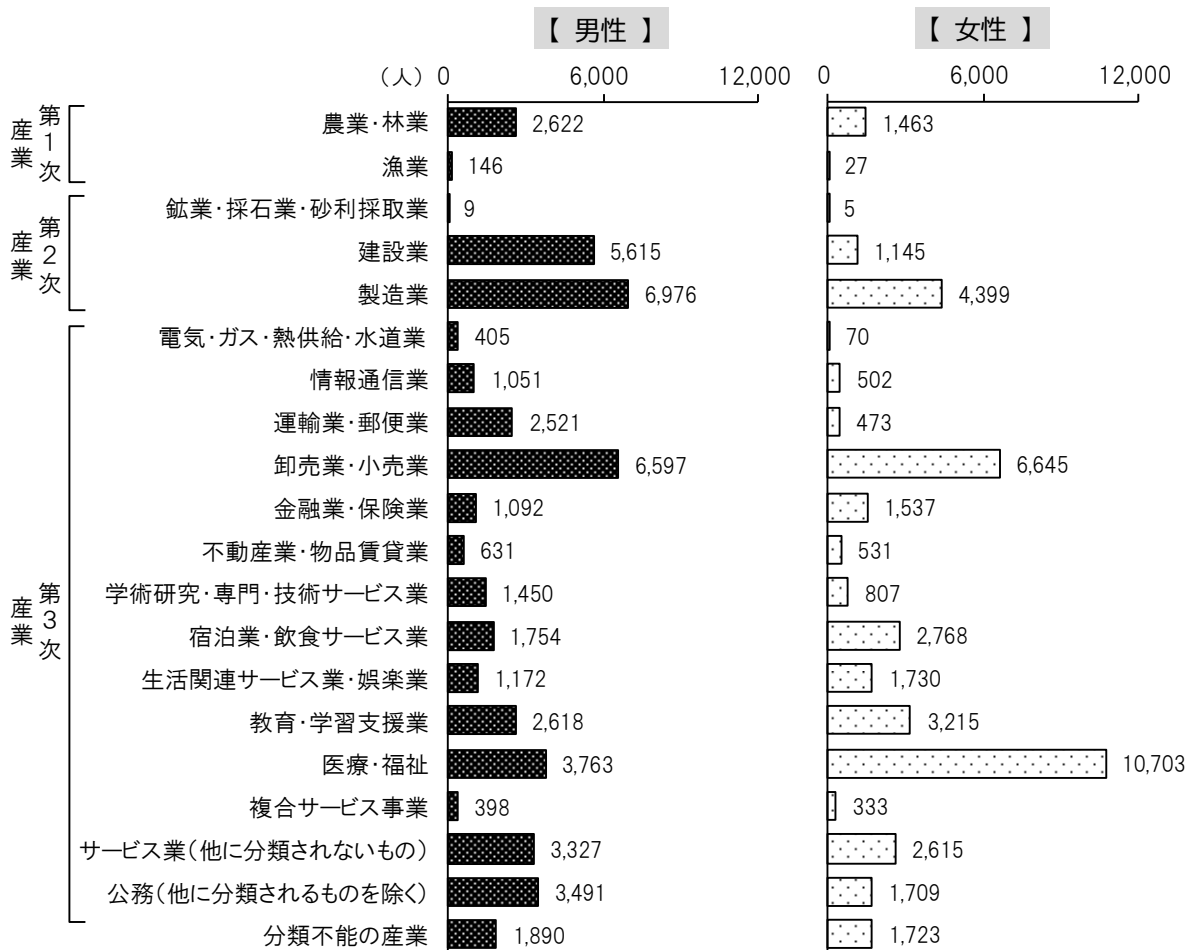
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2（2020）年では第1次産業の割合が4.7%、第2次産業が20.2%、第3次産業が71.1%となっています。鳥取県全体と比べ、第1次産業の割合は低くなっていますが、第3次産業の割合は高くなっています。

産業大分類別でみると、男性は「建設業」「製造業」などが女性を大きく上回っており、女性は「医療・福祉」が多くなっています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】

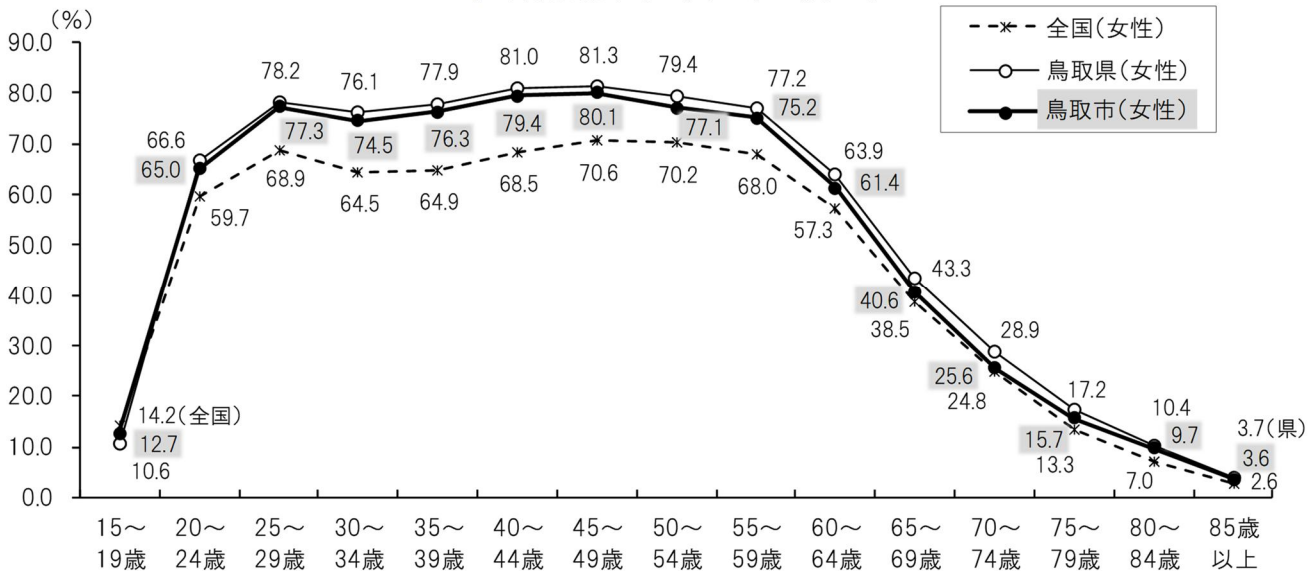


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

## (2) 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、各年齢層共に全国の平均は上回っていますが、鳥取県の平均をやや下回っています。また、本市では「M字カーブ※」の傾向はほとんどみられず「婚姻～子育て開始時期」の離職率が低いことがうかがえます。

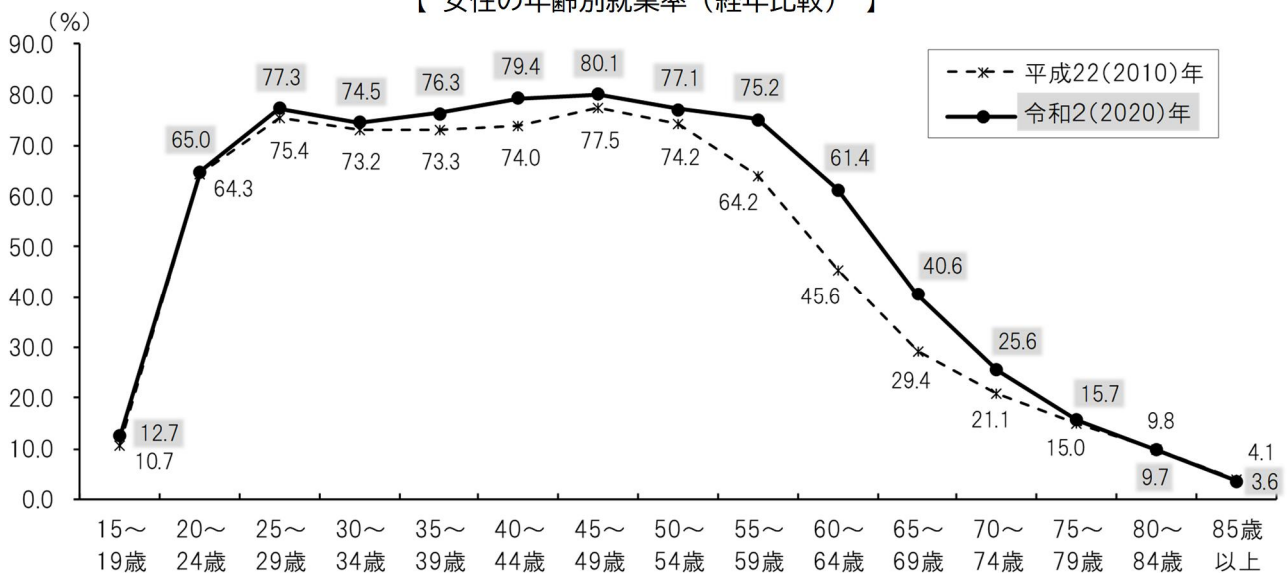
【 年齢別就業率（国・県比較） 】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

本市の就業率は、平成 22（2010）年に比べ全体的に増加しており、特に 50 代以降の増加が目立っています。

【 女性の年齢別就業率（経年比較） 】



資料：国勢調査

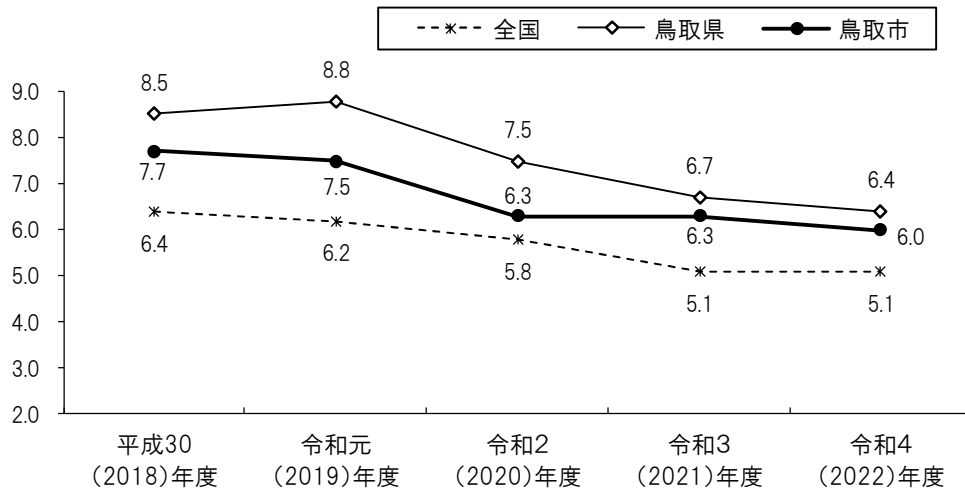
※ 日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 代前半を谷とし、20 代後半と 30 代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

## 【2】母子保健の取組状況

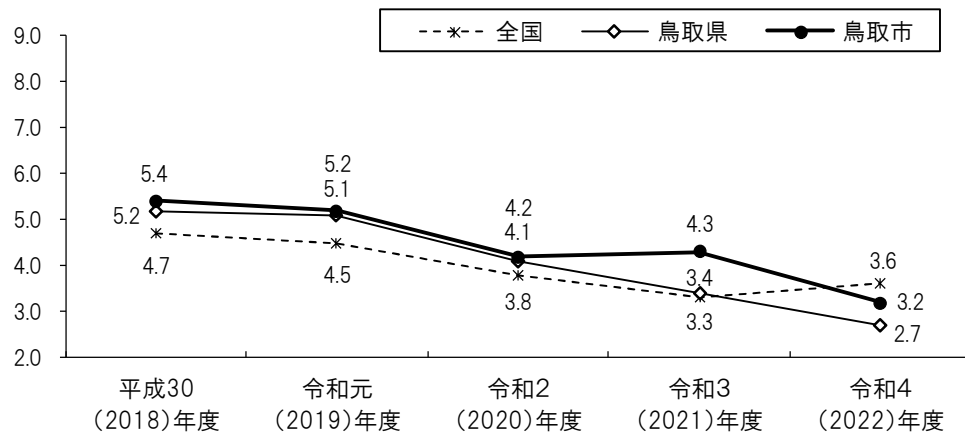
### 1 人工妊娠中絶率の推移

本市の人工妊娠中絶率（15～49歳）は減少傾向にあり、県の平均を下回って推移しています。10代の人工妊娠中絶率（15～19歳）も減少傾向にありますが、県の平均を上回って推移しています。

【人工妊娠中絶率の推移（15～49歳女性人口千対）】



【10代の人工妊娠中絶率の推移（15～19歳女性人口千対）】

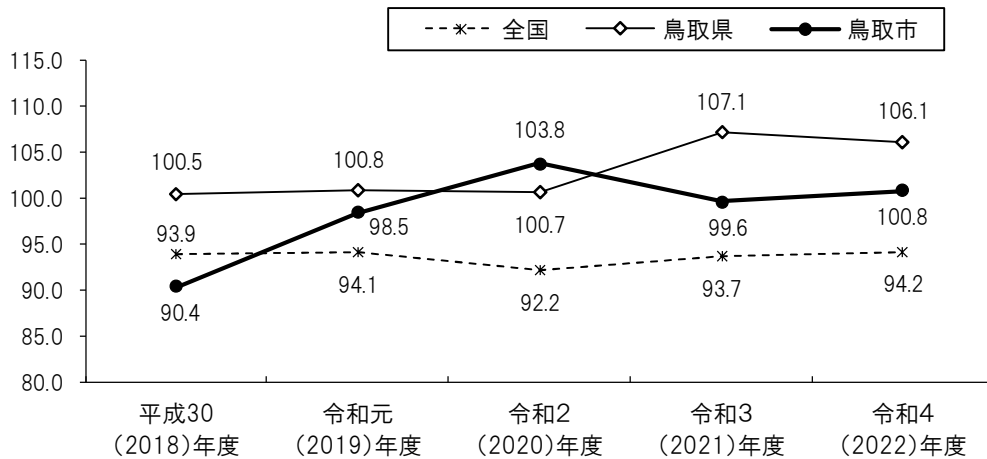


資料：人口動態統計

## 2 低出生体重児の推移

本市の低出生体重児（出生体重 2,500 g 未満）の推移をみると、増加傾向にありましたが、近年はおおむね横ばいで推移しています。

【 低出生体重児（出生体重 2,500 g 未満）の推移（出生千対） 】



資料：人口動態統計

## 3 特定不妊（一般不妊）治療費助成の状況

本市の特定不妊治療費助成の交付人数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年度は162人となっています。また、一般不妊治療費助成については、保険適用により事業が終了するため、令和5（2023）年度は0人となっています。

【 特定不妊（一般不妊）治療費助成の状況 】

（単位：人）

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
特定不妊	交付人数	211	233	275	128	162
	延べ人数	410	466	590	177	211
一般不妊	交付人数	73	115	112	56	0
	延べ人数	83	130	131	61	0

資料：けんこう鳥取



#### 4 妊婦健診・妊婦相談の状況

本市の妊婦健康診査受診者数は、緩やかな減少傾向にあり、令和5（2023）年度は14,782人となっています。また、妊婦歯科健診受診者数は増加傾向にありましたが、令和5（2023）年度は495人と減少しています。妊婦相談者数も減少傾向にあり、1,152人となっています。

##### 【 妊婦健診・妊婦相談の状況 】

（単位：人）

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
妊婦健康診査受診者数	延べ人数	17,922	18,099	17,385	17,294	14,782
妊婦歯科健診受診者数	実人数	569	540	545	579	495
全妊婦相談	実人数	1,433	1,410	1,362	1,277	1,152

資料：けんこう鳥取

#### 5 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導の状況

本市の妊産婦の訪問指導については、長期的には減少で推移しています。また、新生児及び未熟児の訪問指導も、近年、減少で推移しています。乳幼児の訪問指導については、緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

##### 【 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導の状況 】

（単位：人）

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
妊産婦	実人数	1,371	1,374	1,258	1,264	1,123
	延べ人数	1,456	1,445	1,317	1,314	1,188
新生児※	実人数	1,362	1,369	1,269	1,265	1,117
	延べ人数	1,437	1,404	1,310	1,290	1,149
未熟児	実人数	16	29	34	27	24
乳幼児	実人数	112	132	86	102	113
	延べ人数	178	190	114	138	178

※ 乳幼児全戸訪問事業を含む。

資料：地域保健事業報告

## 6 乳幼児健診・歯科健診の状況

本市の乳幼児健診の状況をみると、令和5(2023)年度の3～4か月児の受診率は95.8%と、6か月児や1歳6か月児、3歳児と比べてやや低くなっているものの、全体的に高い受診率となっています。また、2歳児の歯科健診受診率は、令和5(2023)年度は95.1%と、近年は増加傾向にあります。

【 乳幼児健診・歯科健診の状況 】

(単位：人)

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
3～4か月児	対象者数	1,360	1,364	1,339	1,327	1,228
	受診者数	1,313	1,317	1,301	1,244	1,177
	受診率(%)	96.5	96.6	97.2	93.7	95.8
6か月児	対象者数	1,373	1,331	1,317	1,269	1,234
	受診者数	1,352	1,315	1,302	1,252	1,223
	受診率(%)	98.5	98.8	98.9	98.7	99.1
1歳6か月児	対象者数	1,425	1,374	1,341	1,340	1,044
	受診者数	1,410	1,366	1,329	1,330	1,038
	受診率(%)	98.9	99.4	99.1	99.3	99.4
3歳児	対象者数	1,525	1,441	1,437	1,362	1,352
	受診者数	1,503	1,423	1,417	1,345	1,339
	受診率(%)	98.6	98.8	98.6	98.8	99.0
2歳歯科	対象者数	1,420	1,418	1,353	1,330	1,116
	受診者数	1,198	1,280	1,198	1,185	1,061
	受診率(%)	84.4	90.3	88.5	89.1	95.1

資料：地域保健事業報告

## 7 健康相談・発達相談の状況

こども家庭センターにおける健康相談や育児相談の来所者数をみると、全体的に増加傾向にありますが、発達相談に関する相談は、減少傾向にあります。

### 【健康相談・発達相談の状況】

(単位：延べ人)

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
健康相談 育児相談	来所	妊産婦	1,544	1,528	1,447	1,610	1,791
		乳幼児	2,577	1,469	1,994	2,081	3,887
		その他	60	32	31	48	66
地域		581	520	377	430	770	
発達相談	医師	75	73	71	58	53	
	その他専門職 <sup>※1</sup>	82	71	71	63	56	

※1 心理士、言語聴覚士等  
資料：けんこう鳥取

また、こども発達支援センターにおいても、乳幼児から18歳までの発達相談を行っており、相談者数は減少傾向にありましたが、令和5(2023)年度は増加しています。

(単位：延べ人)

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
発達相談	発達支援コーディネーター他センター職員	2,049	1,903	1,615	1,603	2,061

資料：けんこう鳥取

## 8 親子教室<sup>※2</sup>への参加状況

親子教室への参加状況をみると、参加組数は緩やかに減少しており、令和5(2023)年度は31組となっています。

### 【親子教室への参加状況】

(単位：組)

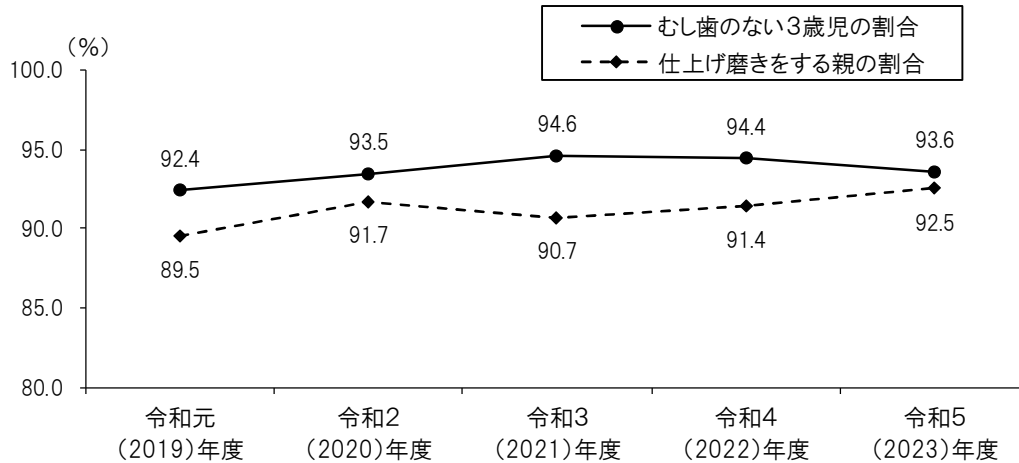
		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
参加組数	実組数	45	44	33	34	31
参加組数	延べ組数	121	121	82	112	102

※2 幼児の発達支援と保護者支援を目的とした教室  
資料：けんこう鳥取

## 9 乳児歯科保健の状況

本市の乳児歯科保健の状況をみると、むし歯のない3歳児の割合は、近年緩やかに減少しており、令和5（2023）年度は93.6%となっています。また、仕上げ磨きをする親の割合は、緩やかな増加傾向にあり、92.5%となっています。

【 乳児歯科保健の状況 】



注：「仕上げ磨きをする親の割合」は、仕上げ磨きをしている（子どもが磨いた後、保護者が仕上げ磨きをしている）と回答した割合  
資料：1歳6か月児健診問診票

## 10 離乳食講習会への参加状況

本市では、離乳の支援及びこの時期に将来の身体づくりになる好ましい食習慣の方向付けをすることを目的に、離乳食講習会を行っています。参加保護者数は近年、増加傾向にあり、令和5（2023）年度は521人となっています。

【 離乳食講習会への参加状況 】

(単位：回、人)

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
前期・中期 (5～6か月児)	開催回数	28	23	27	31	30
	参加保護者数	431	294	273	292	338
後期・完了期 (9～12か月児)	開催回数	14	15	13	12	12
	参加保護者数	211	165	145	152	183
参加保護者数 合計		642	459	418	444	521

資料：けんこう鳥取

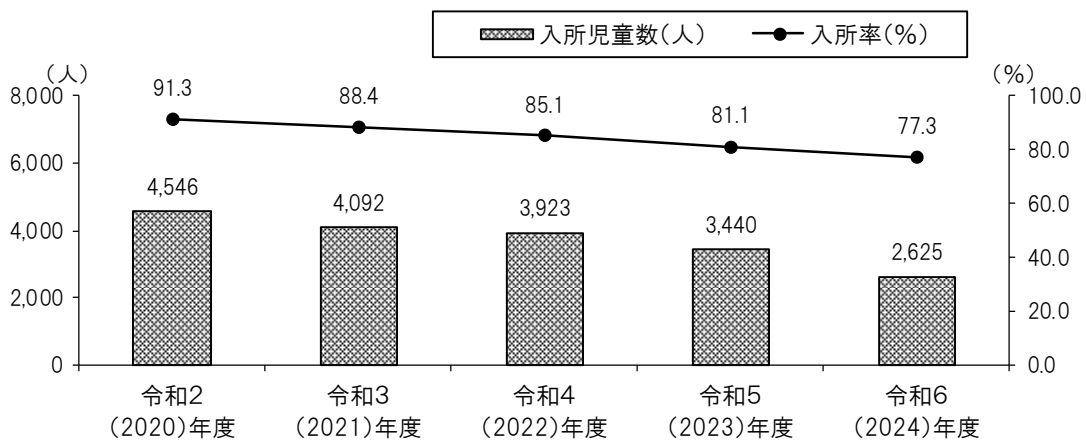
### 【3】教育・保育の状況

#### 1 保育所

本市の保育所は、令和6（2024）年度は公立が23施設、私立が11施設で、合計34施設となっています。そのうち、延長保育事業を実施している施設が24施設、一時預かり事業実施が8施設、障がい児保育事業実施が26施設となっています。

入所児童数は減少傾向にあり、令和6（2024）年度は2,625人、入所率は77.3%となっています。地域別でみると、支所地域に比べ鳥取地域の入所率が高くなっています。（支所地域とは、国府町、福部町、河原町、用瀬町、佐治町、気高町、鹿野町、青谷町の8地域、鳥取地域とはそれ以外の地域を指します。）

【 保育所入所児童数の推移 】



【 保育所の数、特別保育の実施施設数 】

(単位：か所)

保育所	合計			特別保育				
	合計	公立	私立	延長保育	休日保育	一時預かり	障がい児保育	病後児保育
令和2(2020)年度	43	24	19	33	1	9	35	2
令和3(2021)年度	41	24	17	31	1	9	35	2
令和4(2022)年度	41	23	18	31	1	9	29	2
令和5(2023)年度	39	23	16	29	1	9	28	2
令和6(2024)年度	34	23	11	24	0	8	26	2

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

【 保育所の入所児童数 】

(単位：人)

保育所	定員	入所 児童数	年齢別						入所率 (%)
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
令和2(2020)年度	4,980	4,546	161	736	843	915	966	925	91.3
令和3(2021)年度	4,630	4,092	165	656	756	818	859	838	88.4
令和4(2022)年度	4,610	3,923	150	666	723	761	813	810	85.1
令和5(2023)年度	4,243	3,440	138	558	676	682	700	686	81.1
令和6(2024)年度	3,395	2,625	66	470	495	543	535	516	77.3

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

【 地域別の保育所の入所児童数 】

(単位：人)

保育所	区分	定員	入所 児童数	年齢別						入所率 (%)
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
令和2 (2020)年度	鳥取地域	3,880	3,654	141	593	661	710	768	781	94.2
	支所地域	1,100	892	20	143	182	205	198	144	81.1
令和3 (2021)年度	鳥取地域	3,530	3,270	129	530	597	651	660	703	92.6
	支所地域	1,100	822	36	126	159	167	199	135	74.7
令和4 (2022)年度	鳥取地域	3,510	3,137	126	517	581	601	645	667	89.4
	支所地域	1,100	786	24	149	142	160	168	143	71.5
令和5 (2023)年度	鳥取地域	3,143	2,718	119	439	497	547	542	574	86.5
	支所地域	1,100	722	19	119	179	135	158	112	65.6
令和6 (2024)年度	鳥取地域	2,295	1,912	42	331	359	375	400	405	83.3
	支所地域	1,100	713	24	139	136	168	135	111	64.8

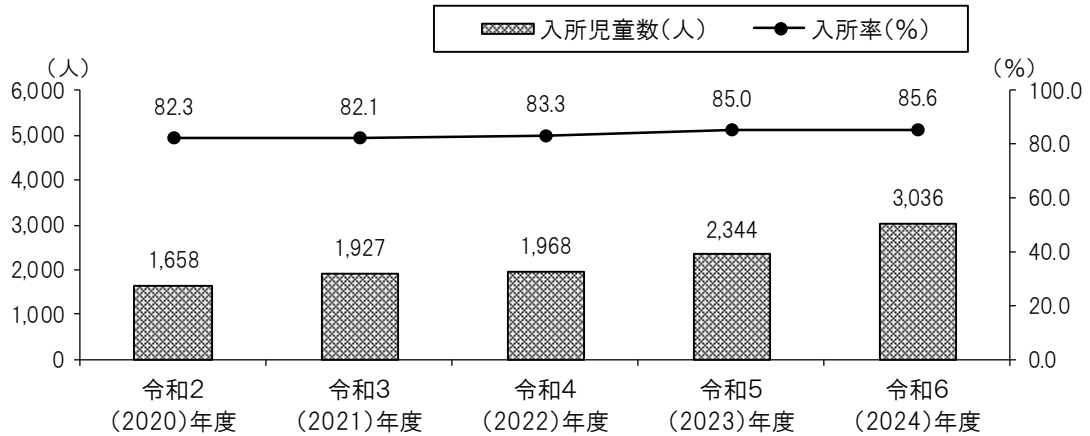
資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

## 2 認定こども園

本市の認定こども園は、令和6（2024）年度は21施設あり、そのうち休日保育事業実施施設が1施設、障がい児保育事業実施施設が17施設となっています。

入所児童数は増加傾向にあり、令和6（2024）年度は3,036人、入所率は85.6%となっています。

【 認定こども園入所児童数の推移 】



【 認定こども園の数、特別保育の実施施設数 】

(単位：か所)

認定こども園			特別保育				
	合計	私立	延長保育	休日保育	一時預かり	障がい児保育	病後児保育
令和2(2020)年度	10	10	10	1	0	6	0
令和3(2021)年度	12	12	12	1	0	9	0
令和4(2022)年度	14	14	13	1	1	11	0
令和5(2023)年度	16	16	15	0	1	14	0
令和6(2024)年度	21	21	20	1	2	17	0

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

【 認定こども園の入所児童数 】

(単位：人)

認定こども園	定員	入所 児童数									入所率 (%)
			うち 幼稚園	うち 保育所							
					0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
令和2 (2020)年度	2,015	1,658	583	1,075	39	150	157	216	267	246	82.3
令和3 (2021)年度	2,348	1,927	578	1,349	55	205	226	261	270	332	82.1
令和4 (2022)年度	2,363	1,968	579	1,389	50	214	242	299	297	287	83.3
令和5 (2023)年度	2,759	2,344	571	1,773	61	277	327	373	367	368	85.0
令和6 (2024)年度	3,547	3,036	569	2,467	82	414	448	521	519	483	85.6

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

【 保育所の待機児童数の推移 】

(単位：人)

区分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
4月1日	0	0	0	0	0
10月1日	20	26	7	5	0

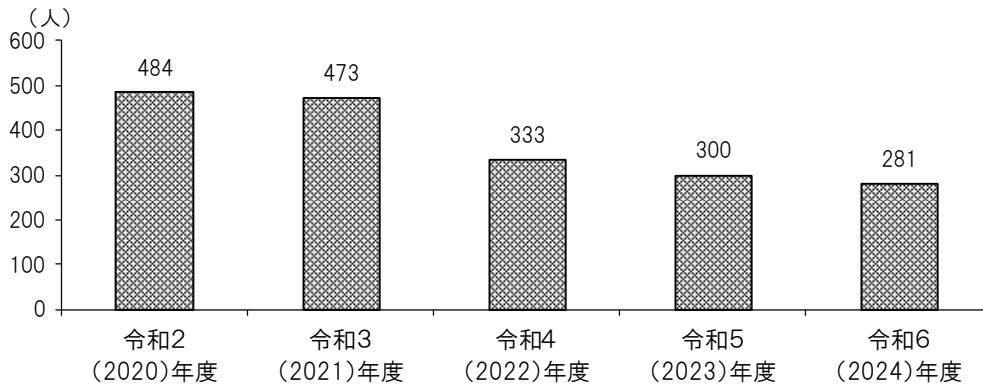
資料：庁内資料



### 3 幼稚園

本市の幼稚園は、令和6（2024）年度は、国公立が4施設、私立が3施設で、合計7施設あり、入所児童数は緩やかな減少で推移しています。

【 幼稚園入所児童数の推移 】



【 幼稚園の数及び入所児童数 】

(単位：か所、人)

	施設数			入所児童数			
	合計	国公立	私立	合計	国立	公立	私立
令和2(2020)年度	8	4	4	484	37	128	319
令和3(2021)年度	8	4	4	473	20	143	310
令和4(2022)年度	7	4	3	333	26	136	171
令和5(2023)年度	7	4	3	300	25	120	155
令和6(2024)年度	7	4	3	281	24	118	139

資料：庁内資料（各年度5月1日現在）

### 4 中学生の進路状況

中学生の卒業後の進路については、大半が高等学校へ進学しています。

【 中学生の進路状況 】

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
卒業生徒数 全数(人)	1,682	1,575	1,563	1,589	1,483
うち高等学校進学者(人)	1,654	1,546	1,544	1,566	1,458
高等学校進学率(%)	97.8	98.8	98.8	98.6	98.3
うち高専進学者(人)	11	11	15	13	15
うち特別支援(人)	17	18	8	14	15
うちその他(人)	0	0	0	0	0

資料：教育要覧（各年度3月末日現在）

## 【4】教育支援の状況

### 1 スクールソーシャルワーカーの配置状況

本市のスクールソーシャルワーカーは、令和5（2023）年度で8人となっており、市内全ての中学校区に配置しています。

#### 【スクールソーシャルワーカーの配置状況】

（単位：人）

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
スクールソーシャルワーカー の配置人数	7	8	8	8	8

資料：SSW活動記録及び勤務実績記録簿（各年度3月末日現在）

### 2 不登校に関する状況

本市における不登校の児童・生徒の割合は、小・中学校共に増加傾向にあります。

#### 【不登校の児童生徒の割合の推移】

（単位：％）

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
小学校	0.96	1.28	1.63	2.02	2.40
中学校	4.18	4.26	5.17	6.68	7.94

資料：市小中義務教育学校不登校児童生徒の出現率（各年度3月末日現在）

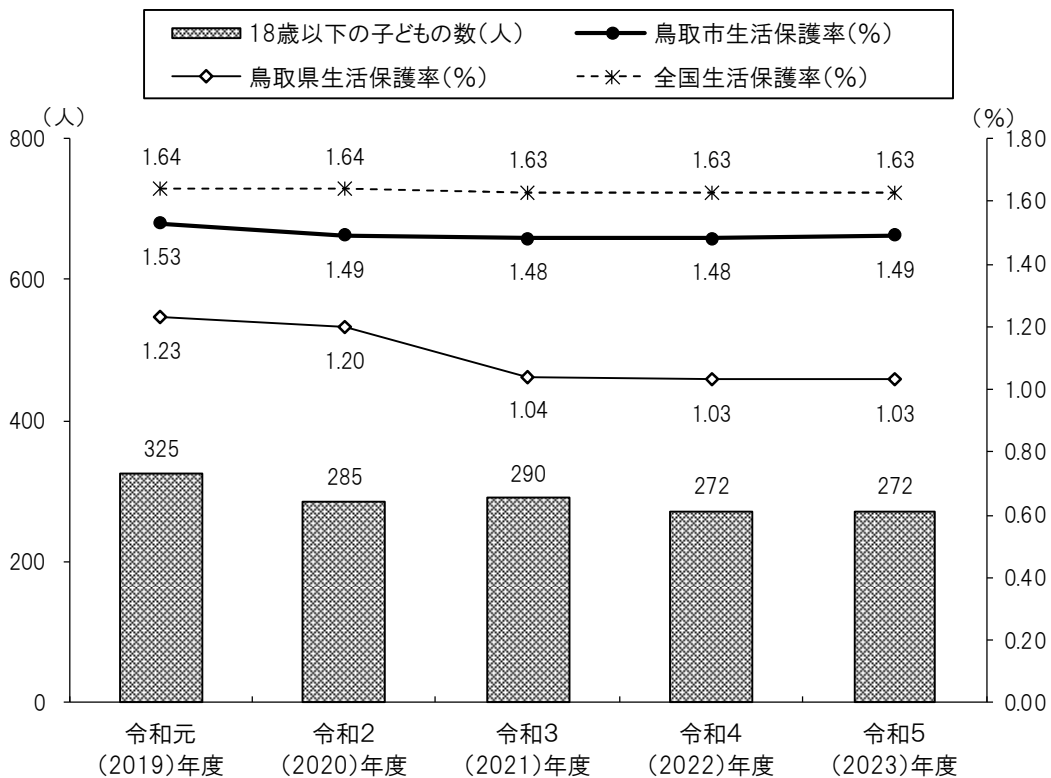
## 【5】公的扶助の状況

### 1 生活保護世帯とその子どもの数の推移

本市の生活保護世帯数は、令和5（2023）年度で2,137世帯と緩やかな減少傾向にあり、18歳以下の子どもの数も令和5（2023）年度で272人と長期的には減少で推移しています。

本市の生活保護率はおおむね横ばいで推移しており、令和5（2023）年度は1.49%と、全国平均を下回って推移しています。

【生活保護世帯とその子どもの数の推移】



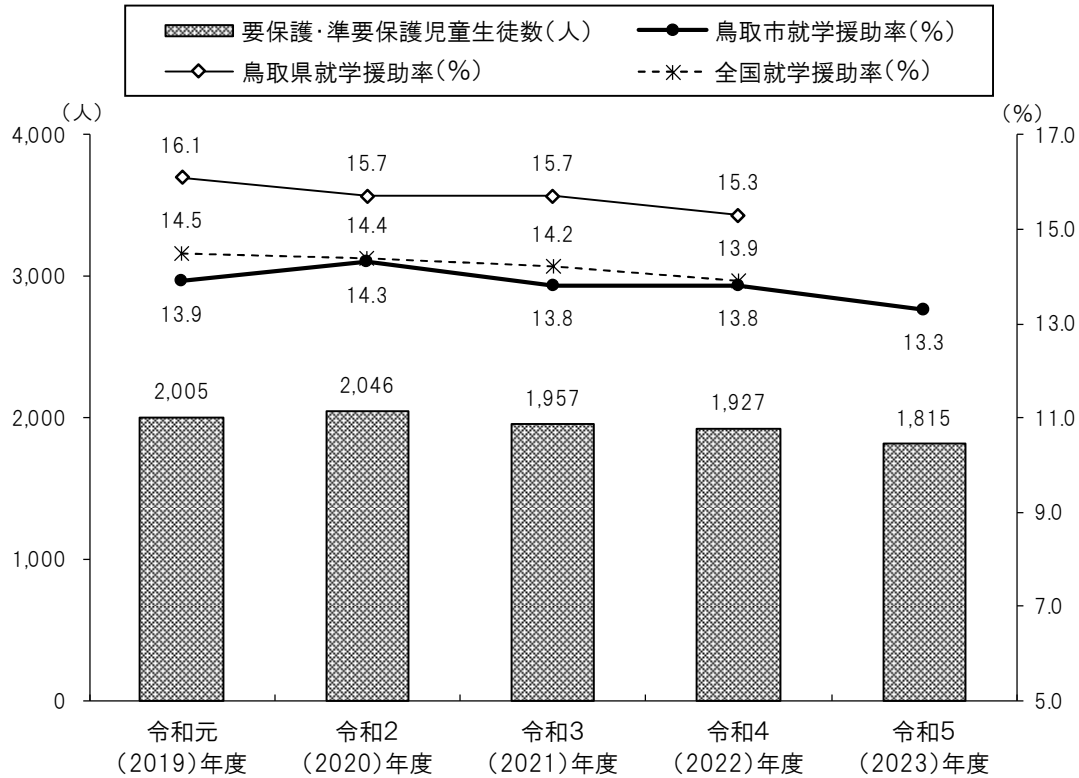
	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
生活保護世帯数(世帯)	2,199	2,154	2,148	2,143	2,137
18歳以下の子どもの数(人)	325	285	290	272	272
鳥取市生活保護率(%)	1.53	1.49	1.48	1.48	1.49
鳥取県生活保護率(%)	1.23	1.20	1.04	1.03	1.03
全国生活保護率(%)	1.64	1.64	1.63	1.63	1.63

資料：鳥取県生活保護率は、厚生労働省被保護者調査の被保護実人員（各年度3月分）を前年度10月1日時点の「鳥取県推計人口（総人口）」で除した値。全国生活保護率は、厚生労働省被保護者調査（1か月平均）

## 2 就学援助を受けた児童生徒数（小学校・中学校）の推移

本市の要保護児童生徒数は令和5（2023）年度で125人、準要保護児童生徒数は1,690人といずれも減少傾向にあり、合計で1,815人となっています。また、本市の就学援助率は、全国や県の平均を下回って推移しています。

【 就学援助を受けた児童生徒数（要保護・準要保護児童生徒数）の推移 】



	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
要保護児童生徒数(人)	181	158	155	157	125
準要保護児童生徒数(人)	1,824	1,888	1,802	1,770	1,690
鳥取市就学援助率(%)	13.9	14.3	13.8	13.8	13.3
鳥取県就学援助率(%)	16.1	15.7	15.7	15.3	-
全国就学援助率(%)	14.5	14.4	14.2	13.9	-

資料：庁内資料（各年度3月末日現在）、鳥取県、全国は「就学援助実施状況等調査結果」（文部科学省）

### 3 児童手当の受給者数の推移

児童手当の受給者数の推移をみると、全体的に減少傾向にあります。小学校修了後～中学校修了前の非被用者においては、緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

#### 【 児童手当の受給者数の推移 】

(単位：人)

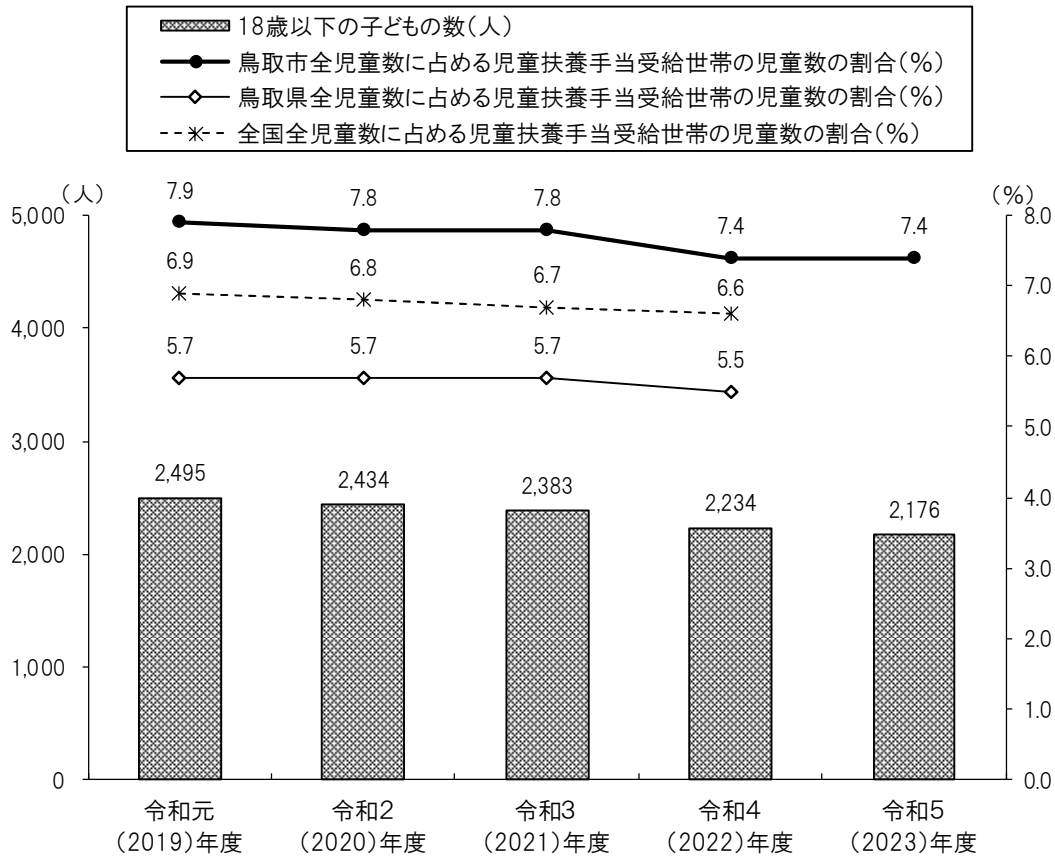
		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
0歳～3歳未満	被用者	2,868	2,827	2,697	2,631	2,410
	非被用者	383	363	354	349	329
3歳以上～ 小学校修了前	被用者	11,138	10,913	10,680	10,371	10,069
	非被用者	1,893	1,803	1,721	1,730	1,646
小学校修了後～ 中学校修了前	被用者	3,545	3,519	3,472	3,381	3,299
	非被用者	632	635	629	651	596

資料：支給状況報告（各年度2月末日現在）

#### 4 児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移

本市の児童扶養手当受給世帯は、令和5（2023）年度で1,413世帯、そのうち18歳以下の子どもの数は2,176人となっており、近年は減少で推移しています。また、本市の児童扶養手当受給世帯の児童数の割合は、全国や県の平均を上回って推移しています。

【 児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移 】



	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
児童扶養手当受給世帯(世帯)	1,671	1,620	1,577	1,473	1,413
18歳以下の子どもの数(人)	2,495	2,434	2,383	2,234	2,176
鳥取市全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合(%)	7.9	7.8	7.8	7.4	7.4
鳥取県全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合(%)	5.7	5.7	5.7	5.5	-
全国全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合(%)	6.9	6.8	6.7	6.6	-

資料：総務省統計局人口推計（各年度10月1日現在）、鳥取県統計課の推計人口（各年度10月1日現在）  
厚生労働省福祉行政報告例（各年度末現在）

## 【6】地域子ども・子育て支援事業の状況

### 1 利用者支援事業

利用者支援事業は、令和5（2023）年度は市内2か所で実施しています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
母子保健型 (子育て世代包括支援 センター)	か所	2	2	2	2	2

### 2 一時預かり事業

幼稚園や認定こども園の在園児対象の預かり保育の利用者数は、近年、緩やかな減少傾向にあります。一方、保育所等における一時保育の利用者数は、増加傾向にあります。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
幼稚園・認定こども園 在園児対象	延べ人数	32,326	32,889	41,153	34,366	33,389
	か所	8	7	9	11	12
保育所等における 一時保育	延べ人数	3,807	3,316	3,599	4,507	4,567
	か所	10	10	11	11	11

### 3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブの令和5（2023）年度の利用者数は3,156人となっており、低学年の利用が増加しています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
利用者数	低学年	人	2,220	2,314	2,317	2,401	2,445
	高学年	人	653	712	673	650	711
	合計	人	2,873	3,026	2,990	3,051	3,156
クラブ数	クラブ	68	71	74	76	76	

#### 4 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の利用者数は、近年、増加傾向にあり、令和5（2023）年度は40,048人となっています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用者数	延べ人数	32,514	29,431	31,674	31,900	40,048
拠点数	か所	14	13	13	13	14

#### 5 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査の受診者数は、減少傾向にあり、令和5（2023）年度は14,782人となっています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
健診回数	回	14	14	14	14	14
受診者数	延べ人数	17,922	18,099	17,385	17,294	14,782

#### 6 乳児家庭全戸訪問事業

乳児全戸訪問事業の訪問人数は、減少で推移しており、令和5（2023）年度は1,154人となっています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
訪問人数	人	1,318	1,324	1,283	1,243	1,154

#### 7 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問人数は、緩やかな減少で推移しています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
訪問人数	延べ人数	247	216	209	205	—



## 8 子育て短期支援事業

ショートステイ及びトワイライトステイの利用者数は、長期的には減少で推移していますが、平日日帰りステイの利用者数は、近年、増加傾向にあります。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
ショートステイ	延べ人数	443	380	280	244	253
	か所	2	3	14	19	18
平日日帰りステイ	延べ人数	69	43	11	31	51
	か所	2	3	14	19	18
トワイライトステイ	延べ人数	231	177	149	118	127
	か所	2	3	14	19	18

## 9 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用者数は、令和5（2023）年度は755人と、長期的には減少で推移しています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用者数	延べ人数	1,371	1,070	1,024	665	755
か所数	か所	1	1	1	1	1

## 10 時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園 長時間）

時間外保育事業（延長保育事業）の利用者数は、令和5（2023）年度は2,013人と、長期的には減少で推移しています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用者数	人	2,416	2,323	2,094	1,983	2,013
	延べ人数	84,115	75,649	56,083	62,959	58,257
か所数	か所	43	43	43	44	44

## 11 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業の利用者数は、近年、増加傾向にあり、令和5（2023）年度は4,233人となっています。

	単位	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用者数	延べ人数	2,966	1,575	2,246	2,551	4,233
か所数	か所	5	5	6	7	7

## 12 教育・保育の量の見込みと実績値

### (1) 鳥取市全体

必要利用定員総数の実績をみると、いずれも見込量を下回って推移しています。

特定教育・保育施設については、令和5（2023）年度には確保方策をほぼ達成しています。

(単位：人)

		令和2(2020)年度				令和3(2021)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
必要利用定員 総数	量の見込み①	1,347	3,613	780	2,234	1,293	3,641	780	2,216
	実績値②	1,064	3,599	230	2,069	1,043	3,425	239	2,044
	差(①-②)	283	14	550	165	250	216	541	172
特定教育・保育 施設	確保方策③	1,295	3,607	591	1,943	1,295	3,619	626	1,987
	実績値④	1,261	3,569	597	1,926	1,268	3,547	579	1,942
	差(③-④)	34	38	-6	17	27	72	47	45

		令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
必要利用定員 総数	量の見込み①	1,241	3,670	785	2,198	929	3,233	218	2,024
	実績値②	911	3,322	219	2,048	868	3,178	209	1,955
	差(①-②)	330	348	566	150	61	55	9	69
特定教育・保育 施設	確保方策③	1,245	3,669	668	2,032	1,080	3,616	569	1,978
	実績値④	1,080	3,616	569	1,978	1,076	3,614	571	2,011
	差(③-④)	165	53	99	54	4	2	-2	-33

		令和6(2024)年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
必要利用定員 総数	量の見込み①	892	3,127	218	2,009
	実績値②	845	3,119	160	1,943
	差(①-②)	47	8	58	66
特定教育・保育 施設	確保方策③	1,080	3,616	569	1,978
	実績値④	1,264	3,538	580	1,995
	差(③-④)	-184	-78	-11	-17

注：令和5（2023）年度、令和6（2024）年度の見込量と確保方策は、令和4（2022）年度の間見直しによる修正数値（以下同様）

## (2) 鳥取地域

必要利用定員総数の実績をみると、いずれも見込量を下回って推移しています。

特定教育・保育施設については、令和5（2023）年度には確保方策をほぼ達成しています。

(単位：人)

		令和2(2020)年度				令和3(2021)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
必要利用定員 総数	量の見込み①	1,206	3,093	677	1,856	1,152	3,135	681	1,862
	実績値②	936	3,052	210	1,744	900	2,924	203	1,759
	差(①-②)	270	41	467	112	252	211	478	103
特定教育・保育 施設	確保方策③	1,085	2,971	487	1,553	1,085	2,983	522	1,597
	実績値④	1,051	2,945	497	1,550	1,058	2,923	479	1,566
	差(③-④)	34	26	-10	3	27	60	43	31

		令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
必要利用定員 総数	量の見込み①	1,101	3,178	689	1,866	795	2,756	188	1,761
	実績値②	774	2,851	195	1,757	748	2,773	190	1,657
	差(①-②)	327	327	494	109	47	-17	-2	104
特定教育・保育 施設	確保方策③	1,035	3,033	564	1,642	870	2,992	469	1,602
	実績値④	870	2,992	469	1,602	866	2,990	471	1,635
	差(③-④)	165	41	95	40	4	2	-2	-33

		令和6(2024)年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
必要利用定員 総数	量の見込み①	759	2,664	181	1,761
	実績値②	727	2,705	136	1,668
	差(①-②)	32	-41	45	93
特定教育・保育 施設	確保方策③	870	2,992	469	1,602
	実績値④	1,054	2,914	480	1,619
	差(③-④)	-184	78	-11	-17

### (3) 支所地域

必要利用定員総数の実績をみると、2号認定は令和2（2020）年度の実績が見込量を上回っていましたが、令和3（2021）年度以降は見込量を下回って推移しています。

特定教育・保育施設については、令和5（2023）年度には確保方策を達成しています。

(単位：人)

		令和2(2020)年度				令和3(2021)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
必要利用定員 総数	量の見込み①	141	520	103	378	141	506	99	354
	実績値②	128	547	20	325	143	501	36	285
	差(①-②)	13	-27	83	53	-2	5	63	69
特定教育・保育 施設	確保方策③	210	636	104	390	210	636	104	390
	実績値④	210	624	100	376	210	624	100	376
	差(③-④)	0	12	4	14	0	12	4	14

		令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
必要利用定員 総数	量の見込み①	140	492	96	332	134	477	30	263
	実績値②	137	471	24	291	120	405	19	298
	差(①-②)	3	21	72	41	14	72	11	-35
特定教育・保育 施設	確保方策③	210	636	104	390	210	624	100	376
	実績値④	210	624	100	376	210	624	100	376
	差(③-④)	0	12	4	14	0	0	0	0

		令和6(2024)年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
必要利用定員 総数	量の見込み①	133	463	37	248
	実績値②	118	414	24	275
	差(①-②)	15	49	13	-27
特定教育・保育 施設	確保方策③	210	624	100	376
	実績値④	210	624	100	376
	差(③-④)	0	0	0	0

## 第3章 本市における子育て支援の課題

### 【1】第2期計画の主な取組と今後の課題

本市では、第2期計画に基づき、子ども・子育て支援施策を展開しており、各担当部署においては、定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出することで、次年度の取組に反映させることとしています。

本計画の策定にあたり、第2期計画の「施策体系」における5つの基本目標と、基本施策ごとに、これまでの主な取組内容及び今後の課題を整理しました。

#### 【参考／第2期計画の施策体系】

<b>基本目標1 親子の健やかな成長を支えるために</b>
基本施策1 妊娠への支援 基本施策2 妊娠期からの切れ目ない支援 基本施策3 乳幼児期から心身共に健やかに育つための支援 基本施策4 保護者が安心して子育てが行えるための支援
<b>基本目標2 健やかな成長を支える場の確保のために</b>
基本施策1 幼児期の教育・保育の質の充実 基本施策2 学校教育・社会教育における子育て支援 基本施策3 児童・生徒の健全育成の推進
<b>基本目標3 子育て家庭を支援するために</b>
基本施策1 幼児期の教育・保育の受け入れ体制の充実 基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実 基本施策3 多様な保育ニーズへの対応 基本施策4 放課後の居場所づくり 基本施策5 育児不安・育児困難への対応 基本施策6 児童虐待の防止と対応 基本施策7 配慮を必要とする子どもとその家族への支援
<b>基本目標4 地域ぐるみで子育てをするために</b>
基本施策1 地域の中でのふれあいの充実 基本施策2 市民等との協働による子育て支援 基本施策3 地域を担う人材の育成
<b>基本目標5 安心して子育てできる環境づくりのために</b>
基本施策1 子育てと仕事の両立支援 基本施策2 子育てを支援する生活環境の整備 基本施策3 子ども等の安全の確保

### 基本施策1 妊娠への支援

#### 【これまでの主な取組内容】

- 中学校で、育児ふれあい体験学習や保健体育、家庭科、道徳、総合的な学習の時間等を活用して命の大切さを学ぶ性教育を実施しました。
- 思春期の子どもの悩みや困りごとをサポートする、相談窓口を周知する相談ダイヤルカードを中学校や高校、各関係機関に配布しました。
- 思春期に関わる関係者を対象とした研修会を開催しました。
- 妊娠が困難な方や不育症のため子どもを持つことが困難な方へ、県助成制度に加えて、市の追加助成による経済的支援を行いました。
- 不育症検査や治療については、市独自の助成制度で支援しています。

#### 【今後の主な課題※】

- 児童・生徒への命の大切さや母性、父性を育てる体験学習の提供、性教育の実施
- 不妊・不育等の夫婦への経済的負担の軽減

※ 継続して取り組む内容も含む。（以下同様）

### 基本施策2 妊娠期からの切れ目ない支援

#### 【これまでの主な取組内容】

- 妊婦健康診査費の助成や妊婦相談等を通して、妊娠中の母子の健康管理や出産への不安軽減に努めました。
- 妊産婦のニーズに応じて、母子ショートステイや母子デイサービスなどを利用してもらい、安心して妊娠、出産、育児に臨めるよう包括的な支援を推進しました。
- 妊婦歯科健康診査費、産後健康診査費の助成を行いました。
- 母親同士の交流や子育ての悩みを共有できる産後サロンを開設しました。
- 初めて出産を迎える妊娠6～7か月の妊婦を対象とした妊婦教室を開催しました。
- 妊娠期から子育て期にかけて伴走型支援と経済的な支援を実施するため、出産応援給付金、出生届出をした児童の養育者に子育て応援給付金をそれぞれ支給しました。
- 本市独自の事業として、おやこ健康手帳（母子健康手帳）の交付を受けた妊婦に「マタニティサポート！妊婦さん応援給付金」を支給しました。
- 父親になる人を対象に、妊娠、出産、育児についての知識や技術を身に付けてもらうための講義や体験を行う「新米パパ育児教室」を開催しました。

#### 【今後の主な課題】

- 妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない包括的な支援の充実

### 基本施策3 乳幼児期から心身共に健やかに育つための支援

#### 【 これまでの主な取組内容 】

- 乳児家庭全戸訪問事業、未熟児訪問指導、乳幼児健康診査、育児相談を実施し、新生児期、乳幼児期の健全な成長発達を支援し、保護者の不安の軽減を図りました。
- 定期予防接種のほか、インフルエンザの任意予防接種を小学6年生まで拡大し、対応しました。
- 新生児聴覚検査費を助成しました。
- 保護者同士の交流や子育ての悩みを共有できる場を提供しました。
- より良い親子関係をつくるきっかけとして、6か月児健診時と1歳6か月児健診時に絵本の読み聞かせと本のプレゼントを行いました。
- 子どもの豊かな感性と創造性を育むため、各園で芸術に触れる機会を持ちました。
- 節目ごとの歯科健診、むし歯予防のためのフッ化物塗布、保健指導など、乳幼児期からの歯の健康保健対策の充実を図りました。
- 離乳食講習会や食育教室、保育園や学校給食で健康的な食習慣の定着につながるよう食育を推進しました。
- 学校と連携しながら学齢期からの健康教育の充実を図りました。
- 鳥取市の健康づくり事業に協力している関係機関、また母子保健事業に協力している関係機関が連携し、それぞれの事業について協議しました。

#### 【 今後の主な課題 】

---

- 乳幼児期の切れ目のない母子の健康の保持、増進及び疾病の早期発見体制の推進
  - 予防接種率の向上に向けた接種の促進、新生児聴覚検査の受診の勧奨
  - 乳幼児を持つ保護者同士が交流し、育児の知識についての学習や相談ができる場の充実
  - 親子の触れ合いの大切さを知ってもらう、絵本を通じた取組や子どもが芸術に触れる取組の充実
  - 離乳食講習会や食育教室による食育推進の充実
  - 家族と共に取り組める生活習慣病予防対策や禁煙・受動喫煙に関する情報提供、指導の充実
-



## 基本施策4 保護者が安心して子育てが行えるための支援

### 【 これまでの主な取組内容 】

- ひとり親家庭の保護者へ児童扶養手当を支給するとともに、前年所得税非課税世帯で18歳以下の子どもがいる場合は、医療費自己負担額の一部を助成しました。
- 母子父子自立支援員を配置するとともに、本庁舎ハローワーク就労相談窓口の周知に努め、個別の支援につなぎました。
- 傷病等で一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭の保護者を対象に、日常生活支援事業の周知と推進に努めました。
- ひとり親家庭の児童が学習できる場を提供するとともに、大学等に修学する子どもに必要な修学資金等の貸し付けを行いました。
- 防犯カメラの増設等、母子生活支援施設の防犯対策を強化しました。
- 生活保護世帯や生活困窮世帯の児童・生徒を対象とした学習教室を開設し、学習を支援しました。

### 【 今後の主な課題 】

---

- 本庁舎ハローワーク就労相談窓口の周知の充実
  - ひとり親家庭の医療費助成制度の円滑な運営
  - 児童・生徒が自分の希望する進路を選択できる環境の推進
  - 不登校等、課題を抱えている児童・生徒に対する学習の支援、学校、スクールソーシャルワーカーとの連携の強化
-

**基本施策1 幼児期の教育・保育の質の充実****【 これまでの主な取組内容 】**

- 保育所、認定こども園等の職員の資質の向上を目指し、研修の開催や研修への参加案内、園内研修の充実に取り組みました。感染症流行時期でも研修の中止を避けるため、延期やオンライン研修等を活用しました。
- 私立幼稚園教員の資質の向上、幼児教育の振興を図るため、合同で研修を開催するとともに、私立幼稚園運営費助成事業等により、私立幼稚園の運営を支援しました。

**【 今後の主な課題 】**

- オンライン研修の活用等、職員が研修に参加する機会の充実
- 外国人家庭に対する個別支援状況の把握による、適切な支援
- 保育所、認定こども園、幼稚園等職員の資質の向上

**基本施策2 学校教育・社会教育における子育て支援****【 これまでの主な取組内容 】**

- 不登校状態にある児童・生徒を対象に、児童生徒相談員が相談室を拠点とした教育相談や学習支援等を実施し、児童・生徒の状況に応じて、教室内でサポートしました。
- 家庭学習の定着に向け、保護者に協力を依頼し、家庭学習の手引きの活用等に取り組みました。
- メディアの使用を含めた規則正しい生活習慣の定着に向け、保護者の協力により、ノーメディアデー等に取り組むとともに、各学校の実態に応じて関係機関等の出前授業を開くなど、児童・生徒や保護者への啓発を図りました。
- 日本語支援を希望した全ての学校に教育活動支援員を配置し、外国籍の児童・生徒に応じたきめ細かな指導を行いました。
- 総合教育センターで、本人や保護者、学校からの不登校やいじめ等に関する教育相談を、電話のほか来所、訪問等で対応しました。
- 小学校において「子育て・親育ち講座」を開催しました。
- PTA連合会を支援するとともに、PTA役員功労者を表彰しました。
- 生活に困窮する準要保護世帯を対象に、学用品費や給食費を補助しました。
- 遠距離等の理由で公共交通機関や自家用車で通学する児童・生徒の保護者に、通学費を補助しました。

## 【 今後の主な課題 】

---

- 各学校の実態に応じた児童生徒相談員の適切な配置の推進
  - メディアの使用も含めた規則正しい生活習慣の定着に向けた啓発活動の充実
  - 国際交流財団との連携による教育活動支援員の確保
  - 児童・生徒や保護者、学校のニーズに応じた教育相談の実施
  - 「子育て・親育ち講座」の効果的な周知及び地域の子育てサークルへの拡大
  - P T A 連合会事務の負担軽減策についての検討
  - 就学援助制度の周知の充実
  - 通学費の負担が厳しい保護者へ経済的支援
- 
- 

## 基本施策3 児童・生徒の健全育成の推進

### 【 これまでの主な取組内容 】

- 稲葉山地区、浜坂地区で、青少年のための明るいまちづくり事業のモデル事業を実施しました。
- スポーツ少年団を支援するとともに、社会体育活動における指導者の育成や小学生にふさわしい活動の在り方の研修機会を提供しました。

### 【 今後の主な課題 】

---

- モデル事業で取り組まれた有効な活動の広報等による啓発活動の充実、計画的なモデル事業の実施
  - 「小学生スポーツ活動ガイドライン」の指導者への周知
- 
-

**基本施策1 幼児期の教育・保育の受け入れ体制の充実****【 これまでの主な取組内容 】**

- 私立認定こども園の施設整備を支援しました。
- 私立保育園から幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、施設整備費を支援しました。

**【 今後の主な課題 】**

- 私立幼稚園の認定こども園への移行についての支援

**基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実****【 これまでの主な取組内容 】**

- 教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報を提供するとともに、必要に応じて相談や助言、関係機関との連携を行いました。
- 0～3歳までの子どもとその保護者が気軽に訪れ、子育てについての相談や親子の交流を図れる子育てひろば、たんぼひろばを開設しました。
- 0～5歳の保育所等に通っていない子育て家庭を対象に、交流の場の提供や子育て等に関する相談、子育てサークル等の育成に向けた支援等を行いました。
- 地域で育児教室や育児相談、育児セミナー等を実施し、育児の知識を深めてもらうとともに、保護者同士の交流を図る機会の提供に努めました。
- 児童厚生員の資質の向上のため、定例会を開催したほか、県児連・東児連主催の研修会にオンラインで参加しました。また、産後サロンのボランティアを実施しました。
- 保育料については、国の年齢制限を撤廃し、第3子以降を無償化するとともに、同時在園の1人目が3歳未満児である場合の2人目の保育料を5分の1に軽減しました。
- 18歳以下の子どもの小児医療費については、自己負担額の全額を助成しました。小児慢性特定疾病の子どもの治療に係る医療費を助成しました。
- 地域の企業と協働して、様々なサービスが受けられる「とりっこカード」を発行し、多子世帯の負担を軽減しました。
- 日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事に参加する費用等の全部又は一部を助成しました。

## 【 今後の主な課題 】

---

- 0～5歳の子育て家庭を対象とした支援と交流の場の提供
  - 児童館を活動拠点とする地域活動組織の取組の強化
  - 国基準より低い市の保育料の設定
  - 医療機関における適正受診の普及に向けた啓発、小児医療費助成制度の円滑な運営
  - 小児慢性特定疾病医療費助成制度の推進と制度の充実
  - 協賛内容や広報、他の支援カードとのマッチングの実施
  - 支援を必要とする世帯に対する、実費徴収に係る補足給付を行う事業の周知
- 

## 基本施策3 多様な保育ニーズへの対応

### 【 これまでの主な取組内容 】

- 教育・保育施設における延長保育や預かり保育、休日保育等を実施するとともに、病児・病後児保育の充実を図りました。
- 土曜日午前に保育施設を開放して育児相談等を行う、土曜園開放事業を実施しました。
- 子育て支援センター設置園を中心に、地域の子育て家庭への相談、支援の体制づくりを進めました。
- 年度途中の乳児の入所希望に対応できるよう、保育所や認定こども園、小規模保育事業所の職員人件費の助成を行いました。

### 【 今後の主な課題 】

---

- 保護者のニーズに応じた延長保育事業や一時預かり事業、預かり保育事業、休日保育事業の実施
  - 子育て支援センター設置園から地域への子育て支援に関する情報提供及び発信方法の検討
  - 病気又は病気回復期にある乳幼児の受け入れ体制の検討
- 

## 基本施策4 放課後の居場所づくり

### 【 これまでの主な取組内容 】

- 学校や保護者会等と連携して、放課後児童クラブ開設場所の確保や調整等を支援するとともに、放課後児童クラブ支援員等の資質の向上に努めました。
- 地域に根差した放課後子ども教室となるよう、取組を支援しました。
- 地域食堂（こども食堂）の活動を支援するとともに、学生団体等と連携し、学習支援に取り組みました。また、継続的、安定的な運営に向けて「地域食堂ネットワーク」を支援しました。

### 【 今後の主な課題 】

---

- 放課後児童クラブ開設場所の確保、放課後児童クラブ支援員等の資質向上
-

## 基本施策5 育児不安・育児困難への対応

### 【これまでの主な取組内容】

- 保育所入所児童の保護者を対象に、育児相談を各園で随時実施しました。
- 保健師が家庭を訪問し、育児についての相談、支援を行いました。
- 子育てに不安や悩み、育てにくさを抱えている親を対象とした「らくだクラブ」を毎月開催しました。
- 児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を対象としたショートステイや平日日帰りステイを実施しました。仕事等で保護者が夜間や休日に不在となる児童については、トワイライトステイを実施しました。
- 子育ての負担の軽減、経済的な理由等で一時的に親子を保護することが必要な子どもを、一定期間施設で養育、保護しました。
- 家事、育児等に不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴、家事、育児等の支援を実施し、家庭や養育環境を整えるために支援しました。

### 【今後の主な課題】

---

- 柔軟な相談支援体制の構築
  - 相談や悩みを必要に応じて療育支援につなぐ支援
  - 母親の自己肯定感を高め、不安等を軽減する「らくだクラブ」の開催
- 

## 基本施策6 児童虐待の防止と対応

### 【これまでの主な取組内容】

- 児童福祉に関する相談や児童虐待の通告、相談を受け付けるとともに、相談員を配置し、家庭における児童養育やDVについての相談に対応しました。
- 乳幼児健診時や子育て相談ダイヤルで、子育ての不安や悩みについての相談に対応しました。
- 支援の必要な家庭を対象とした心理相談によるカウンセリングの実施、支援員の家庭訪問を通じて、安心して養育が行えるよう支援しました。
- 鳥取市要保護児童対策地域協議会を運営し、児童虐待防止とその対応について関係機関との連携を図りました。
- 児童・生徒へのリーフレットの配布をはじめ、11月の児童虐待防止推進月間に合わせた広報等を通して、啓発活動に取り組みました。
- 小中学校教職員や保育士、保健師等を対象とした県の研修をオンラインで配信しました。

## 【 今後の主な課題 】

---

- 児童虐待の早期発見、早期対応、支援に向けた相談体制の充実
  - 最適な支援に向け、関係部署や関係機関と連携した制度の把握、情報収集
  - 児童虐待防止に向けた啓発活動の推進
  - 虐待が疑われる時点での通告相談の必要性について、関係機関への周知
- 

## 基本施策7 配慮を必要とする子どもとその家族への支援

### 【 これまでの主な取組内容 】

- 健診等で要追跡観察となった子どもと保護者を対象に、親子教室「ふれあい学級」を開催するとともに、発達が気になる乳幼児を対象に、5歳児発達相談や年少児発達相談、ことばの相談、ほほえみ相談を実施しました。
- 在宅の障がいのある子どもの地域生活を支えるため、訪問療育指導や外来療育指導、施設支援指導を実施しました。
- 発達上の困難を抱える2～3歳の子どもとその保護者を対象とした親子通所療育事業「らっこクラス」や集団生活に困難を抱える5歳児を対象とした小集団療育事業「いるかクラス」を実施しました。
- 発達支援コーディネーター等の専門員が各保育園や幼稚園等を訪問し、児童の特徴に応じた支援の在り方を協議、実践しました。
- 発達支援保育指導委員が保育園等を訪問し、園での保育の観察や助言、指導、経過観察等、適切な保育の支援を行いました。
- 発達が気になる子どもの親同士が集まり、悩みの共有等で子育てへの不安の軽減を図る親の集い「いっぽいっぽ」を開催しました。
- 障がいのある子どもへの療育や発達を支援するため、児童発達支援センター若草学園で通園事業による療育を実施しました。
- 障がいのある子どもを対象に「鳥取市相談支援事業所わかくさ」で保護者面談や家庭訪問、関係機関スタッフ会議、計画立案、モニタリングを行いました。
- 障害者総合支援法等に基づき、居宅介護や短期入所、障害児通所支援、日中一時支援事業を実施しました。
- 特別な支援を必要とする就学前の児童や保護者を対象に、就学相談員が情報提供や教育相談、学校見学への同行、移行支援会議への出席など、就学支援を行うとともに、小学校入学時に必要なスキルやルールを学べる「にじのきょうしつ」を実施しました。
- 就学や学校生活における学習面や行動面の相談に電話や来所、訪問等で応じ、学校との調整や支援会議への出席を行いました。
- 小学1年生のひらがな読みの確認をし、要支援児童を対象にタブレットを活用した音読支援を行いました。

### 【 今後の主な課題 】

---

- 配慮を必要とする子どもやその家族への相談支援体制の充実
  - 訪問指導等の療育機能の向上
  - 障害児通所支援等の受け入れ体制の整備、子ども一人一人に合った支援
-

**基本施策1 地域の中でのふれあいの充実****【 これまでの主な取組内容 】**

- ゆうゆうとっとり子育てネットワークの自主的な活動を支援しました。
- 講師派遣や運営の助言、主任児童委員や地区公民館の協力等を通じて、地域の身近な場所での子育てサークルを支援しました。
- 新生児訪問指導や乳幼児健診、相談等の機会に子育てサークルを紹介するとともに、参加を促進しました。
- 地域性に合った奉仕活動や体験活動を行う、子どもと大人の触れ合い事業を実施しました。
- 中学生が各事業所で職場体験学習を行いました。
- 小学校低学年と幼児の交流、中学生等の体験学習での保育所児童との触れ合いを通して、園児と児童・生徒が交流しました。
- 夏祭りや新年こども大会等の伝承行事を通して、保育施設の園児が世代間交流を図るとともに、未就園児や高齢者、地域の人を園に招き、運動会等季節の行事や作品展等で交流しました。

**【 今後の主な課題 】**

- 各地区の子育てサークルへの参加の促進
- 地域性に合った各地区公民館の取組への支援
- 多様な事業所団体と連携し、地域の実態に応じた職場体験学習の実施
- 保育体験学習実施後の事後アンケート等の実施による、より効果的な取組の推進

**基本施策2 市民等との協働による子育て支援****【 これまでの主な取組内容 】**

- 「鳥取市子育て支援ネットワーク」で子育て支援について考え、会の意見を生かした活動に取り組むとともに、研修等を通じて、支援者の資質の向上や交流を図りました。
- 1歳6か月児健診時に、健診ボランティアが子どもの見守りや遊びを行い、健診待ち時間や保護者の負担の軽減につなぐとともに、ボランティアが子育て支援について考える機会を提供しました。
- 中心市街地の空き店舗等を活用して、親子リズム教室や親子カフェ等、親子が気軽に立ち寄り、交流できる場を提供しました。

**【 今後の主な課題 】**

- 健診ボランティアの確保



### 基本施策3 地域を担う人材の育成

#### 【 これまでの主な取組内容 】

- 各地区の公民館がその地域性に合った活動を行いました。
- 全学校に学校運営協議会を設置し、地域学校協働活動との一体的な推進についてのオンライン研修を実施するとともに、地域学校協働活動推進員を配置しました。
- 鳥取市子ども会連合会に委託して、ジュニアリーダーやヤングリーダーの養成に関する事業を実施しました。
- ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の確保、育成に努めました。

#### 【 今後の主な課題 】

---

- 地域性に合った各地区公民館の取組への支援
  - コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進
  - 地域学校協働活動未実施地区の増加に向けた啓発活動の推進
  - 少子化や子どもの生活の多様化の中での青少年健全育成事業の推進
  - ファミリー・サポート・センター事業の提供会員、両方会員の確保、育成
-

### 基本施策1 子育てと仕事の両立支援

#### 【これまでの主な取組内容】

- 男女共同参画センターにおいて、男性の家事、育児、介護への参画をテーマとする講座を開催したほか、性別による固定的役割分担意識解消のための啓発として「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏<sup>※</sup>」でオンラインによる連携講座やCATV収録放送を実施しました。
- 機関紙や展示等による啓発活動を通して、国や県等が実施する事業の情報発信を行いました。
- 子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を「男女共同参画かがやき企業」に認定しPRを行いました。
- 男性の「家事・子育て体験記」を市のホームページに掲載し、男性の育児休業取得の促進を図りました。
- 市のホームページを活用して、育児休業等制度の情報を提供しました。
- 働き方改革推進アドバイザーによる企業訪問や中小企業経営者向け働き方改革セミナーの開催等を通して、子育てしやすい職場環境づくりを啓発しました。
- 雇用アドバイザーが就労相談を行い、再就職を支援しました。
- ファミリー・サポート・センター事業で、子どもの送迎や預かりを行いました。

#### 【今後の主な課題】

- 男女共同参画センター啓発講座への市民の参加の促進
- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働き掛けの推進
- 広域的な啓発に広げるための他団体との協働、情報共有
- 働き方改革推進アドバイザーと中小企業経営者の連携の強化
- 求職者に寄り添った相談と相談員の質の向上
- 公共施設での預かり保育の実施

※ 鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町及び兵庫県新温泉町において、医療、福祉、産業、農業、環境、地域公共交通等の分野で広域的な連携を進めるために組織された地方創生に向けた取組（構想）のこと。

## 基本施策2 子育てを支援する生活環境の整備

### 【 これまでの主な取組内容 】

- 小・中学校の児童・生徒、認定こども園園児の園外保育における安全の確保のため、広西1号線や古市橋線、中大路雲山線の歩道新設や大森通りの歩道の拡幅を行いました。
- ガードレールやカーブミラー、転落防止柵の設置、点字ブロック等の修繕、市道歩道除雪や小型除雪機貸付等を行いました。
- 重箱緑地でイベント等を開催するとともに、老朽化した公園施設の更新、公園や保育園等の園庭の芝生化とその管理を行いました。
- 公共施設等のバリアフリー化や授乳コーナー、幼児用トイレの整備を進めるとともに、本庁舎に託児室とキッズコーナーを設置しました。

### 【 今後の主な課題 】

---

- 歩道の拡幅改良
  - 防犯灯や交通安全施設の整備
  - 除雪業者の確保、地域や保護者と連携した登下校時の安全の確保
  - 公園の芝生の管理を行う後継者の育成、保育園等の園庭の維持、管理に向けた支援
  - 公共施設のバリアフリー化の推進
  - 託児室の運営の在り方についての検討
- 

## 基本施策3 子ども等の安全の確保

### 【 これまでの主な取組内容 】

- 小・中学校や児童館等、耐震化や老朽化した施設の整備、改修を行いました。
- 交通安全運動や広報、啓発活動、交通安全指導員による見守り活動を行うとともに、交通安全指導員の確保に努めました。
- 少年愛護センターが街頭パトロールを実施するとともに、地区青少年育成協議会の活動や地域の環境浄化活動、非行防止活動、健全育成事業、少年補導員の技術の向上のための研修会を通して、子どもを非行から守る活動を支援しました。
- 危機管理マニュアルに沿った訓練や警察、地域と連携した登下校時の見守り活動、交通安全運動等を実施し、児童・生徒の安全の確保を図りました。
- 危険な空き家等の対応を行いました。
- 教育・保育施設、学校等で防災教育や防災訓練を実施しました。
- 青少年育成鳥取市民会議を通して、各地区協議会で子どもを取り巻く有害環境への対策の推進、環境浄化活動を促進しました。
- メディア・リテラシー<sup>※</sup>の向上のため、講座を開催しました。

※ メディアからの情報を主体的に読み解く能力、また、メディアにアクセスし、活用する能力のこと。

## 【 今後の主な課題 】

---

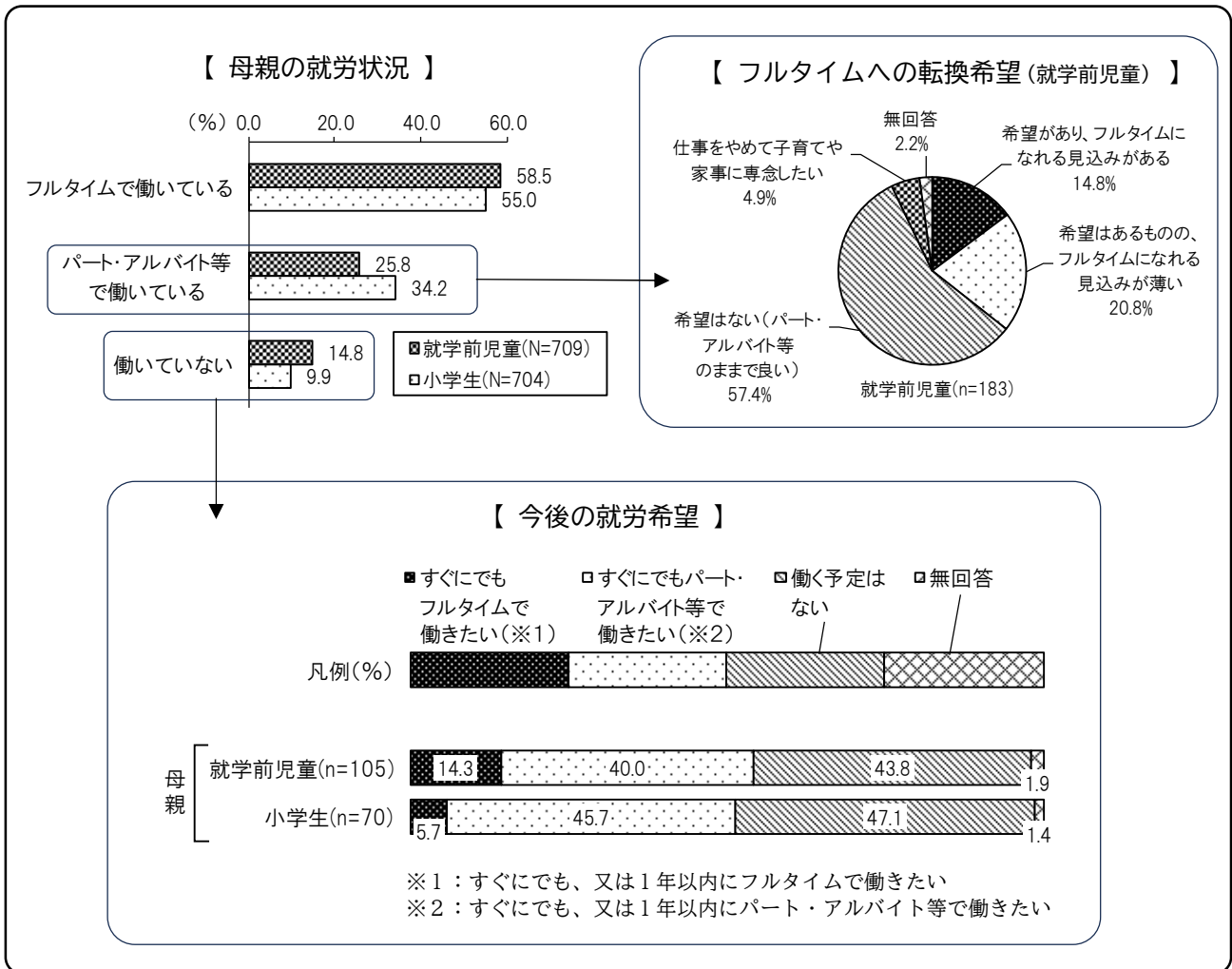
- 小・中学校の計画的な施設環境の整備
  - 子どもとその保護者への交通安全の啓発、広報
  - 地区青少年育成協議会活動や青少年を非行から守る街頭活動等への支援
  - 危機管理マニュアルの評価と必要に応じた見直し
  - 中学校区内の学校や園での連携した防災教育や防災訓練の実施
  - 保育施設の災害対応について保護者への周知、引き渡し訓練の実施
  - 地区協議会、青少年育成鳥取県民会議と連携した、環境浄化活動の啓発の強化
  - 子どもの頃からメディア・リテラシーを養う取組の推進
-

## 【2】アンケート調査結果の概要

### 【1】就学前児童保護者・小学生保護者調査より

#### 1 保護者の就労状況について

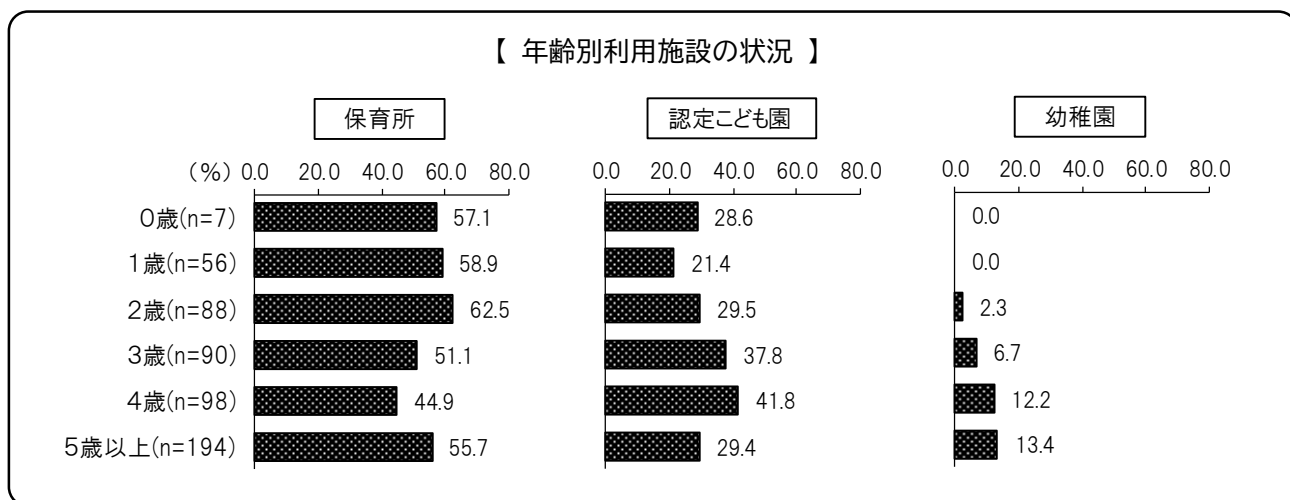
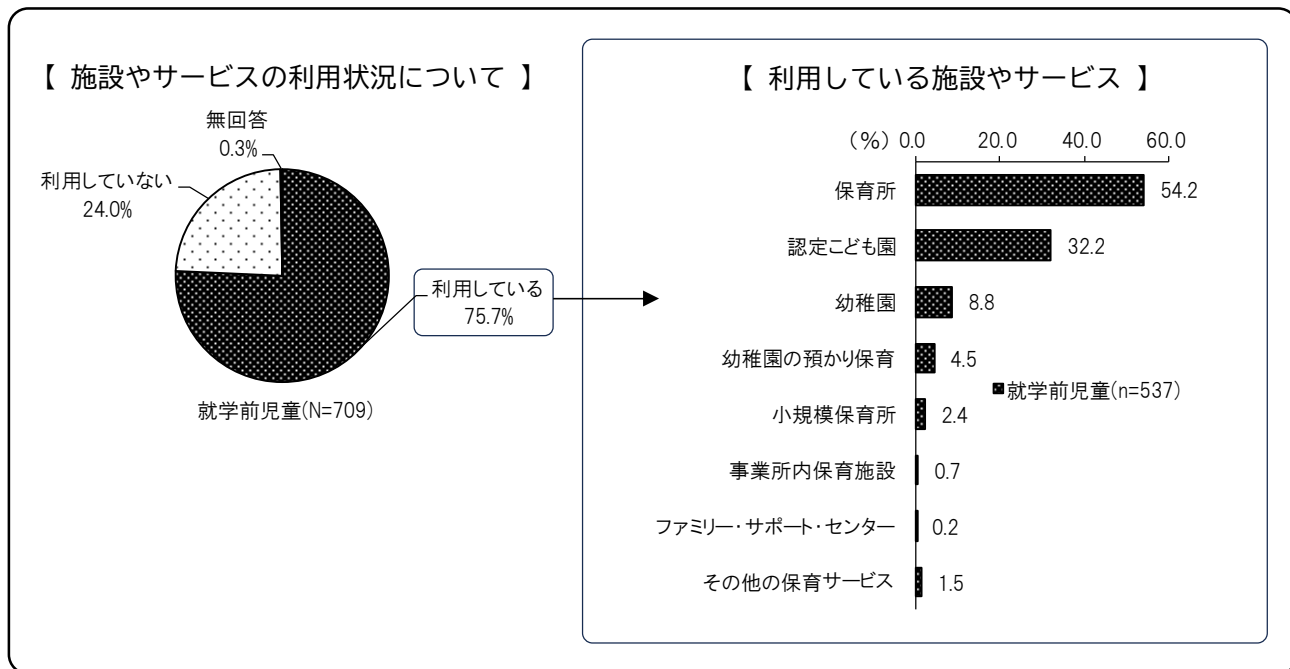
- 就学前児童、小学生共に母親の2～3割がパートタイム等で就労し、その3割以上が、今後フルタイムへの転換を希望しており、フルタイム就労に対するニーズが高いことが分かります。また、現在働いていない母親の過半数が早期の就労を希望しています。



## 2 施設やサービスの利用状況と利用希望について

### (1) 利用状況

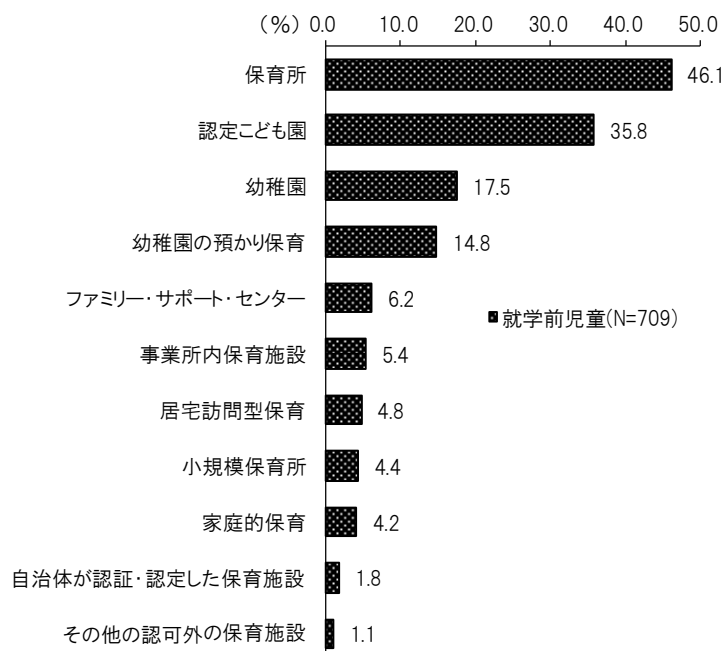
- 7割以上の子どもが保育所をはじめ、認定こども園などの施設やサービスを利用しています。そのうち保育所は2歳以下、認定こども園は3歳以上での利用が多くみられます。



## (2) 今後の利用希望

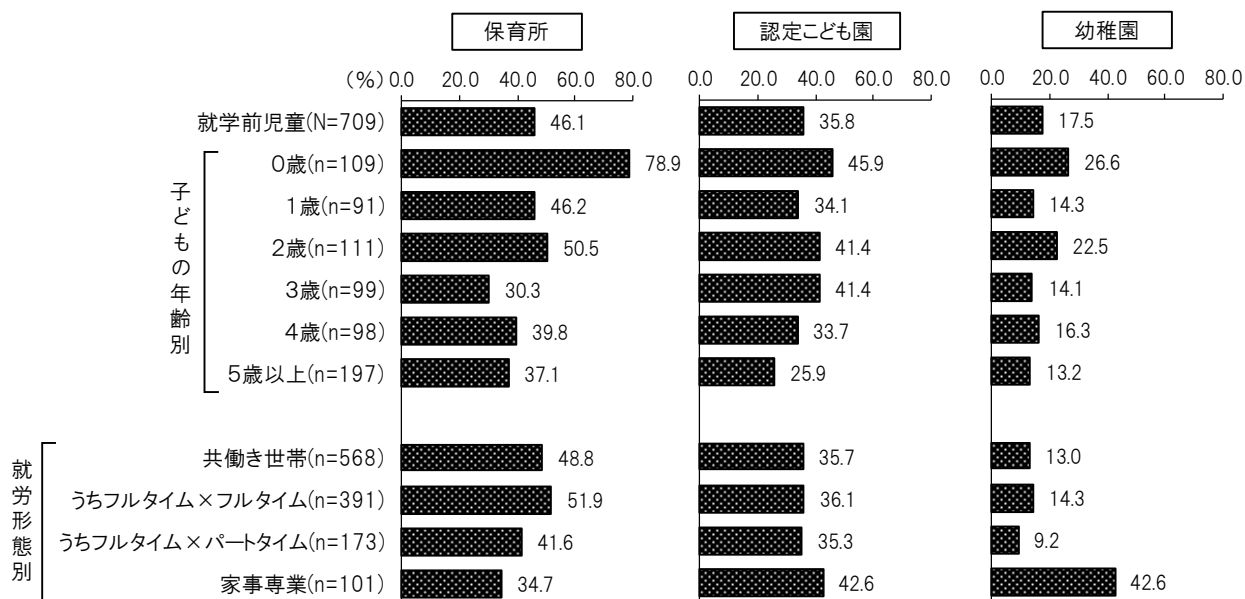
- 施設やサービスの平日の利用希望については「保育所」が半数近くと最もニーズが高く、次いで「認定こども園」「幼稚園」などの順となっています。

【 今後の施設やサービスの利用希望 】



- 「保育所」は0歳児を中心とする低年齢児のニーズが高くなっています。また、現在、家事専業の半数近くが認定こども園の利用を希望しており、今後の就労を見据えたニーズがうかがえます。

【 子どもの年齢別・就労形態別利用希望 】

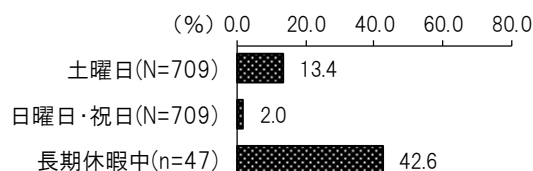


### 3 各種教育・保育サービスのニーズについて

#### (1) 土日等の利用希望

- 教育・保育施設について、土曜日の毎週利用希望者は1割台%ですが、日曜日・祝日については少ない状況です。一方、夏休み等の長期休暇中については、現在教育・保育施設を利用している人の4割以上が利用を希望しています。

【 土・日・祝日等の利用希望 】



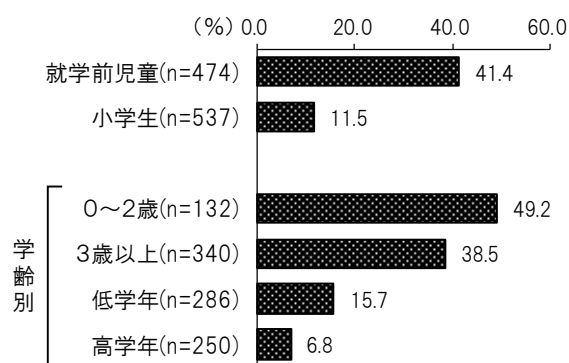
注1：土曜日、日曜日・祝日は「ほぼ毎週利用したい」、長期休暇中は「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」の割合

注2：長期休暇中は、現在、幼稚園を利用している人を母数としている。

#### (2) 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

- 病児・病後児のための保育施設等については、就学前児童で約4割、小学生で1割程度となっており、特に0～2歳児のニーズの高さが目立っています。

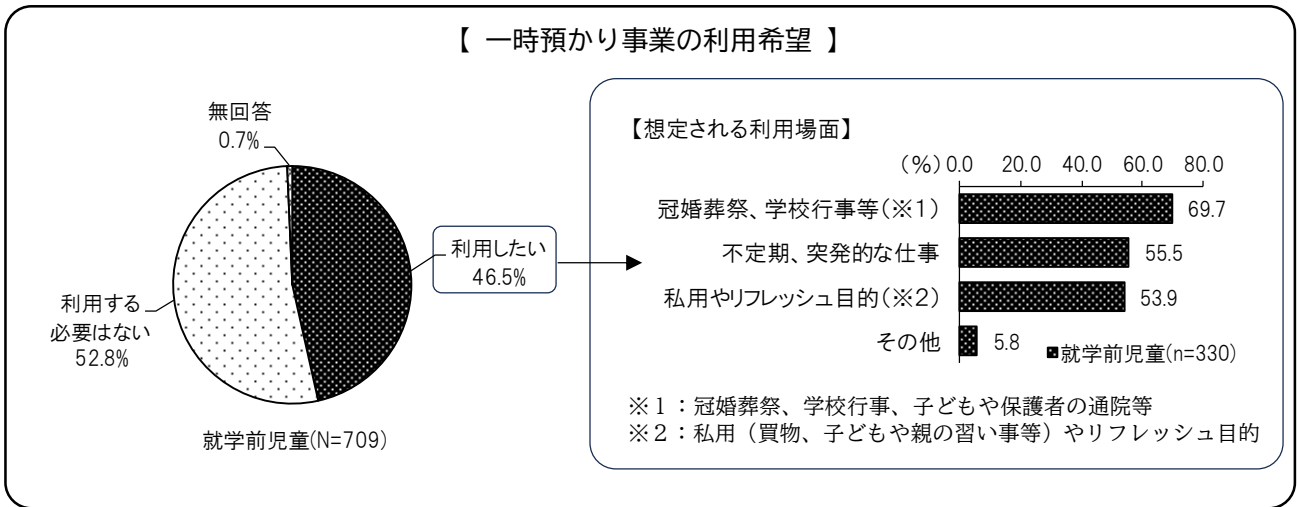
【 病児・病後児のための保育施設等の利用希望 】





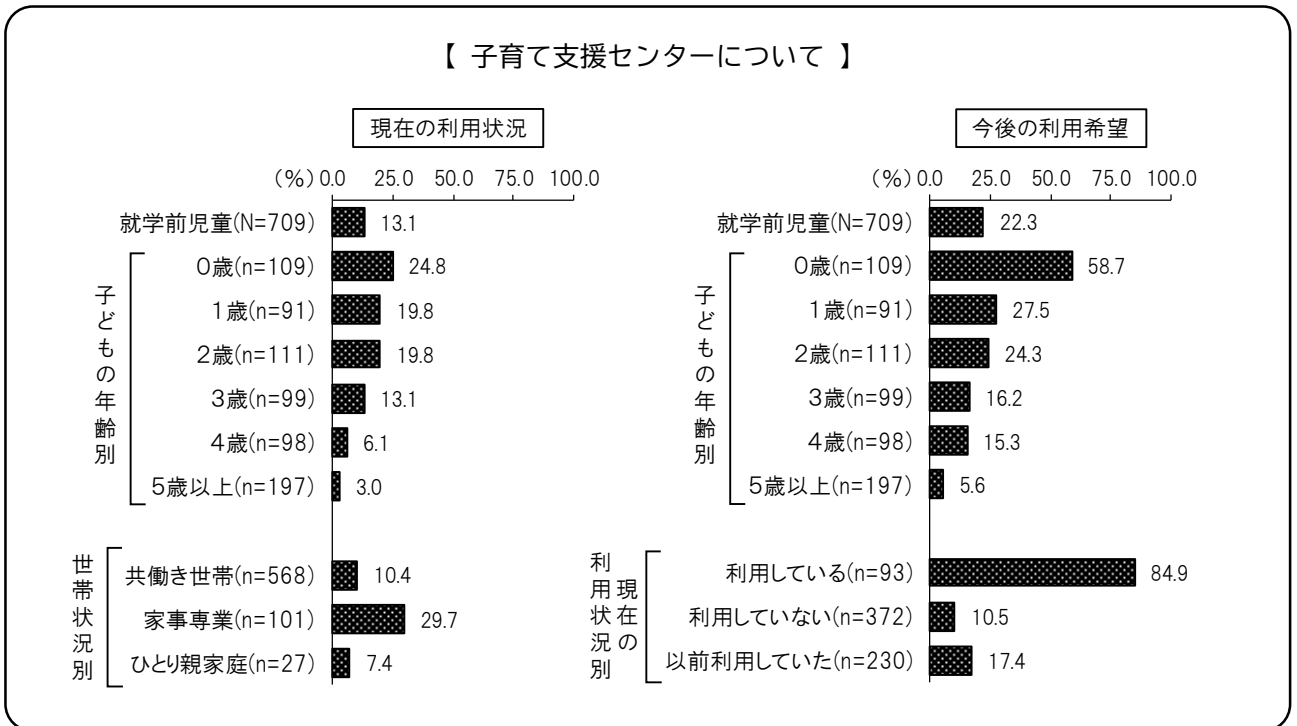
### (3) 一時預かり事業等の利用希望

- 一時預かり事業については、半数近くのニーズがみられ、特に「冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等」での利用が見込まれています。



### (4) 子育て支援センターの利用希望

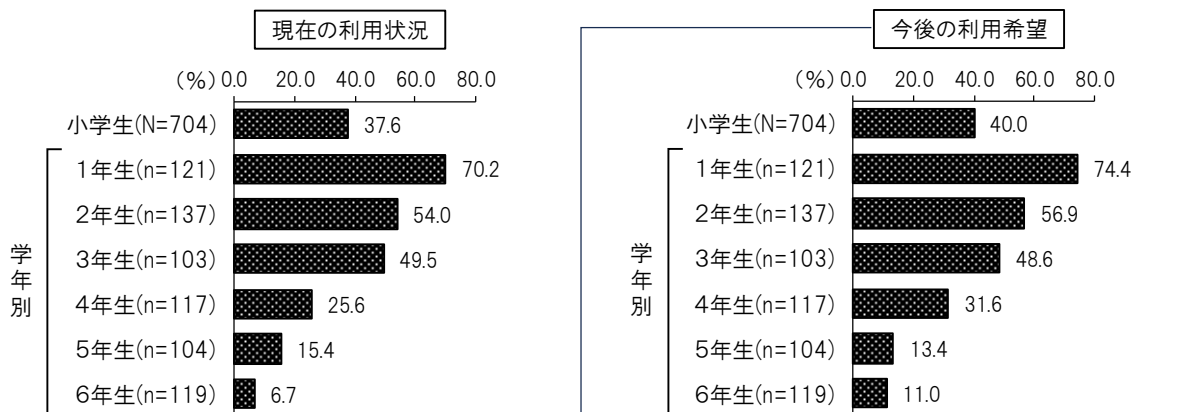
- 子育て支援センターを現在利用している人の子どもの年齢は0歳児に多く、今後の利用希望も0歳児が多くなっています。また、現在利用している人の8割以上が今後の利用を希望しており、リピーターが多いことが分かります。



#### 4 放課後児童クラブのニーズについて

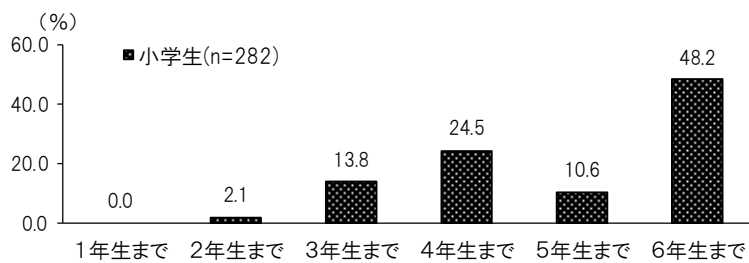
- 放課後児童クラブの利用者は、1年生で約7割、2～3年生で半数程度であり、学年が上がるほど利用者が減少しています。
- 今後の利用希望については、4割と現在の利用割合を上回っており、特に1～3年生でニーズが高くなっています。また、利用したい学年は6年生までが最も多いことが特徴です。

【 放課後児童クラブについて 】



注：「ぜひ利用したい」「できれば利用したい」の合計値

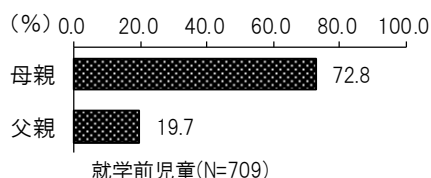
【 利用したい学年 】



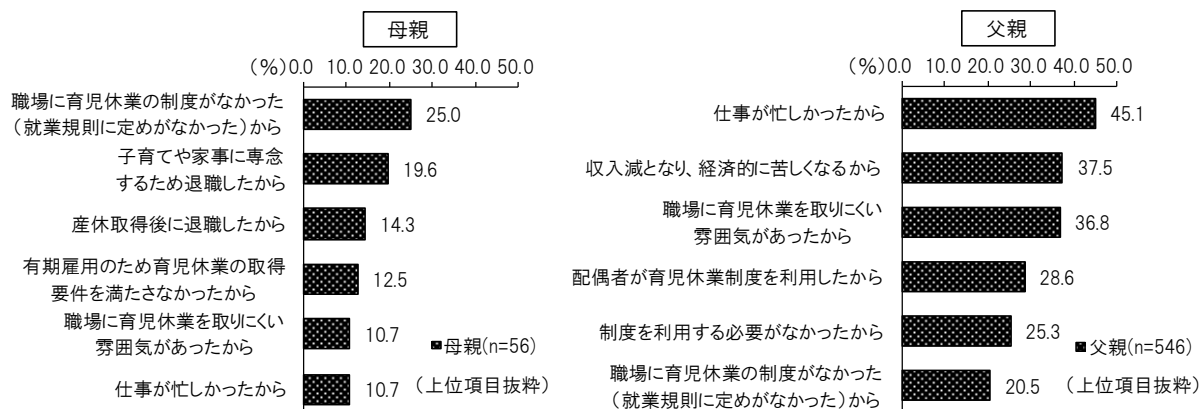
## 5 育児休業の取得状況について

- 母親の育児休業取得率は7割以上を占めていますが、父親は2割程度と低い状況です。父親が育児休業を取得しなかった理由は「仕事が忙しかったから」を筆頭に「収入減となり、経済的に苦しくなるから」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」など、母親が取れなかった理由と、その内容に大きな差がみられます。

【 育児休業の取得状況 】



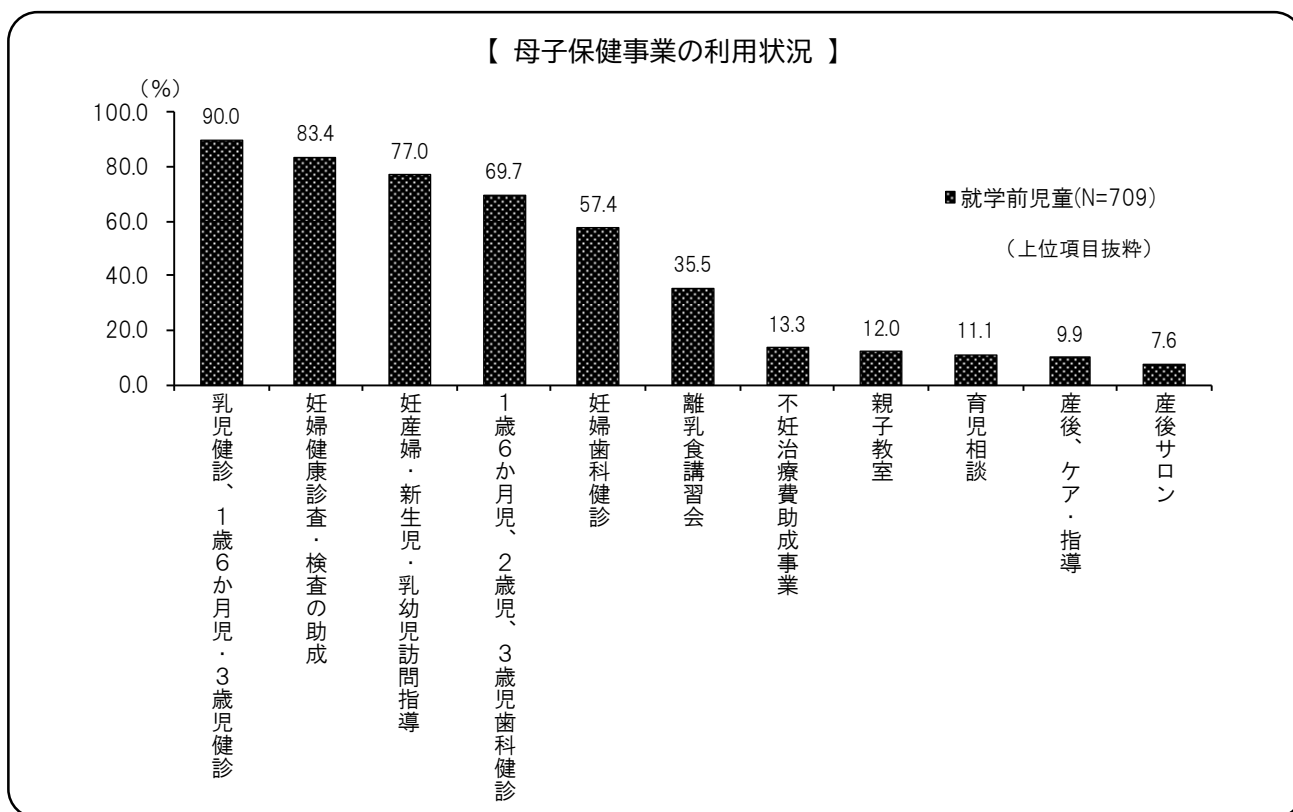
【 育児休業を取得しなかった理由 】



## 6 妊娠期からの母子保健事業について

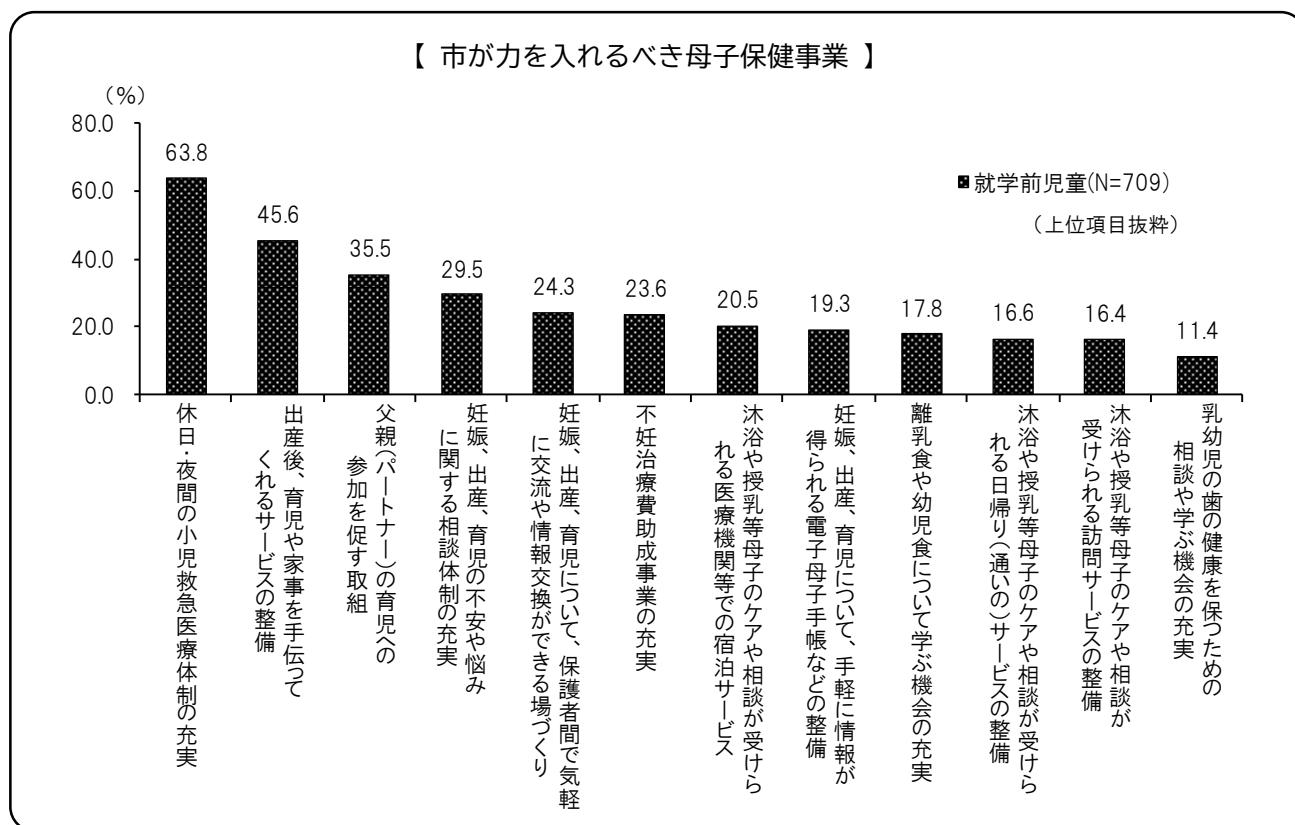
### (1) 母子保健事業の利用状況

- 母子保健事業の利用は「乳児健診、1歳6か月児・3歳児健診」をはじめ「妊婦健康診査・検査の助成」「妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導」「1歳6か月児、2歳児、3歳児歯科健診」が6割以上と多くみられます。



(2) 市が力を入れるべき母子保健事業について

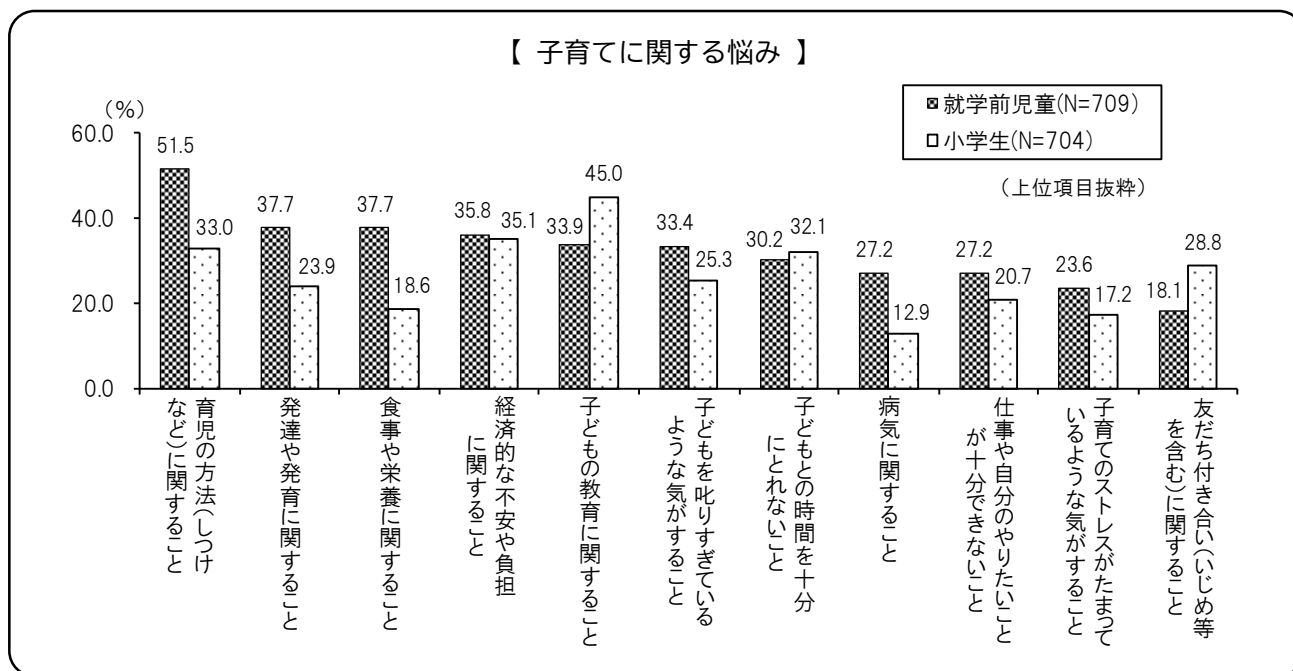
- 市が力を入れるべき母子保健事業については「休日・夜間の小児救急医療体制の充実」が最も多く、次いで「出産後、育児や家事を手伝ってくれるサービスの整備」「父親(パートナー)の育児への参加を促す取組」などが求められています。



## 7 子育て支援施策について

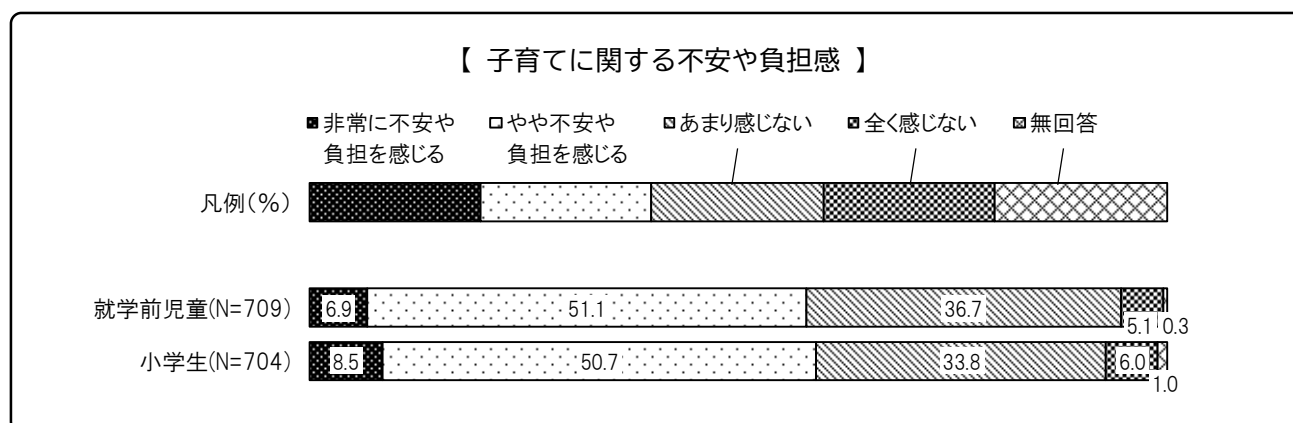
### (1) 子育てに関する悩みなどについて

- 就学前児童保護者では、育児の方法（しつけなど）をはじめ、子どもの発達や発育、食事や栄養、経済的な不安などが、悩みとして上位に回答されています。小学生保護者では就学前児童に比べて、特に子どもの教育や友だち付き合い（いじめ等）に関する悩みが多くみられます。



### (2) 子育てに関する不安や負担感について

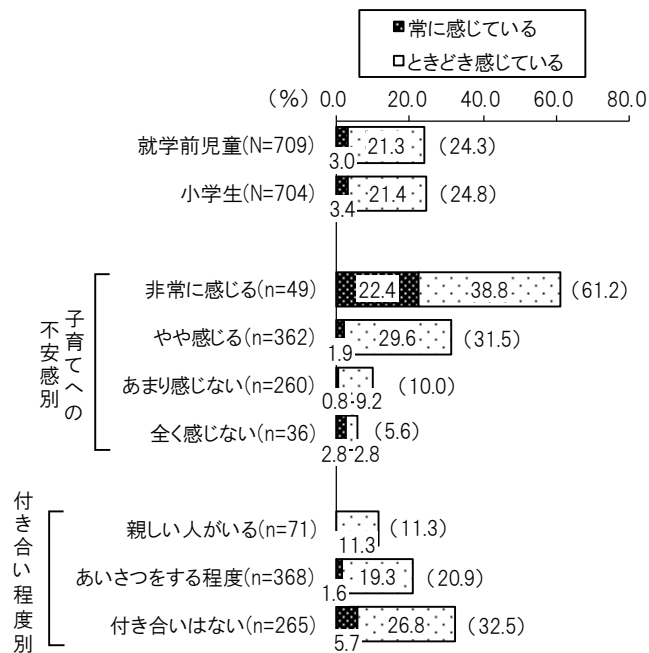
- 就学前児童、小学生保護者共に過半数が、子育てに不安や負担を感じるという回答をしています。



### (3) 孤立感について

- 就学前児童、小学生保護者共に、およそ4人に1人が孤立を感じています。特に子育てに不安を感じる人や近所付き合いが薄い人ほど孤立を感じる割合が高くなっています。

【 孤立感 】

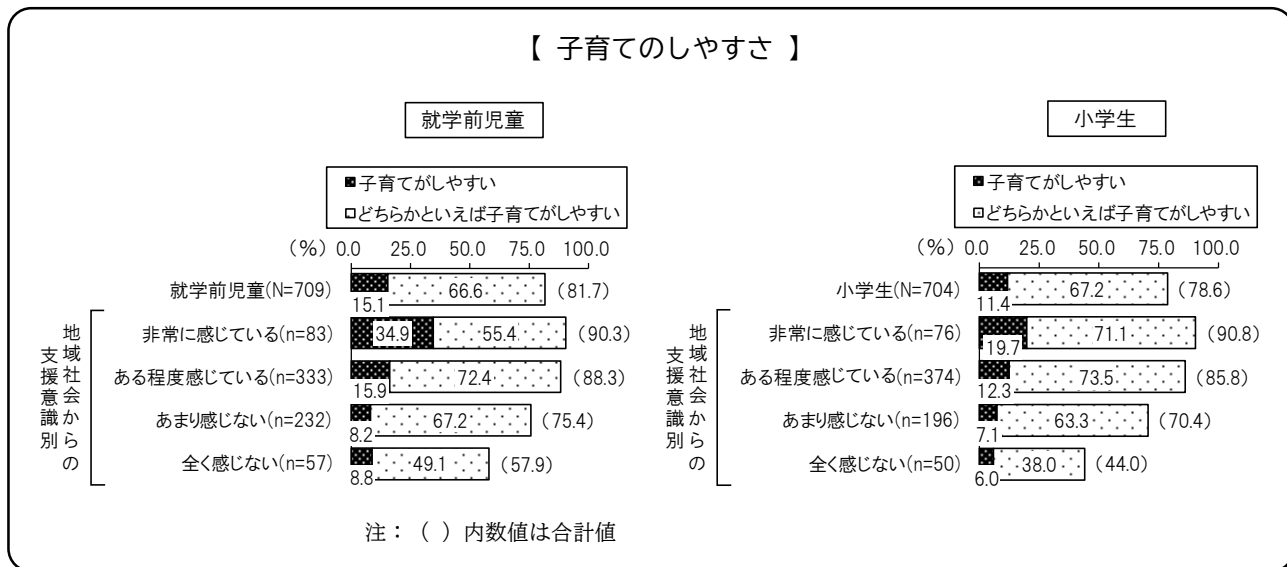


注1：( )内数値は合計値

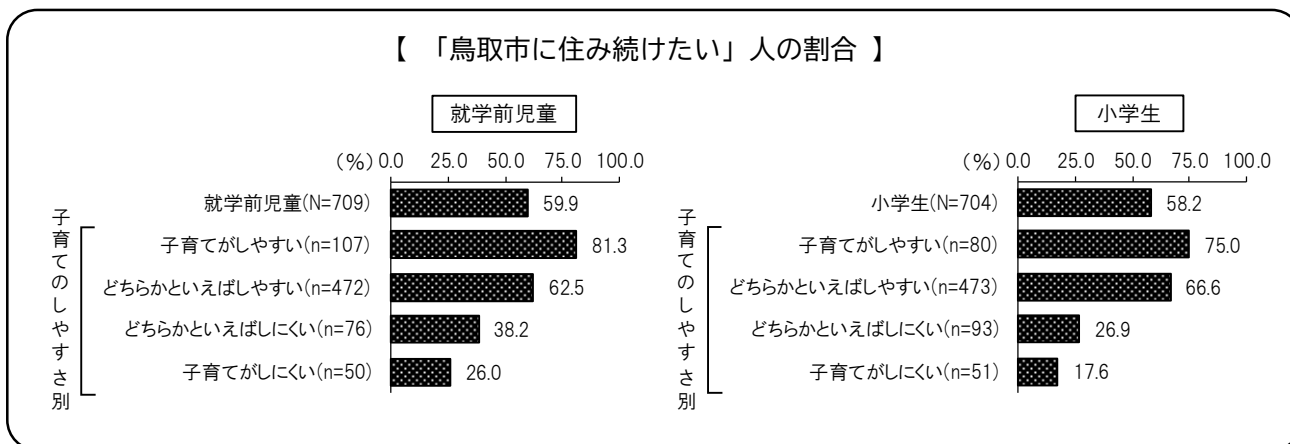
注2：「子育てへの不安感別」「付き合い程度別」は就学前児童

#### (4) 子育てのしやすさについて

- 鳥取市が子育てをしやすいと感じる人は、就学前児童、小学生保護者共に約8割となっており、特に地域社会から支援意識を感じている人ほど子育てをしやすいと感じる人も多い傾向にあります。

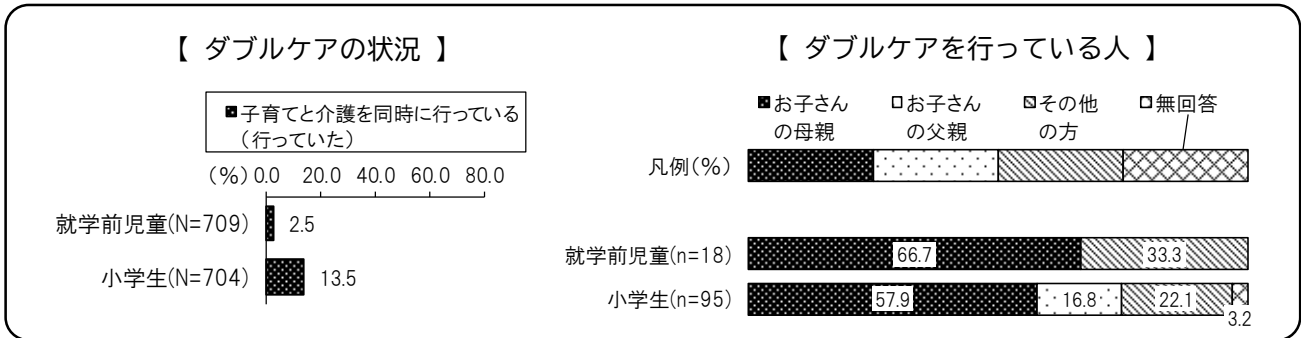


- これからも鳥取市に住み続けたいと思う人は、就学前児童、小学生保護者共に約6割となっており、子育てしやすいまちだと感じる人ほど鳥取市に住み続けたいという人も多く、相関性がうかがえます。

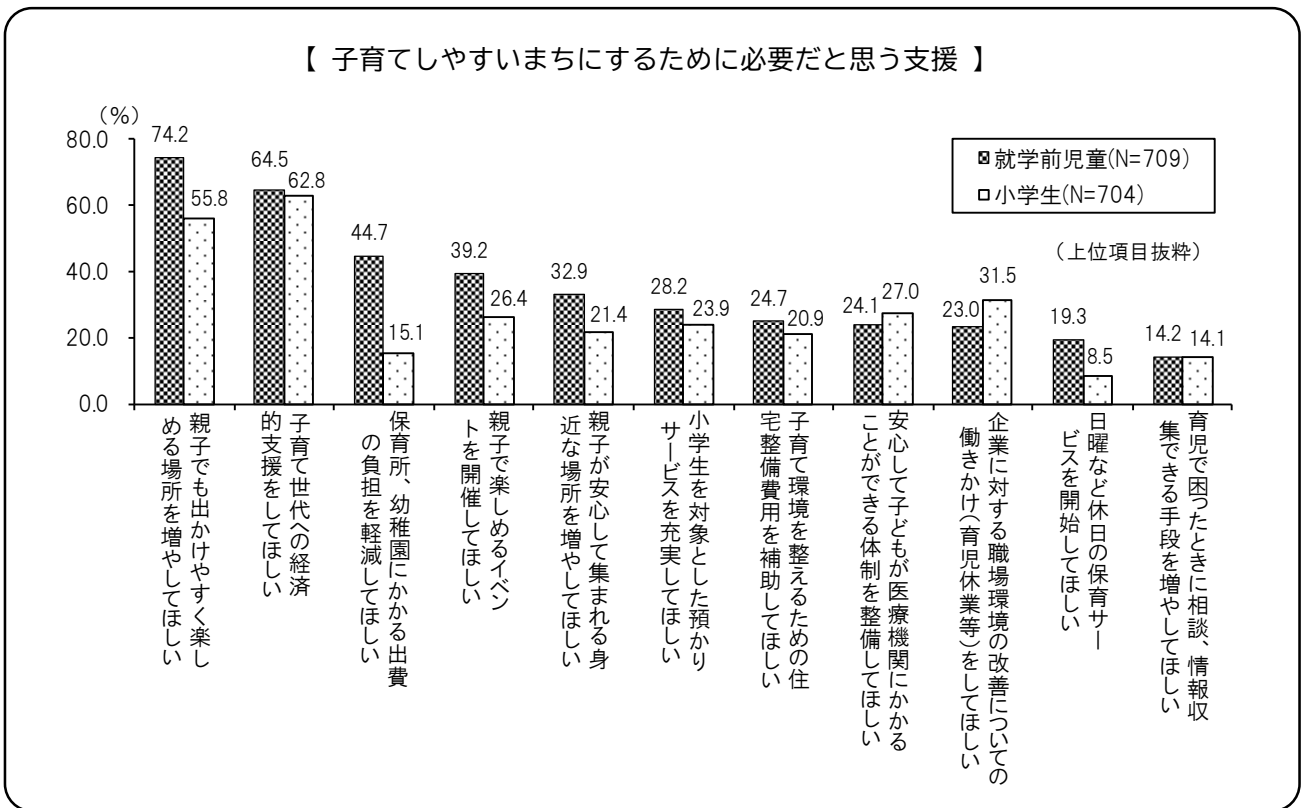




- 子育てと介護を同時に行うダブルケアの状況は、小学生保護者で1割程度となっています。



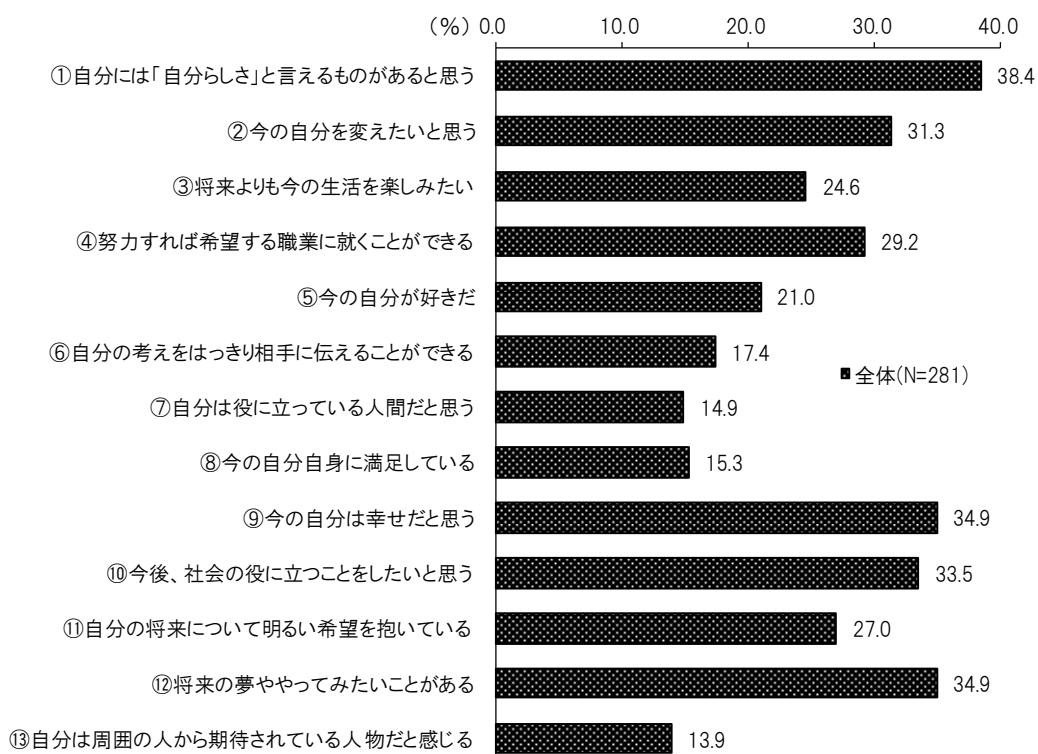
- 子育てしやすいまちにするために必要な支援として、就学前児童、小学生保護者共に、「親子でも出かけやすく楽しめる場所」「経済的支援」が上位に回答されています。



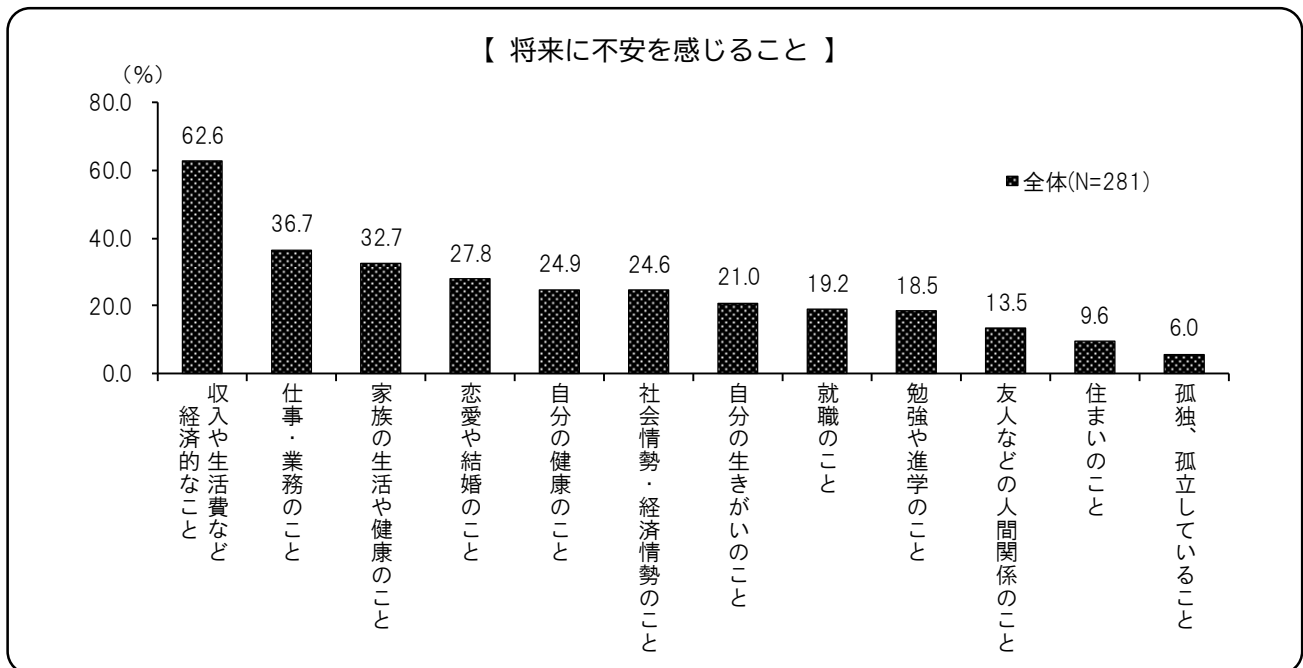
[2] 鳥取市市民の意識と生活に関するアンケート調査より（16歳～29歳の市民）

- 現在の思いや意識については「あてはまる」の割合が高い順に「① 自分には自分らしさと言えるものがあると思う」「⑨ 今の自分は幸せだと思う」「⑫ 将来の夢ややってみたいことがある」「⑩ 今後、社会の役に立つことをしたいと思う」などの順となっています。

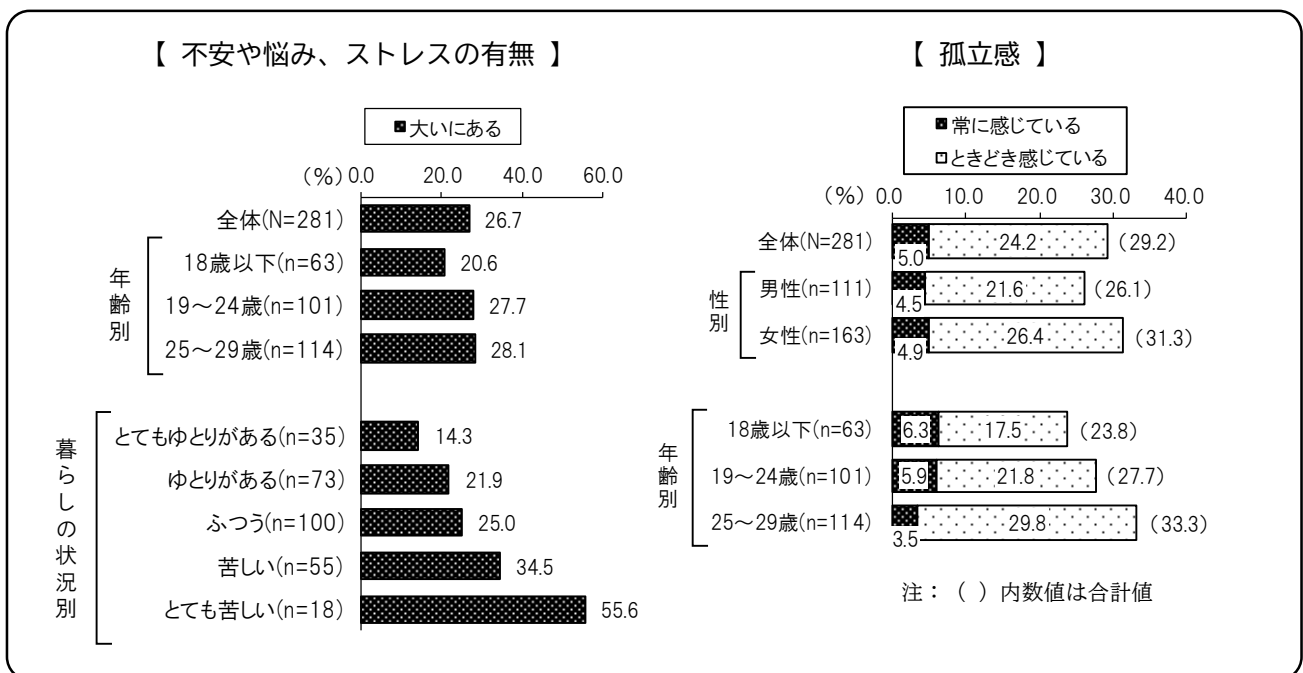
【現在の思いや意識（「あてはまる」の割合）】



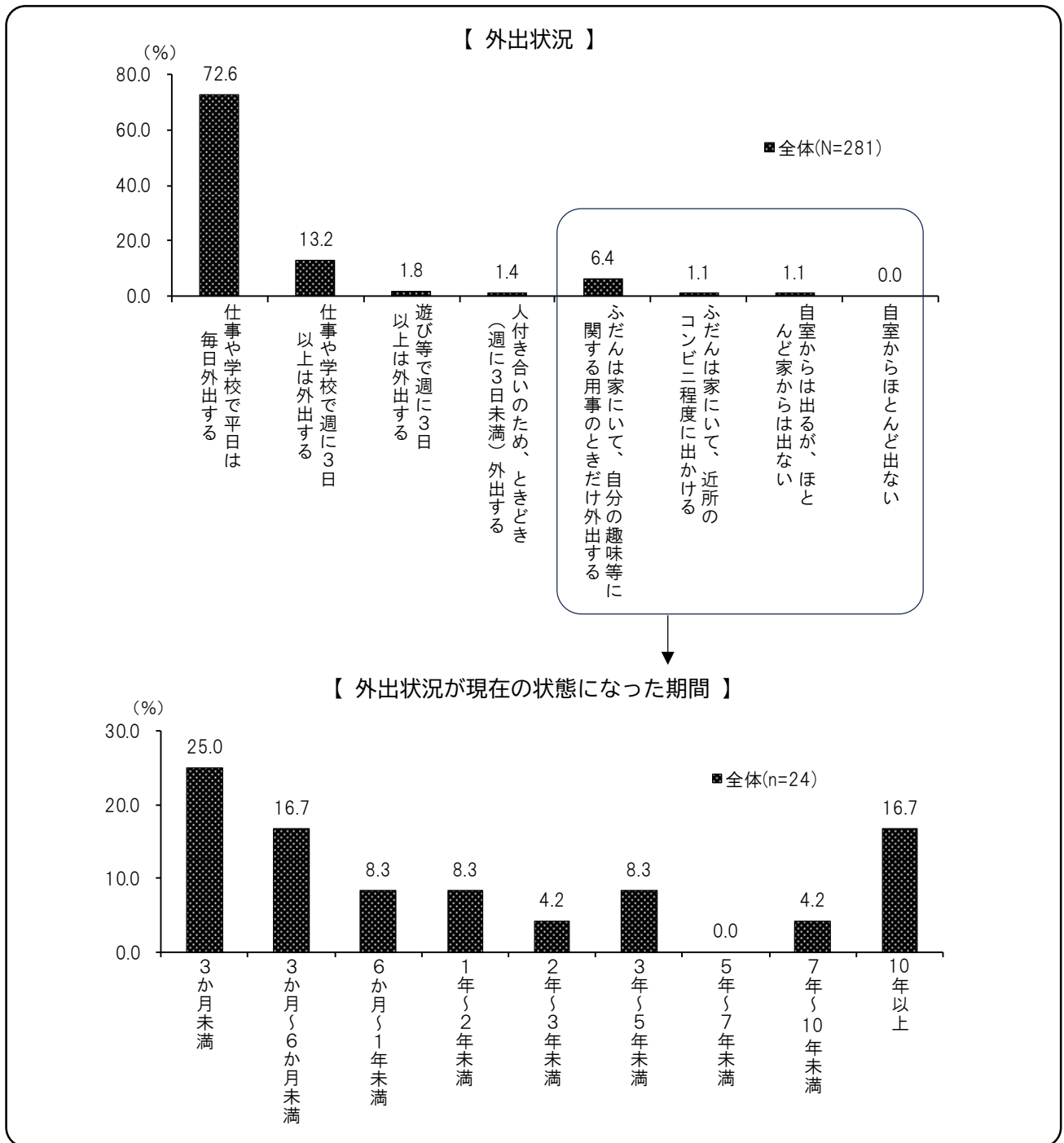
- 将来への不安については「収入や生活費など経済的なこと」を筆頭に「仕事・業務のこと」「家族の生活や健康のこと」「恋愛や結婚のこと」などの順となっており、経済的な不安が上位に回答されています。



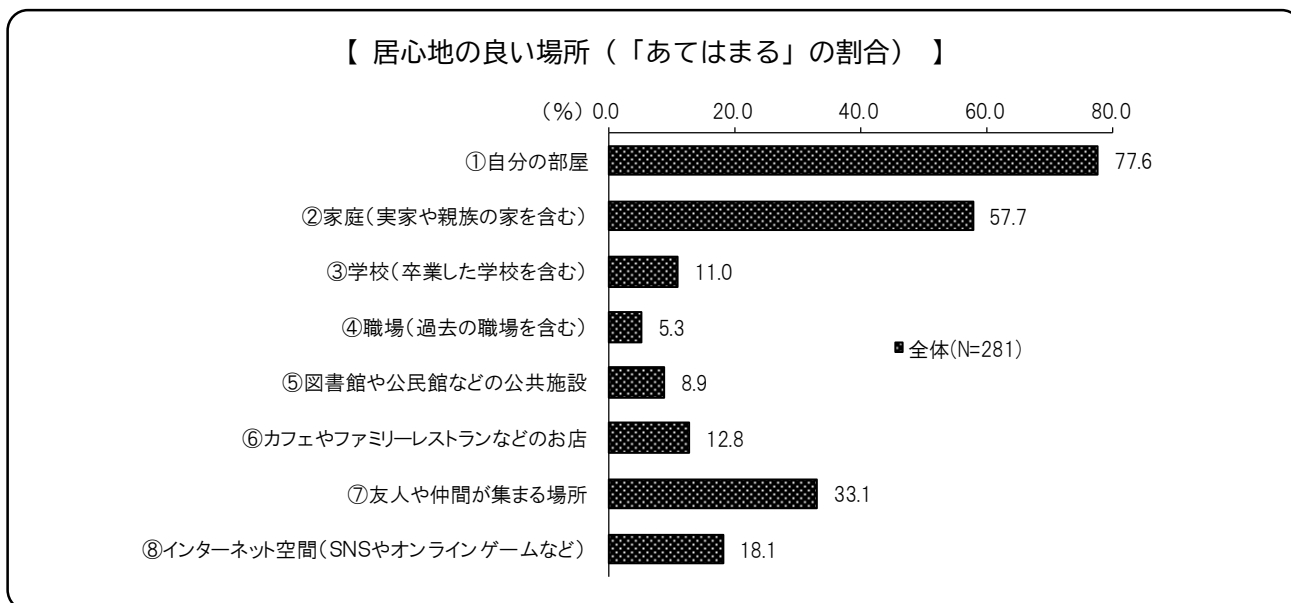
- 不安や悩み、ストレスについては、暮らしが苦しい層ほどストレスを抱えている若者が多くなっています。
- 孤立感については、男性に比べ女性で高く、特に年齢が上がるほど孤立を感じる割合が高くなっています。



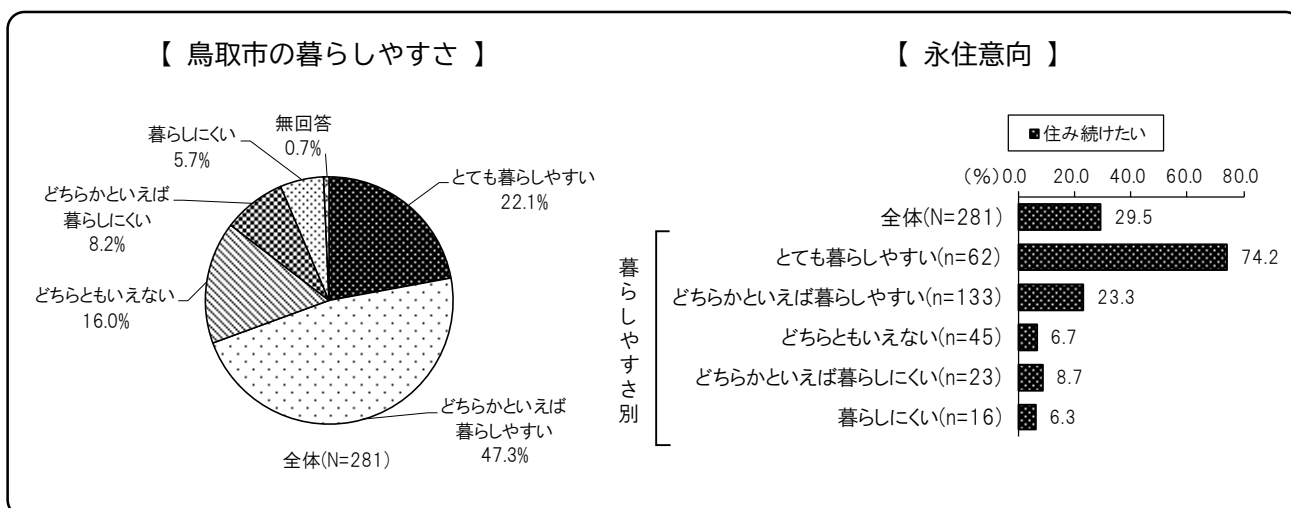
- 外出状況については、大半が「仕事や学校で平日は毎日外出する」と回答していますが、外出をしない人において、その期間が「10年以上」に上る人が1割程度みられます。



- 「居心地の良い場所」について「あてはまる」の割合が高い順に「① 自分の部屋」「② 家庭(実家や親族の家を含む)」「⑦ 友人や仲間が集まる場所」の順となっています。

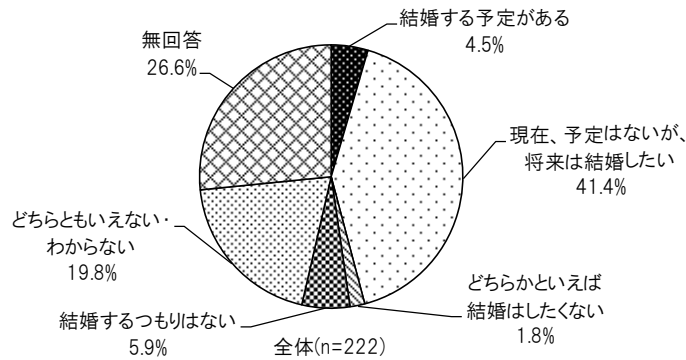


- 鳥取市を「暮らしやすい」と考える人は約7割みられます。また、約3割が鳥取市に「住み続けたい」と回答していますが、暮らしやすさの評価が高い人ほどその割合も高い傾向にあります。



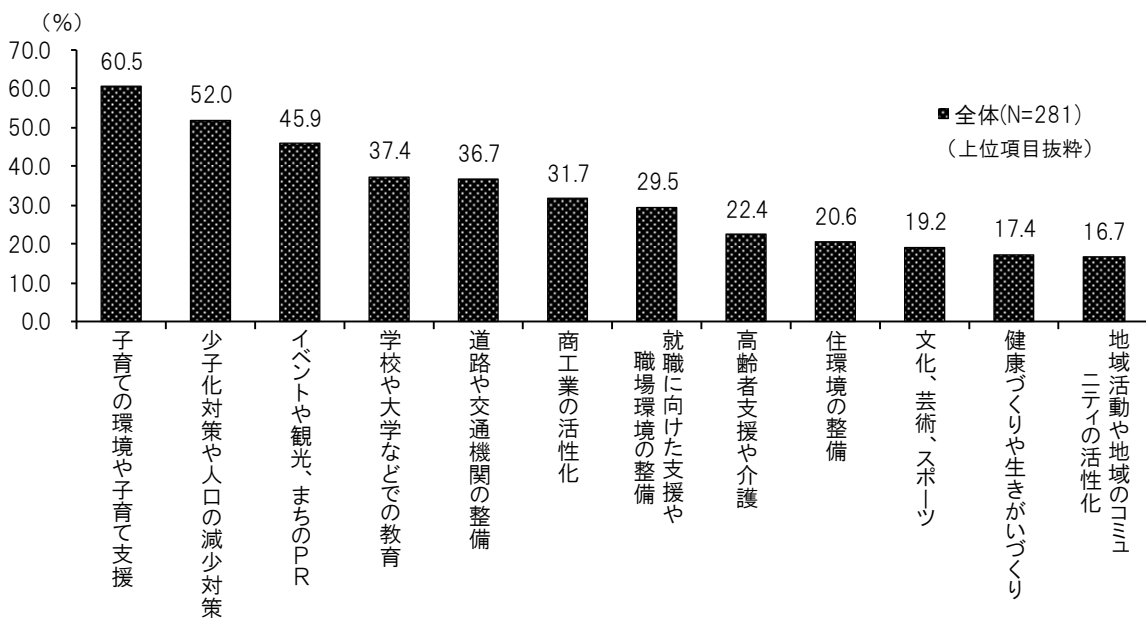
- 結婚については、約4割が「現在、予定はないが、将来は結婚したい」と回答していますが「どちらかといえば結婚はしたくない」「結婚するつもりはない」の合計は7.7%となっています。

【結婚の予定】



- 市に取り組んでもらいたいことについては「子育ての環境や子育て支援」を筆頭に「少子化対策や人口の減少対策」「イベントや観光、まちのPR」「学校や大学などでの教育」の順となっています。

【鳥取市への要望】



### 【3】現状分析から読み取れる本市の課題

#### 1 母子保健事業の充実

- 本市では乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、節目ごとの歯科健診など、子どもの成長段階に応じた生活習慣についての相談や食育などを推進してきました。今後も、母子保健に関する、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実が必要であるとともに、子育て支援情報の発信、小児医療体制の充実など、安心して産み、育てることができる環境の整備が必要です。また、健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、望ましい食習慣や生活習慣を身に付ける食育の推進が必要です。

#### 2 保護者の保育ニーズへの対応と受け入れ体制の整備

- アンケート調査結果では母親の就労に対するニーズは高く、特に入所を希望する児童の低年齢化を踏まえ、ニーズに応じた適切な保育サービスの受け入れ体制の整備とともに、多様な保育サービスの展開により、安心して子どもを預けることができる環境づくりが必要です。一方で、本市の子ども的人口や出生数は減少傾向にあることから、より適切な供給量の整備に向けた検討をはじめ、地域の実情に応じたクラスの編成や0歳児から就学までの一貫した教育、保育の実現に向けた人材の確保及び質の向上のための取組が必要です。
- 本市が推進している男女共同参画施策との連携により、子育て家庭における多様な働き方の在り方や性別にかかわらず家事や子育てに参画することの促進など、様々な手段を活用した啓発活動の充実が必要です。特にワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を図るための取組の継続的な推進が必要です。

#### 3 相談支援の充実と情報提供の充実に向けた取組

- 悩みを誰にも相談できずに抱え込むことを防止するとともに、孤立を防止するためにも、子育て中の保護者における不安や負担感の解消に向けた、相談支援等の充実が必要です。また、市の相談窓口をはじめ公的な相談機関の周知や利用の促進が求められます。
- 子育て支援センターや鳥取市子ども家庭センター等における相談支援や情報提供の充実など、多様な教育・保育ニーズや生活環境に応じた支援機能の強化が必要です。

#### 4 児童・生徒の学ぶ力と家庭や地域の子育て力を高める環境づくり

- 児童・生徒の更なる能力の向上を目指し、体験活動の推進など、児童・生徒一人一人の能力を伸ばし、個性を發揮できる環境づくりの充実が必要です。また、子どもの心豊かな成長を育むため、適切なメディアの使用習慣など、子育て力を高める家庭教育の推進が必要です。

## 5 配慮が必要な子どもへの継続的な支援の充実

- 児童虐待など、複雑なケースへの対応をはじめ、地域共生社会の考え方を踏まえ、障がいの有無にかかわらず適切な教育・保育が提供できる体制づくりなど、全ての子どもが安心して暮らすことができる社会づくりの推進が必要です。

## 6 子どもが安全に安心して暮らすことができるまちづくり

- アンケート調査結果では、地域社会から「支援意識を感じている」人ほど、鳥取市は子育てをしやすいと感じる人が多く、鳥取市を「子育てしやすいまちだ」と感じる人ほど鳥取市に住み続けたいという人も多く、大きな相関性がうかがえます。地域で子育て支援の活動を推進する関係団体等への支援をはじめ、地域住民と保護者、関係機関が連携して、地域全体で子育てを支える環境づくりの一層の推進が必要です。
- 子どもが安全に生活できるよう、関係機関と連携し、交通安全対策をはじめ、公園の安全の確保など、子育てを支援する生活環境の継続的な整備が必要です。

## 7 子どもの貧困と格差の解消に向けた取組の充実

- 経済的に苦しい状況にある子育て世帯に対しては、子どもが安定した日常生活を送ることができるよう、経済的支援と、それらの制度の周知を図る必要があります。そのためには、誰もが福祉課題に関心を持ち、見守り活動を含む支援体制の構築をはじめ、地域住民や関係機関とのネットワークづくりが必要です。
- 「第2期鳥取市子どもの未来応援計画」の取組を充実し、誰一人取り残さない貧困対策の推進が必要です。

## 8 子ども・若者が活躍し暮らしやすいまちづくり

- 若者に対するアンケート調査結果では、鳥取市を「とても暮らしやすい」と思う若者ほど、鳥取市に「住み続けたい」と回答しており「暮らしにくい」と思う人との大きな差がみられます。また、現在、未婚の若者における今後の結婚希望者は、予定者も含めて4割以上を占めています。本市に暮らす若者の、今後の生活の安定に向けて、定住や就労への支援をはじめ、自主的に活動や活躍ができる居場所づくりの検討など、若者への多様な支援体制づくりが求められています。



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 【1】基本理念

第2期計画においては、その基本理念を「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」を基本理念に掲げ、本市の未来を担う全ての子どもが明るく健やかに輝きながら成長できることを目指して、これまで様々な施策を推進してきました。

この度、本計画においては「第2期計画」で取り組んできた施策を含む「こども計画」へと、支援対象を拡大するとともに、更なる施策の充実を図ることになります。

「こども計画」の基盤となる国の「こども大綱」においては、全ての子どもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知識等を身に付けながら心身共に健やかに成長できる「こどもまんなか社会」を目指しています。

第2期計画における基本理念は、この「こども大綱」が目指す社会づくりにもつながるものであり、地域全体で子どもから若者、保護者など、全ての関わりのある人へ向けた施策の総合的な推進を図り、子どもが大きな夢を持って心豊かに成長し、誰もが自分らしく共に輝いて生きることができるとまちづくりに向けて、この基本理念を継承します。

### ● 本計画の基本理念 ●

## 子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり

「第2期計画」において位置付けた、子ども・子育て支援施策の具体的取組は、その更なる充実を図ることで「第3期 鳥取市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）として位置付けます。

本計画は、その「第3期計画」をはじめ「こどもの貧困対策推進計画」「子ども・若者計画」及びその他法令等で定める子ども政策に関する計画と一体的に策定する総合的な計画です。

本計画では、基本理念の実現に向けて、これまでの取組やアンケート調査結果から読み取れるニーズや課題などを踏まえ、次の施策体系に掲げる7つの基本目標を定め、具体的な取組を展開します。

## 【2】施策体系

### 【基本目標 1】

親子の健やかな成長を支える環境づくり  
(主な対象：妊娠期～幼児期)

基本施策 1 妊娠期からの切れ目ない支援  
基本施策 2 健やかな成長に向けた支援

### 【基本目標 2】

安心して子育てできる環境づくり  
(主な対象：幼児期～学童期)

基本施策 1 教育・保育の受け入れ体制の整備  
基本施策 2 地域における多様な保育ニーズへの対応  
基本施策 3 仕事と子育ての両立に向けた支援  
基本施策 4 相談支援と情報提供の充実  
基本施策 5 経済的支援の充実  
基本施策 6 子育て支援のネットワークづくり

### 【基本目標 3】

心豊かな成長を支える学びの場づくり  
(主な対象：幼児期～学童期～思春期)

基本施策 1 幼児期における教育・保育の質の向上  
基本施策 2 学校教育の充実  
基本施策 3 家庭や地域における教育力の向上  
基本施策 4 放課後の居場所づくり

### 【基本目標 4】

配慮が必要な子育て家庭への支援環境づくり  
(主な対象：全ての子ども)

基本施策 1 児童虐待防止対策の充実  
基本施策 2 配慮が必要な子どもへのきめ細かな支援

### 【基本目標 5】

地域で子どもを見守るまちづくり  
(主な対象：全ての子ども)

基本施策 1 市民等との協働による子育て支援  
基本施策 2 地域を担う人材の育成  
基本施策 3 子どもにやさしい生活環境の整備  
基本施策 4 子どもを見守る安全対策の推進

### 【基本目標 6】

子どもの貧困と格差の解消  
(第2期 鳥取市子どもの未来応援計画)  
(主な対象：全ての子ども)

基本施策 1 学ぶ意欲を育む環境づくり  
基本施策 2 健やかに暮らす基盤づくり  
基本施策 3 安定した暮らしを築く環境づくり  
基本施策 4 暮らしを支える経済的支援とネットワークづくり

### 【基本目標 7】

子ども・若者への支援対策の推進  
(鳥取市子ども・若者計画)  
(主な対象：思春期～青年期)

基本施策 1 子ども・若者の活躍を支える環境づくり  
基本施策 2 子ども・若者の生活を支える体制づくり  
基本施策 3 社会参加・仲間づくりの促進

## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 親子の健やかな成長を支える環境づくり（主な対象：妊娠期～幼児期）

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、子育て支援情報の発信、小児医療体制の充実など、安心して産み、育てることができる環境づくりを推進します。

幼児期から望ましい食習慣や生活習慣を身に付け、健やかな体と豊かな人間性を育むことができるよう「鳥取市食育推進計画」に基づき、市全体で食育を推進します。

#### 【基本施策1】 妊娠期からの切れ目のない支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
マタニティサポート！妊婦さん応援給付金【新規】	○ およこ健康手帳（母子健康手帳）の交付を受けた妊婦に給付金を支給します。	こども家庭センター
妊婦相談	○ およこ健康手帳（母子健康手帳）交付時に、妊娠期の不安や経済的負担などの相談に応じ、安心して出産、子育てを迎えられるよう支援します。	こども家庭センター
妊娠・出産包括支援事業	○ 妊産婦の支援ニーズに応じ、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援を包括的に行い、安心して妊娠、出産、育児が行える環境を整え、子育てを支援します。	こども家庭センター
妊婦歯科健康診査費の助成	○ 妊婦が適切な口腔管理をすることで、出生児への母子感染を防ぎ、母子共に健全な口腔機能を維持していけるよう、妊婦歯科健康診査費を助成するとともに、およこ健康手帳（母子健康手帳）交付時に受診を勧奨します。	健康づくり推進課
産後健康診査費の助成	○ 産後健康診査費について助成を行い、経済的負担の軽減、産後うつ予防につなぐとともに、必要に応じて産婦人科と連携し早期の支援につなぎます。	こども家庭センター
産後サロン	○ 産後間もない母親と赤ちゃん（第1子7か月まで）が交流する場を提供し、子育ての不安の解消及び育児を支援します。	こども家庭センター

施策名	具体的施策の内容	担当課
出産・子育て応援給付金【新規】	○ 妊娠を届け出て、面談等を行った妊婦を対象に出産応援給付金を支給し、出生を届け出て面談等を行った養育者を対象に子育て応援給付金を支給します。	こども家庭センター
新米パパ育児教室【新規】	○ 子育て家庭の父親を対象に、妊娠、出産、育児についての知識や技術を身に付けるための講座等を開催し、父親の子育てへの参画を促進します。	こども家庭センター
親子入所支援【新規】	○ 経済的な理由等により一時的に親子を保護することが必要な場合、一定期間、施設において養育、保護を行います。	こども家庭センター
子育て世帯訪問支援事業【新規】	○ 家事や子育てに不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭を、家事支援事業者が訪問し、困りごとや悩みを傾聴するとともに、家事、育児等を支援し、家庭や養育環境を整えます。	こども家庭センター
不妊治療助成の実施	○ 不妊治療費の助成については、県の助成制度に加えて本市で追加の助成を行うとともに、先進医療への補助や全額自費診療で実施される治療への助成などを実施し、経済的負担の軽減を図ります。	こども未来課
不育症治療等助成の実施	○ 不育症のため子どもを持つことが困難な夫婦を対象とした保険適用外の不育症検査及び治療については、本市独自の助成制度で支援します。	こども未来課

## 【基本施策2】 健やかな成長に向けた支援

### (1) 健やかな心身の育成

施策名	具体的施策の内容	担当課
乳児家庭全戸訪問事業・未熟児訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新生児や産婦に対し家庭訪問を実施し、必要な保健指導を行うとともに、子育てに関する不安や相談等に応じ、母子が孤立せず安心して子育てができるよう支援します。</li> <li>○ 訪問できない場合は状況の把握に努めます。</li> <li>○ 未熟児の保護者に対して退院前の面接を行うとともに、退院後の家庭訪問で保護者の不安を軽減するよう支援します。</li> </ul>	こども家庭センター

施策名	具体的施策の内容	担当課
乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児期の発達節目等に健康診査を実施し、子どもの発育や育児に関する保護者の不安や悩みなどの相談に応じ支援します。</li> <li>○ 未受診者には、再通知及び訪問や電話等で受診を勧奨し、状況の把握に努めるとともに、むし歯の予防に努めます。</li> </ul>	こども家庭センター
育児相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健センターで保健師や助産師、栄養士等が妊娠期から子育て期の相談に応じ、安心して出産、子育てが迎えられるよう支援します。</li> </ul>	こども家庭センター
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病気に対する免疫をつくり、病気を予防するため、定期予防接種を実施します。</li> <li>○ 市独自で小学6年生までを対象に、インフルエンザの任意接種費用を助成します。</li> <li>○ A類疾病予防接種については、はがきでの個別通知等様々な方法で接種勧奨を行います。</li> </ul>	保健医療課
新生児聴覚検査費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新生児の聴覚の障がいや、早期に発見するための検査費用を助成します。</li> </ul>	こども家庭センター
赤ちゃんサロン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳児とその保護者が自由に集い、情報交換や交流、子育ての悩みを共有できる場を提供します。</li> </ul>	こども家庭センター
ブックスタート	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 6か月児健診時に絵本の読み聞かせと絵本等ブックスタートパックのプレゼントを行い、より良い親子関係をつくるきっかけとします。健診未受診の方には、家庭訪問等により提供します。</li> </ul>	こども家庭センター
ブックスタートフォローアップ【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ブックスタート事業で始まった絵本との関わりをさらに継続し、子どもとの豊かな育ちと子育てを支援するため、1歳6か月児健診時に絵本を提供します。</li> </ul>	こども家庭センター
アートスタート	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各園で幼児期に芸術に触れる機会を提供し、子どもの豊かな感性と創造性を育みます。</li> </ul>	幼児保育課

## (2) 歯科保健対策の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
歯科健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1歳6か月児、2歳児、3歳児に歯科健診を実施するとともに、むし歯予防のため、フッ化物塗布と併せて保健指導を実施します。</li> </ul>	健康づくり推進課

施策名	具体的施策の内容	担当課
フッ化物洗口	○ 保育所等や学校において、園医、校医の協力により、給食後にフッ化物洗口を実施するとともに、歯磨き指導や保健だよりによる啓発等を通して、児童・生徒のむし歯の予防に努めます。	幼児保育課 健康づくり推進課
子どもの歯の健康づくり	○ 保育所等の年長児とその保護者を対象に、歯科医師による講話とブラッシング指導、口腔機能向上の話と遊びを実施します。 ○ 育児サークルや支援センターにおいて、親子を対象に、むし歯予防等について講話や実習を行います。	健康づくり推進課

### (3) 食育の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
食育の推進	○ 「鳥取市食育推進計画」に基づき、家庭や保育所等、学校、地域社会と連携し、正しい食生活について学ぶ機会の充実をはじめ、健康的な食習慣を身に付けることや豊かな食文化の継承など、心身共に健康な子どもの育成に取り組みます。	健康づくり推進課
離乳食講習会	○ 乳幼児期を対象とした離乳食講習会や食育教室において、講話や調理実習、試食などを実施します。 ○ 離乳食講習会の申込方法や受講後アンケートに電子申請を活用するなど、参加者の利便性を図ります。	健康づくり推進課
給食における食育の推進	○ 保育所の給食において、地場産物や園児の菜園活動で収穫した野菜を活用するとともに「食育の日」「かみかみデー」「和食の日」の取組を実施します。 ○ 食育だよりの発行や旬の食材の啓発、展示等を通じて、食育の推進を図ります。 ○ 学校給食における地元（県内）産の食材の使用やふるさと探検等を通じて、地場産物を活用した郷土愛の醸成を図るとともに、学校、家庭、地域の協働による食育を推進します。	幼児保育課 学校保健給食課

#### (4) 健康づくりの推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
わくわく元気教室	○ 学校と連携し、学齢期からの健康教育をはじめ、家族と共に取り組める健康づくり活動を推進します。	健康づくり推進課
受動喫煙防止対策	○ 新生児訪問や乳幼児健診等の機会を通して、禁煙や受動喫煙防止に関する情報提供、指導に取り組むとともに、受動喫煙防止に向けた環境づくりを推進します。	こども家庭センター 健康づくり推進課

#### (5) 関係機関との連携

施策名	具体的施策の内容	担当課
健康づくり推進協議会	○ 関係機関や市民等で構成される健康づくり推進協議会の開催や母子保健に関係する団体の代表者、歯科医師等との協議及び連携を図り、母子保健及び健康づくり事業を推進します。	こども家庭センター 健康づくり推進課

## 基本目標2 安心して子育てできる環境づくり（主な対象：幼児期～学童期）

保護者の就労形態の多様化や就労ニーズの変化などにきめ細かく対応し、計画的な子育て支援基盤の整備と人材の確保に努めます。また、ニーズに応じた多様な保育サービスの提供を推進します。

本市の男女共同参画の施策との連携により、仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）を支える環境の整備を推進します。

子育ての悩みや不安の解消、子育ての孤立を防ぐため、多様な相談支援に取り組むとともに、子育て世代の交流や仲間づくり、子育てサークル活動の促進に取り組みます。

### 【基本施策1】教育・保育の受け入れ体制の整備

施策名	具体的施策の内容	担当課
保育所等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所等の老朽化による改修等を適宜進めます。</li> <li>○ 私立保育園が施設の改修又は増改築を行う場合に、整備費の一部を助成します。</li> </ul>	幼児保育課
認定こども園化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私立幼稚園、保育園が認定こども園として保育事業を行うに当たり、施設整備費に対する支援を行い、受け入れ態勢の充実を図ります。</li> </ul>	幼児保育課

### 【基本施策2】地域における多様な保育ニーズへの対応

#### （1）教育・保育サービスの利用者支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
利用者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡、調整等を行います。</li> </ul>	こども家庭センター

#### （2）多様なサービスの充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
延長保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所等の在園児について、保護者の勤務状態等に応じて、通常の保育時間を超えて保育します。延長保育を実施していない施設についても、保護者のニーズに応じて実施を検討します。</li> </ul>	幼児保育課



施策名	具体的施策の内容	担当課
一時預かり事業	○ 未就園児の保護者の就労や疾病、出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的に預かります。	幼児保育課
預かり保育事業 (幼稚園・認定こども園在園児)	○ 幼稚園及び認定こども園の在園児について、通常の保育時間を超えて保育を行うとともに、土曜日や長期休業期間において、預かり保育を行います。	幼児保育課
休日保育事業	○ 就学前の児童の保護者が、保育所等の休所日に就労等により家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育を行います。	幼児保育課
土曜園開放事業	○ 家庭で保育している保護者に対して、土曜日午前に施設を開放して育児相談等を行います。	幼児保育課
子育て相談機能の充実	○ 子育て支援センターにおいて、子育て世帯や子どもが身近に相談できる体制づくりを進め、相談や面談を行う中で専門的な情報提供が必要なものは、こども家庭センター等の関係機関と情報を共有し、必要な支援につなげていくとともに、継続的な見守りを行います。	幼児保育課
途中入所児童の受け入れ体制強化 【新規】	○ 年度途中の入所希望児童に対応するため、職員の確保に努め受け入れ体制の強化を図ります。	幼児保育課
病児・病後児保育事業の充実	○ 児童が病気又は病気回復期により集団保育が困難であり、家庭での保育が困難な場合に、専用施設内で一時的に預かります。	幼児保育課
ファミリー・サポート・センター事業	○ 子育ての援助をしてほしい人(依頼会員)と子育ての援助をしたい人(提供会員)との相互援助活動として、子育てをしやすい環境を整えるとともに、活動の周知に努め、研修会や交流会を通して、活発な活動の推進に努めます。	幼児保育課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 【新規】	○ 家庭とは異なる経験や家族以外の人との関わりにより、子どもの成長する環境を整えるとともに、保護者の育児負担の軽減に努めます。	幼児保育課

## 【基本施策3】仕事と子育ての両立に向けた支援

### (1) 性別による固定的役割分担意識解消のための啓発

施策名	具体的施策の内容	担当課
男女共同参画講座の開催	○ 社会情勢や市民ニーズ等を把握しながら「鳥取市男女共同参画かがやきプラン」に基づく講座を開催し、市民の参加を促進します。	男女共同参画課
男女共同参画啓発イベントの開催	○ 男女共同参画登録団体を支援し、団体育成及び活性化を図るとともに、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。 ○ 地域における男女共同参画を推進するため、効果的な啓発イベントを実施します。	男女共同参画課
他機関で実施する男女共同参画推進事業の情報提供	○ 機関紙や展示等による啓発活動を通して、国、県、連携中枢都市圏等が実施する事業の情報を発信し、男女共同参画意識の高揚を図るとともに、啓発活動の充実を図ります。	男女共同参画課

### (2) 子育てしやすい職場環境づくりへの支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	○ 仕事と家庭の両立を促進し、性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を「男女共同参画かがやき企業」として認定します。 ○ 市内企業の先進事例や好事例、経営トップのメッセージ等を広く発信します。	男女共同参画課
育児休業等の制度の取組に対する企業への啓発	○ 市の広報紙やホームページ等で、育児休業制度等について情報を提供するとともに、企業の理解を深めるため啓発を推進します。	経済・雇用戦略課
働き方改革推進アドバイザーによる職場環境整備の啓発	○ 働き方・キャリア支援員による企業訪問や働き方改革セミナー、商工団体、市のホームページ等を活用した情報提供等を通して、女性活躍につながる働きやすい労働条件や職場環境の整備、職場の子育て環境の整備に向けた支援制度について周知に努めます。	経済・雇用戦略課

(3) 子育てで離職した女性への再就職等の支援及び企業への意識啓発

施策名	具体的施策の内容	担当課
雇用アドバイザーによる就労相談	○ ハローワーク鳥取と連携し、仕事と家庭を両立して働きたい方を支援するセミナーを実施するとともに、働き方・キャリア支援員による就労相談により、再就職を支援します。	経済・雇用戦略課

【基本施策4】 相談支援と情報提供の充実

(1) 親子の交流の場の提供

施策名	具体的施策の内容	担当課
0・1・2・3子育て広場	○ 0～3歳までの子どもとその保護者が気軽に利用できる、子育てについての相談や親子の交流の場を提供します。	幼児保育課
地域子育て支援センター	○ 0～5歳の子育て家庭の交流の場として、子育てに関する相談や地域の保育資源についての情報提供など、幅広く支援します。	幼児保育課

(2) 地域における育児教室や育児相談

施策名	具体的施策の内容	担当課
地域における育児教室や育児相談	○ 地域の子育てサークルや育児セミナーを通して、子どもの健康づくりや育児についての講話や実習、相談を実施し、子育ての多様な不安の解消に努めます。	こども家庭センター

(3) 育児等の相談体制の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
子育て相談会	○ 各園において、子育て相談会を開催し、保護者の気持ちに寄り添った、きめ細かな相談に応じます。	幼児保育課

(4) 子育て支援体制の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
保育所における育児相談	○ 保育所等の在園児の保護者に対して、各園で育児相談を実施します。	幼児保育課

施策名	具体的施策の内容	担当課
保健師による家庭訪問	○ 保健師が子育て家庭を訪問し、育児についての相談や悩みの相談等に応じ、必要に応じて療育の関係機関につなぐなどの支援を行います。	こども家庭センター
親と子のすこやか推進事業（らくだクラブ）	○ 子育てに不安や悩み、育てにくさを感じている保護者を対象に、子育て体験を共有し、自己肯定感を高めていくグループワークを中心とした教室を開催します。	こども家庭センター

#### (5) 短期的な養育支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
子育て短期支援事業	○ 保護者の疾病、その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、又は日帰り（平日日帰りステイ）、夜間（トワイライトステイ）などに児童を預かります。	こども家庭センター

### 【 基本施策5 】 経済的支援の充実

#### (1) 子育て家庭の経済的負担軽減

施策名	具体的施策の内容	担当課
保育料の負担軽減	○ 市の保育料徴収基準額を国基準より低く設定するとともに、多子世帯に対しては軽減措置を行うことにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	幼児保育課
小児医療費助成	○ 18歳以下の子どもの医療費自己負担額の全額を助成するとともに、医療機関における適正な受診の普及に向けた啓発を行い、子どもが安心して必要な医療を受けることができるよう、制度の円滑な運営に努めます。	保険年金課
小児慢性特定疾病医療費等助成	○ 小児慢性特定疾病を患う18歳未満 <sup>※1</sup> の子どもの対象疾病の治療に係る医療費を助成 <sup>※2</sup> します。 ○ 小児慢性特定疾病の治療等のため、連続して5日以上入院する場合、保護者が付き添う際に要する費用の一部を助成します。また、県外医療機関を受診した場合、交通費の助成 <sup>※3</sup> を行います。	こども未来課

※1 引き続き治療が必要な場合、20歳到達まで

※2 所得に応じた自己負担上限額あり

※3 回数上限、距離要件等あり

施策名	具体的施策の内容	担当課
子育て支援カード事業（とりっこカード）	○ 就学前の子どもを含む、3人以上の子どもがいる家庭を対象に、協賛店舗等で提示すると子育て支援のための様々なサービスを受けることができる「鳥取市子育て支援カード（とりっこカード）」を交付し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども未来課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	○ 世帯の状況等により、保護者が支払うべき日用品等の物品購入に係る費用や副食費を助成するとともに、支援を必要とする世帯へ制度の情報が届くよう、周知に努めます。	幼児保育課

## （2）ひとり親家庭への支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
児童扶養手当の支給	○ ひとり親家庭で児童を監護している保護者等に手当を支給し、生活の安定を図ります。	こども未来課
ひとり親家庭の就労支援	○ 母子父子自立支援員の配置とともに、ハローワークと連携し、相談窓口の周知に努めるとともに、ひとり親家庭の保護者の就労を支援します。 ○ ひとり親家庭の親の就業を促進させるため、就職に有利な資格取得や技能を取得する際に給付金を支給します。	こども未来課
日常生活支援事業の利用促進	○ ひとり親家庭の保護者が、傷病等で一時的に日常生活に支障が発生した場合に、家庭生活支援員を派遣して身の回りの世話などを行うとともに、事業の周知に努めます。	こども未来課
ひとり親家庭の医療費助成	○ 前年の所得税非課税世帯の母子・父子家庭について、子が18歳に達する年度末まで、通院、入院に係る医療費自己負担額の一部を助成します。	保険年金課
ひとり親家庭の子どもに対する学習支援	○ ひとり親家庭の児童に対して、学習の場を提供し、学力向上や進学のための学習支援を行います。	こども未来課
母子父子寡婦福祉資金貸付	○ ひとり親家庭の親や子どもに対し、大学等に修学する子どもに必要な修学資金等の貸し付けを行います。	こども未来課

施策名	具体的施策の内容	担当課
母子生活支援施設の防犯対策の強化	○ 母子生活支援施設において、入所児童が安心して生活するために、防犯対策の強化を図ります。	こども家庭センター

### (3) 生活困窮家庭への学習支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
生活保護世帯等の子どもに対する学習支援	○ 経済的な理由から学習環境が十分でない生活保護世帯や生活困窮世帯の児童・生徒に対し、学習の場を提供し、学力及び学習意欲の向上を図ります。	生活福祉課 中央人権福祉センター

### (4) ひとり親家庭、多子世帯等の市営住宅への優先入居制度の整備

施策名	具体的施策の内容	担当課
優先入居制度の整備	○ 市営住宅への入居にあたって、ひとり親家庭や多子世帯を対象に、抽選配慮世帯とする優先入居制度の適切な運用に努めます。	建築住宅課

## 【基本施策6】子育て支援のネットワークづくり

### (1) 子育てグループへの支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
子育てネットワークの活動支援	○ ゆうゆうとっとり子育てネットワークの活動を支援し、安心して子育てできる環境づくりを推進します。	こども家庭センター
各子育てサークルへの支援	○ 各地区の子育てサークルに対し、講師の派遣や運営の助言等の支援を行います。	こども家庭センター

### (2) 地域ぐるみの子育て支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
主任児童委員による子育てサークルの支援	○ 主任児童委員や公民館と連携し、地域の子育てサークル活動を支援し、安心して子育てできる環境づくりを推進します。 ○ 子育ての孤立を防止するため、あらゆる機会を活用し、子育てサークル等への参加を呼び掛けます。	こども家庭センター

(3) 親子を支える地域づくり

施策名	具体的施策の内容	担当課
市民との協働による子育て支援ネットワークの活動	○ 地域で子育てを支援するボランティア団体や公的機関が集う「鳥取市子育て支援ネットワーク」において、情報交換、交流、研修等を通して課題を共有し、子育てについて考える機会づくりや子育て支援活動を推進します。	こども家庭センター
市民との協働による健診ボランティア活動	○ 1歳6か月児健診時に健診ボランティアが参加し、健診待ち時間の子ども遊び相手や保護者への声掛け、見守りを行います。	こども家庭センター

### 基本目標3 心豊かな成長を支える学びの場づくり（主な対象：幼児期～学童期～思春期）

児童・生徒一人一人の個性と能力が十分に発揮できるよう、きめ細かな教育の推進と基礎学力の向上を図るとともに、家庭教育について学ぶ機会の充実など、子育て力を高める環境づくりを推進します。

地域全体で子育てを支える環境づくりを進めるとともに、安全に活動できる子どもの居場所づくりを推進します。

#### 【基本施策1】 幼児期における教育・保育の質の向上

##### (1) 保育園・認定こども園等の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
職員の資質向上	○ 保育所等の職員に対する各種研修会への参加を促進し、それを園内研修で活用することにより、職員の資質の向上を図ります。	幼児保育課

##### (2) 私立幼稚園の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
私立幼稚園教育研修助成事業	○ 幼稚園教諭に求められる専門性を高める研修を開催し、幼児教育の振興及び幼稚園教員の資質の向上を図ります。	幼児保育課

#### 【基本施策2】 学校教育の充実

##### (1) 学習・進路・生活等に関する教育相談

施策名	具体的施策の内容	担当課
教育相談	○ 児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、各学校の実態に応じて、小・中学校に児童生徒相談員を配置し、不登校及び不登校傾向にある児童・生徒を対象に、教育相談活動や学習支援等を推進します。	総合教育センター



## (2) 学習・生活習慣の定着に向けての支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
家庭学習の充実	○ 学校、家庭、地域と連携し、家庭学習の定着に向けて、各中学校区内で共通した取組を実施し、適切な指導を行います。	学校教育課
規則正しい生活習慣の確立	○ 家庭におけるタブレット端末等の利用に関するルールについて、規則正しい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。 ○ 適切なメディアの使用に向けて、情報モラル推進事業への支援や関係機関による出前授業等を通して、児童・生徒や保護者への啓発に努めます。	学校教育課 総合教育センター
日本語指導及び母国語通訳のできる教育活動支援員の配置	○ 国際交流財団等と連携し、日本語指導及び母国語通訳のできる教育活動支援員を配置し、外国籍の児童・生徒一人一人の日本語能力に応じたきめ細かな指導や生活指導の充実に図ります。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーによる支援【新規】	○ 不登校やいじめ、虐待等、学校生活に悩む児童・生徒への支援の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーが児童・生徒を取り巻く環境の改善に向けた働き掛けを学校や関係機関と協働して行います。	総合教育センター
家庭養育サポートを通じた支援【新規】	○ 子どもの居宅訪問などによる学習や生活指導支援を通じて、子どもの見守り体制を強化し、不登校等の子どもへの必要な支援につなぎます。	こども家庭センター

## (3) 思春期の保健対策

施策名	具体的施策の内容	担当課
育児ふれあい体験学習	○ 小・中学校の児童・生徒を対象に、乳幼児とのふれあい体験などを実施し、育児への関わり方や家族の役割について学びます。	学校教育課
命の大切さを学ぶ性教育の実施	○ 思春期の悩みや困りごとをサポートする相談窓口が分かる「相談ダイヤルカード」を、中学校や高校、関係機関に配布し周知を図ります。 ○ 研修会を開催し、関係機関と連携し、プレコンセプションケア※等の普及に向けた啓発に取り組みます。 ○ 小・中学校の児童・生徒を対象に、学校と連携して性教育を実施し、命の大切さを学びます。	こども家庭センター 学校教育課

※ 女性やカップル等を対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組のこと。

## 【基本施策3】家庭や地域における教育力の向上

### (1) 家庭教育への支援の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
教育センターでの教育相談の実施	○ 不登校やいじめ等について、児童・生徒やその保護者、学校からの相談を電話、来所、訪問等による教育相談活動を実施し、支援の充実を図ります。	総合教育センター
家庭教育支援総合推進事業の実施	○ 就学時健診等の機会を活用した「子育て・親育ち講座」の実施や地域内の子育てサークルを支援し、家庭教育に関する学習機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課

### (2) 社会教育関係団体との連携

施策名	具体的施策の内容	担当課
小・中学校PTA研修	○ 家庭、学校、地域と連携し、子育て家庭の学習活動や団体活動を支援します。 ○ PTA連合会の事務負担の軽減策について検討します。	生涯学習・スポーツ課

### (3) 青少年の健全育成の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
青少年のための明るいまちづくり事業	○ 青少年育成鳥取市民会議の2地区協議会をモデル地区に指定し、学校、PTA、自治会組織等と連携し、環境浄化事業、非行防止事業、健全育成等の事業を実施するとともに、有効な活動の周知に努めます。	生涯学習・スポーツ課
社会体育活動	○ 小・中学校のスポーツ活動を、地域が主体となって支える取組を支援します。 ○ 社会体育活動における指導者の育成や小学生にふさわしい活動の在り方について、研修の機会を充実するとともに「小学生スポーツ活動ガイドライン」の周知に努めます。	生涯学習・スポーツ課

### (4) 児童館運営の充実と地域組織の育成

施策名	具体的施策の内容	担当課
児童厚生員の資質向上	○ 児童の健全育成のため、児童厚生員の研修を行い、資質の向上に努めます。	幼児保育課

## 【基本施策4】放課後の居場所づくり

### (1) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の促進

施策名	具体的施策の内容	担当課
放課後児童クラブの運営に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放課後児童クラブの運営を円滑に行うため、学校、運営主体等と連携し、開設場所の確保、調整等の支援を行います。</li> <li>○ 研修会等を通して、放課後児童クラブ支援員の専門的知識の向上を図ります。</li> </ul>	学校教育課
地域に根差した放課後子ども教室の取組支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域性を生かした体験や交流、学習活動を実施し、地域に根ざした放課後子ども教室となるよう、取組を支援します。</li> </ul>	学校教育課

### (2) 地域食堂の支援促進

施策名	具体的施策の内容	担当課
地域食堂の運営に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもが安心できる居場所として「地域食堂」の拡充を図るとともに、学生団体等と連携した学習支援に取り組めます。</li> <li>○ 「地域食堂ネットワーク」への支援を行い、継続的かつ安定的な運営を支援します。</li> </ul>	中央人権福祉センター

### (3) 子どもの居場所づくりの促進

施策名	具体的施策の内容	担当課
地域における子どもの居場所づくり【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の公共施設を中心に、子どもが気軽に立ち寄ることができ、安心して遊びや学習ができる居場所づくりを進めます。</li> </ul>	こども未来課
児童育成支援拠点事業【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 養育環境等に課題を抱える子どもに居場所を提供し、生活支援や学習支援を行うことで、子どもの自立促進を図ります。</li> </ul>	こども未来課

## 基本目標4 配慮が必要な子育て家庭への支援環境づくり（主な対象：全ての子ども）

様々な機会を通して児童虐待を早期に発見し、迅速かつ適切に対応できるよう、啓発活動の充実をはじめ、関係機関や地域との連携を強化します。

障がいのある子どもや発達に不安を抱える子どもなど、配慮を必要としている子どもへの、適切な福祉サービスの提供をはじめ、家庭の事情に応じたきめ細かな相談対応など、配慮が必要な子どもへの支援を推進します。

### 【基本施策1】児童虐待防止対策の充実

#### （1）相談体制の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
児童虐待通告相談	○ 児童福祉に関する相談や児童虐待の通告について、相談を受けます。	こども家庭センター
乳幼児健診での相談の実施	○ 乳幼児健診時や子育て相談ダイヤル（ホットライン）で、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談に応じます。	こども家庭センター
DV等の家庭相談対応	○ 相談員を配置し、家庭における児童養育やDVについての相談を受け付けます。	こども家庭センター

#### （2）養育支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
心理相談員によるカウンセリング	○ 支援が特に必要であると判断した家庭の妊産婦、養育者等に対し、心理相談員によるカウンセリングを行います。	こども家庭センター

#### （3）子どもを守る地域ネットワークの運営

施策名	具体的施策の内容	担当課
鳥取市要保護児童対策地域協議会の運営	○ 鳥取市要保護児童対策地域協議会において、関係機関との情報交換や支援方針の検討、役割分担等の調整を行います。 ○ 児童虐待防止の啓発に努め、相談に応じるとともに、関係機関と連携して必要な支援を行います。	こども家庭センター

(4) 啓発活動の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
関係機関の研修会の実施	○ 要保護児童や要支援児童等を早期に発見し、関係機関が連携して早期支援、早期対応を図るための研修会を実施します。	こども家庭センター

(5) 親子を支える地域づくり

施策名	具体的施策の内容	担当課
民生児童委員、主任児童委員へ相談しやすい体制づくり	○ 地域で民生児童委員、主任児童委員と連携し、身近な相談支援者として子育て家庭を支援します。	こども家庭センター

【 基本施策2 】 配慮が必要な子どもへのきめ細かな支援

(1) 発達上の困難を抱える児童への支援体制の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
親子教室（ふれあい学級）	○ 乳幼児健診等により、発達や子育てに悩みや不安を抱える保護者を対象に、親子での遊びを通じた、育児や発達について学ぶ教室を実施します。	こども家庭センター
発達相談	○ 子どもの発達の悩みや不安について相談を受け、必要に応じて療育や医療、保育等の関係機関と連携し、継続した支援を行います。	こども発達支援センター
小児慢性特定疾病自立支援事業	○ 小児慢性特定疾病を抱える子どもとその家族の相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との連絡、調整等を行います。 ○ 自立支援事業の任意事業として位置付けられている「自立に向けた講演会及び相互交流支援事業」の開催を検討します。	こども未来課
地域療育支援事業	○ 在宅している障がいのある子どもの、地域における生活を支えるため、訪問療育や外来療育、施設支援等を実施し、障がいの特性に応じた療育を推進します。	こども発達支援センター

施策名	具体的施策の内容	担当課
親子通所療育事業 「らっこクラス」	○ 発達上の困難を抱えるおおむね2～3歳児の子どもと、その保護者を対象に、親子遊びを中心とした療育を行い、親子の関わり方を学び、就園等に移行できるよう支援します。	こども発達支援センター
小集団療育事業 「いるかクラス」	○ 主に5歳児発達相談後に、経過観察が必要、又は集団生活に困難を抱える5歳児を対象に、若草学園保育士等による小集団での療育や保護者への相談支援、保護者同士の交流の場の提供などを行い、就学に向けての不安を軽減します。	こども発達支援センター
保育訪問相談事業	○ 保育所等からの依頼に応じ、心理相談員や保育士、発達支援コーディネーターが施設を訪問し、心身の発達への支援や配慮が必要な子どもの姿を観察し、適切な関わり方を提案するなど、より良い保育環境につなぐ支援を行います。	こども発達支援センター
発達支援保育指導委員会巡回指導事業	○ 発達支援保育指導委員が保育所等へ巡回訪問を行い、保育の観察及び助言、指導、障がいのある子どもの経過観察など、適切な保育の支援を行います。	こども発達支援センター
発達上の困難を抱える児童を持つ親の集い「いっばいっば」	○ 発達に悩みや不安を抱える保護者を対象に、保護者同士で語り合う場を提供し、不安感の軽減を図ります。	こども発達支援センター

## (2) 障がい児等施設・事業の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
障がい児の療育環境の整備と通園事業による療育の充実	○ 障がいのある子どもへの療育や発達を支援するため、通園施設等の療育環境と通園事業による療育の充実を図るとともに、職員研修の機会を充実し、質の高い支援体制の整備に努めます。 ○ 通園や外来、訪問により、身近な地域で療育指導や相談等を受けることができる療育機能の充実を図るため、児童発達支援センター若草学園の施設の整備を進めます。	こども発達支援センター
相談支援事業	○ 福祉サービスを利用する障がいのある子どもを対象に、保護者面談や計画の立案（アセスメント）、モニタリング等の相談支援を行います。	こども発達支援センター

施策名	具体的施策の内容	担当課
介護給付・障害児通所支援	○ 「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の規定に基づく障害福祉サービスや障害児通所支援の提供体制の確保に努めるとともに、日中活動の場の確保に努めます。	障がい福祉課

### (3) 切れ目のない支援の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
早期からの教育相談	○ 特別な支援を必要とする親子に対して、就学相談員が早期から就学に関する情報提供や教育相談、園と学校をつなぐ柔軟できめ細かな就学移行支援を行います。	こども発達支援センター
就学前小集団活動「にじのきょうしつ」	○ 就学を控えている子どもに、就学に必要なスキルやルールを学ぶ機会を提供し、学校生活への不安の軽減を図るとともに、安心して就学できるよう小集団での支援を行います。	こども発達支援センター
学齢期における教育相談	○ 就学前から18歳までの親子に対して、就学や学習面、行動面の学校生活に関する相談を、来所又は電話、訪問等によって行います。	こども発達支援センター
T式ひらがな音読支援	○ 平仮名読みが困難な子どもを対象に、プログラムに沿ってタブレットと専用アプリによる音読練習を実施し、学力の向上や不登校の解消に努めます。	こども発達支援センター

## 基本目標5 地域で子どもを見守るまちづくり（主な対象：全ての子ども）

地域住民と保護者、関係機関が連携し、地域で子育て支援の活動を推進する関係団体等への支援をはじめ、地域全体で子どもの健全で豊かな人間性を育成する環境づくりを推進します。

災害時の子育て家庭への支援対策をはじめ、関係機関と連携した地域の防犯対策など、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、安全、安心な生活環境の整備を推進します。

### 【基本施策1】市民等との協働による子育て支援

#### (1) 異世代間の交流事業

施策名	具体的施策の内容	担当課
子どもと大人のふれあい事業（地区公民館生涯学習事業）	○ 地域に応じた奉仕活動や体験活動など、ふれあい事業の充実を通して、地域で子どもを育てる環境の整備に努めます。	生涯学習・スポーツ課
中学生と園児とのふれあい事業	○ 中学校の体験学習において、保育所等の子どもとのふれあいを図ります。	学校教育課
地域に学ぶ（ワクワクとっとり）事業	○ 中学生を対象に、各事業所等で職場体験学習を行い、地域社会の自立した構成員として、共に生きる心や感謝の心を育むことができるように努めます。	総合教育センター
園児とお年寄りとの交流事業	○ 未就園児や高齢者、地域住民を招いて、伝承行事や季節の行事、作品展等を通して世代間の交流を図ります。	幼児保育課
交流や保育体験事業	○ 保育所等の子どもと、小・中学校の児童・生徒が交流する機会や保育体験事業を実施します。	学校教育課

#### (2) 地域資源を活用した協働による子育て支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
空き店舗活用等による中心市街地における子育て支援	○ 商店街の空き店舗を活用した子育て支援施設「スペース Comodo（コモド）」において、親子で気軽に過ごせる遊具やカフェコーナーのほか、各種教室、講座を開催するとともに、街で買い物などができるよう託児を行います。	幼児保育課 経済・雇用戦略課



## 【 基本施策2 】 地域を担う人材の育成

### (1) これからの地域を担う人材育成

施策名	具体的施策の内容	担当課
特色ある公民館活動事業（人づくり事業含む）	○ 公民館で地域性に合った独自の活動を展開することにより、児童・生徒への地域への愛着と誇りを育みます。	生涯学習・スポーツ課
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	○ 学校、家庭、地域が教育目標や課題を共有し、学びの場へ地域の人材を積極的に活用します。 ○ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、地域と共に子どもを育む、地域に開かれた学校づくりを推進します。	学校教育課 生涯学習・スポーツ課
ジュニアリーダー養成・ヤングリーダー育成	○ 子ども会活動や地域行事に参画できるリーダーを育てるため、地域の保護者と連携し、小・中学生を対象としたジュニアリーダーの養成に努めます。 ○ ジュニアリーダー研修を修了した児童・生徒が、研修や活動通してヤングリーダーになれるよう、育成に努めます。	生涯学習・スポーツ課
高校生向けフィールドスタディ事業	○ 将来的な若者の地元就職・地元定着につなげるため、地元企業を高校生の体験型探求学習の場として提供し、フィールドスタディを実施します。	経済・雇用戦略課

## 【 基本施策3 】 子どもにやさしい生活環境の整備

### (1) 歩行者にやさしい道路環境の整備

施策名	具体的施策の内容	担当課
歩道の拡幅整備	○ 道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備に努め、子どもや高齢者、障がいのある人の外出時の安全の確保を図ります。	都市企画課 道路課
防犯灯の設置	○ 町内会の要望に基づき、暗い道で子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための対策を進めます。	協働推進課

積雪時における通学路、歩道等の除雪対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内会への小型除雪機の貸付や新規除雪業者の募集等を通して、市民や業者との協働による除雪体制づくりを強化します。</li> <li>○ 地域や保護者の協力により、積雪時における通学路、歩道等の除雪を行い、登下校時の児童・生徒の安全の確保に努めます。</li> </ul>	道路課 学校教育課
ユニバーサルデザインのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもや高齢者、障がいのある人をはじめ、誰もが安全で快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、市内の公共施設や公園等生活空間のバリアフリー化を推進します。</li> </ul>	河川公園課 生涯学習・スポーツ課

## (2) 子どもが安心して遊べる広場の整備

施策名	具体的施策の内容	担当課
自然に親しめる公園の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「自然と共生する袋川遊水公園・重箱」を基本テーマとした重箱緑地の魅力を、イベント等を通じて発信し、利用者の拡大を図ります。</li> </ul>	河川公園課
街区公園の施設環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺住民の憩いやコミュニティ活動の場、また中心市街地の活性化につながる場として、既存公園の老朽化した施設について、長寿命化計画に伴う更新等を図るとともに、市民と協働して、公園等の芝生化を推進し、子どもが安心して遊べる場を提供します。</li> </ul>	河川公園課
保育園等園庭の芝生化推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 芝生化を行った保育園に対し、省労力で維持管理を行うため、ロボット芝刈り機などの導入を支援し、安全で快適な環境を提供します。</li> </ul>	幼児保育課

## 【基本施策4】子どもを見守る安全対策の推進

### (1) 小・中学校や児童館等の環境整備

施策名	具体的施策の内容	担当課
小・中・義務教育学校の施設環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校における老朽化した施設について、適宜改修等を行い、児童・生徒の安全の確保に努めます。</li> </ul>	教育総務課
児童館等の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童館について、施設の維持管理や環境整備に努めます。</li> </ul>	幼児保育課

## (2) 交通安全教育の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
交通安全教育の推進	○ 鳥取市交通安全対策協議会を中心とした交通安全運動や啓発、広報を実施し、交通安全教育を推進します。	協働推進課
スクールゾーン・通学路の安全点検、整備	○ スクールゾーン、通学路の安全を点検し、整備を図ります。	学校保健給食課

## (3) 子どもを犯罪等から守るための取組の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
地区青少年育成協議会活動への支援	○ 地区青少年育成協議会の活動を支援し、地区組織の充実と実践活動の促進を図ります。	生涯学習・スポーツ課
青少年を非行から守る街頭活動、啓発活動への支援	○ 街頭パトロールや街頭補導を実施する、少年愛護センターの取組の充実を図るとともに、研修会を開催し、街頭補導を行う少年補導員の技能や資質の向上を図ります。	生涯学習・スポーツ課
地域社会で子どもを非行から守る地域団体活動支援	○ 環境浄化活動や非行防止活動、健全育成事業を実施するとともに、少年非行防止活動を地域と一体となって推進します。	生涯学習・スポーツ課
危機管理マニュアルの徹底	○ 保育所等や学校において「危機管理マニュアル」に基づく安全教育及び不審者対応訓練を実施します。	幼児保育課 学校教育課
学校安全の推進	○ 学校、警察、地域が連携し、登下校時の見守り活動や交通安全指導、不審者対応訓練等を行い、児童・生徒の安全の確保を図るとともに、自分の命を自分で守ることができるよう、啓発に努めます。	学校教育課

## (4) 子どもを災害から守るための取組の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
防災教育・防災訓練の実施	○ モデル地域において、地域防災担当者や県学校防災アドバイザー等の専門家と連携し、防災訓練の指導や助言を行うとともに、児童・生徒の災害対応について、保護者に周知を図ります。	幼児保育課 学校教育課

(5) 子どもを取り巻くより良い環境づくりの推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
携帯電話・インターネット等の危険性に対する意識啓発	○ スマートフォンやインターネットの乱用、三不運動、少年を守る店の指定など、環境浄化を促進する活動を通して、子どもを取り巻く有害環境への対策を推進するとともに、関係機関と連携し、啓発活動を行います。	生涯学習・スポーツ課
メディア・リテラシーの向上のための取組	○ メディア・リテラシーをテーマとする講座を実施し、広く市民のリテラシー向上を図ります。	男女共同参画課

**基本目標6 子どもの貧困と格差の解消（第2期 鳥取市子どもの未来応援計画）**  
 （主な対象：全ての子ども）

保護者の所得や生活環境等に左右されず、適切な保育環境の提供をはじめ、子どもの希望に応じた勉強できる環境など、学びの環境を包括的に支援し、本人の意思で希望する進学先等を選択できる環境づくりが必要です。

本計画においては、基本目標6「子どもの貧困と格差の解消」を「第2期 鳥取市子どもの未来応援計画」として位置付けます。

このたび、本計画と一体的に策定することになった「第2期 鳥取市子どもの未来応援計画」は、子どもの貧困対策を推進するための基本的な方向性を定めるとともに、福祉及び保健分野等の個別計画との整合にも配慮し、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとしています。

本市に暮らす全ての子どもが学ぶ意欲を高め、夢に挑戦できるよう、子どもの健やかな育ちと学びの環境づくりを支援します。

**【 第2期 鳥取市子どもの未来応援計画の施策体系 】**

● 基本理念 ●

**すべての子どもが 夢と希望を持って  
成長できるまち とっとい**

<p><b>【 基本施策1 】</b> 学ぶ意欲を育む環境づくり</p>	<p>1 保育・幼児教育、学校教育の充実 2 学校と家庭・地域との連携による支援</p>
<p><b>【 基本施策2 】</b> 健やかに暮らす基盤づくり</p>	<p>1 妊娠期からの切れ目のない支援 2 子育ての包括的支援 3 生活困窮者への包括的支援 4 地域食堂（こども食堂）の拡充</p>
<p><b>【 基本施策3 】</b> 安定した暮らしを築く環境づくり</p>	<p>1 職業生活の安定に向けた支援 2 就労への経済的支援</p>
<p><b>【 基本施策4 】</b> 暮らしを支える経済的支援とネットワークづくり</p>	<p>1 子育てに関する経済的負担の軽減 2 ひとり親家庭への支援 3 早期発見の体制とネットワークづくり</p>

## 【基本施策1】学ぶ意欲を育む環境づくり

### 1 保育・幼児教育、学校教育の充実

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
幼児教育・保育の無償化	○ 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、幼児教育・保育の無償化を継続します。	乳幼児	幼児保育課
幼児教育・保育の質の向上	○ 幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育の受け入れ体制の整備に努めるとともに、多様な子育てサービスの充実に努めます。 ○ 県や関係機関と連携し、全園訪問による状況の確認や研修等により、保育の質の向上を図ります。	乳幼児	幼児保育課
保育所・幼稚園・小学校連携	○ 小学校入学に向けて不安を抱える子どもや保護者にとって、安心して就学できるよう、就学相談や就学移行支援の充実に努めます。	幼児と児童	こども発達支援センター
基礎学力定着支援事業	○ 学校と基礎学力定着支援者が連携し、放課後や長期休業等を活用し、基礎学力の定着や日本語指導を図ります。	児童・生徒	学校教育課
特別支援教育に関する児童・生徒への相談支援	○ 小・中学校において、発達上の困難を抱える児童・生徒に対する学校生活や学習に関する相談支援など、適切に教育を受けられる支援体制の充実に努めるとともに、個別の教育ニーズに応じた助言や支援を行います。 ○ 支援を必要としている児童・生徒の実態調査を行い、学校の規模や実情に応じて特別支援教育支援員を配置し、安心して通学できる環境づくりを推進します。	児童・生徒	こども発達支援センター
ひらがな音読支援	○ 全ての学習の基礎となるひらがな読みの困難な児童を早期に発見し、アプリを活用した音読支援を行うことで、音読の改善や学びにくさの軽減を図り、学力及び学校への適応力の向上に努めます。 ○ T式ひらがな音読支援事業の充実に向けて、教職員向けの研修会や要支援児童に対する学校訪問を行い、指導、支援の充実に努めます。	小学1～2年生	こども発達支援センター

## 2 学校と家庭・地域との連携による支援

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
スクールソーシャルワーカーによる支援	○ 不登校やいじめ、虐待等、学校生活に悩む児童・生徒への支援の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーが児童・生徒を取り巻く環境の改善に向けた働き掛けを学校や関係機関と協働して行います。	小・中・義務教育学校の児童生徒	総合教育センター
家庭養育サポートを通じた支援【新規】※1	○ 子どもの居宅訪問などによる学習・生活指導支援を通じて子どもの見守り体制を強化し、不登校等の子どもへの必要な支援につなぎます。	幼児・児童・生徒	こども家庭センター
放課後児童クラブ	○ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している児童に遊びや生活の支援を行い、児童の心身共に健全な育成を図ります。	小・義務教育学校の児童	学校教育課
放課後子ども教室	○ 地域が主体となって、放課後の子どもの安全、安心な活動拠点を確保し、勉強やスポーツ、文化活動等を行います。	小・中・義務教育学校の児童生徒	学校教育課
児童館	○ 児童館に児童厚生員が常駐し、子どもに遊びの提供と安心できる居場所づくり、個別的、集団的に様々な健全育成活動を行います。	18歳未満の子ども	幼児保育課
地域における子どもの居場所づくり【新規】	○ 地域の公共施設を中心に、子どもが気軽に立ち寄ることができ、安心して遊びや学習ができる居場所づくりを進めます。	児童・生徒	こども未来課
子ども第3の居場所事業（児童育成支援拠点事業※2）	○ 養育環境が不十分であること等の理由により、経済的、時間的に家庭で過ごすことが困難な小学生を対象に、手厚く関わることにより、より良い生活習慣、学習習慣の定着を図ります。	養育環境が不十分な児童	こども未来課
ひとり親家庭学習支援事業	○ 経済的な理由から、学業や進学環境が十分に用意されていないひとり親家庭の子どもに対して、学習の場を提供し、学力向上や進学のための生活支援、学習支援を行います。	ひとり親家庭の中・義務教育学校の生徒	こども未来課

- ※1 本計画と一体的に策定するにあたり、第2期鳥取市子どもの未来応援計画から新たに追加した施策を【新規】とする。  
 ※2 鳥取市内に設置された「福祉に重点を置いた子どもの居場所」という位置付けの施設のこと。「家でも学校でもない第三の居場所」として、少人数で預かり、生活習慣や学習習慣の定着を目標とするとともに、子どもの意欲の向上及び自立につながる力を身につけることを目指している。

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	○ 学校と地域が話し合いによりビジョンを共有し、地域全体で子どもを育むために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の取組を一体的に推進するとともに、活動地域の拡大に努めます。	小・中・義務教育学校等の児童・生徒とその保護者	生涯学習・スポーツ課 学校教育課
地区公民館事業	○ 地区公民館において、様々な体験活動など、地域の特色を生かし、地域の課題に即した事業の展開を通して、子どもに達成感を持たせ、未来に向けてたくましく生き抜く力を育成します。	小・中・義務教育学校等の児童・生徒とその保護者	生涯学習・スポーツ課 協働推進課
青少年相談活動	○ 青少年からの交友関係や進路、学校不適應などに関する相談に対して、個別事情を把握しながら、各学校及び専門機関につなぎ、健全な育成を図ります。 ○ 街頭パトロール、巡回パトロール時に、積極的な情報収集を行うとともに、学校、関係機関と連携し、その後の活動や指導に生かします。	小・中・義務教育学校等の児童・生徒とその保護者	生涯学習・スポーツ課
街頭パトロール活動	○ 少年愛護センターと補導員による街頭パトロールや愛護センター指導員による巡回パトロールにより、青少年への声掛けをはじめ、非行から守る街頭活動や啓発活動を支援するとともに、少年補導員の技能向上のため、各種研修会への参加を促進します。	小・中・義務教育学校等の児童・生徒	生涯学習・スポーツ課
青少年健全育成事業	○ 青少年の健全育成のため、地域の青少年育成団体等による、日々の見守りや体験活動機会の提供、助成金の交付などの支援を行います。	小・中・義務教育学校等の児童・生徒及び保護者	生涯学習・スポーツ課
学習支援	○ 経済的な理由により、学業や進学環境が十分に用意されない生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や進路相談を行い、希望する進路を選択できる環境づくりを支援します。	生活保護世帯の小・中学校の児童・生徒とその保護者及び生活困窮世帯の小・中学校の児童・生徒等	生活福祉課 中央人権福祉センター



施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
子育て親育ち講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就学前の子どもを持つ保護者を対象に、基本的な生活習慣等に関する講演による学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。</li> <li>○ 保育施設に通園している子どもを持つ保護者を対象に、参加型の学習プログラムを提供し、家庭教育を学び、親同士のつながりづくりを支援します。</li> </ul>	保護者等	生涯学習・スポーツ課

## 【基本施策2】健やかに暮らす基盤づくり

### 1 妊娠期からの切れ目のない支援

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
妊婦健診	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊娠中の異常の早期発見や疾病予防のために、定期的な妊婦健康診査を受けることができるよう、おやこ健康手帳（母子健康手帳）交付時に、妊婦一般健康診査受診票を交付し、多胎妊娠妊婦には多胎分を追加交付します。</li> </ul>	妊婦	こども家庭センター
妊婦歯科健康診査費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊婦が適切な口腔管理をすることで、母子感染を防ぎ、健全な口腔機能を維持することができるよう、おやこ健康手帳（母子健康手帳）交付時に妊婦歯科健康診査受診票を交付し、妊婦歯科健康診査費を助成します。</li> </ul>	妊婦	健康づくり推進課
マタニティサポート！妊婦さん応援給付金【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ おやこ健康手帳（母子健康手帳）の交付を受けた妊婦に給付金を支給します。</li> </ul>	妊婦	こども家庭センター
出産・子育て応援給付金【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊娠を届け出て、面談等を行った妊婦を対象に出産応援給付金を支給し、出生を届け出て面談等を行った養育者を対象に子育て応援給付金を支給します。</li> </ul>	妊婦と養育者	こども家庭センター
新米パパ育児教室【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て家庭の父親を対象に、妊娠、出産、育児についての知識や技術を身に付けるための講座等を開催し、父親の子育てへの参画を促進します。</li> </ul>	子育て家庭の父親	こども家庭センター

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
親子入所支援 【新規】	○ 経済的な理由等により一時的に親子を保護することが必要な場合、一定期間、施設において養育、保護を行います。	経済的な理由等により保護が必要な親子	こども家庭センター
子育て世帯訪問支援事業 【新規】	○ 家事や子育てに不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭を、家事支援事業者が訪問し、困りごとや悩みを傾聴するとともに、家事、育児等を支援し、家庭や療育環境を整えます。	子育て期の保護者	こども家庭センター
産後健康診査費の助成	○ 産後うつの早期発見や児童虐待の予防を図るため、おやこ健康手帳（母子健康手帳）交付時に産後健康診査受診票を交付するとともに、産後健康診査費を助成します。	産婦	こども家庭センター
乳児全戸訪問事業	○ 「こんにちは赤ちゃん事業」として、保健師、母子保健推進員が産婦及び生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子どもの健やかな成長を促し、安心して育児が行えるよう支援します。	産婦と4か月までの乳児	こども家庭センター
母子栄養強化事業	○ 生活保護世帯や住民税非課税世帯の妊産婦及び栄養の強化を必要とする乳児に対して、牛乳や粉ミルクなどの栄養食品を支給し、妊産婦及び乳児の健康の保持を図ります。	妊産婦と乳児	こども家庭センター
新生児聴覚検査費の助成	○ 聞こえの障がいや早期に発見するため、より多くの新生児が聴覚検査を受けられるよう、初回の検査費用を助成します。	新生児	こども家庭センター
乳幼児健診	○ 3～4か月児、9～10か月児は医療機関での個別健診、6か月児、1歳6か月児、3歳児は集団での健康診査を行い、乳幼児の心身の健やかな成長を図るとともに、未受診者への受診の促進に取り組みます。 ○ 育児に不安や悩みを抱える保護者に多職種で関わることで、多様な悩みの相談に応じ、必要に応じて継続した支援へとつなぎます。	乳幼児と保護者等	こども家庭センター

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
定期予防接種等費用の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児等を対象に、予防接種法に基づく疾患の定期予防接種を実施します。</li> <li>○ 満6か月から就学前の乳幼児及び65歳未満の重度の心身障がいのある人を対象に、任意予防接種費用の助成として、インフルエンザ予防接種費用の助成を行います。</li> <li>○ 風しん抗体価の低い女性及び妊婦の夫等を対象に、風しん予防接種費用の助成を行います。</li> </ul>	乳幼児等と妊産婦等	保健医療課
ブックスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 絵本を手掛かりに親子の心が触れ合うきっかけになるよう、6か月児健診時に絵本の読み聞かせと絵本等ブックスタートパックをお渡しします。健診未受診の家庭にも訪問し、提供します。</li> </ul>	乳児	こども家庭センター
ブックスタートフォローアップ事業【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ブックスタート事業で始まった絵本との関わりをさらに継続し、子どもとの豊かな育ちと子育てを支援するため、1歳6か月児健診時に絵本を提供します。</li> </ul>	1歳8か月から2歳までの幼児	こども家庭センター
2歳児歯科健診	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳歯がほぼそろい始める2歳児を対象に、歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布、むし歯予防教室を行い、口腔の健康の保持、増進を図ります。</li> </ul>	2歳～3歳までの幼児	健康づくり推進課
ふれあい学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達に課題を抱える子どもや育てにくさを感じる保護者を対象に、親子遊びや保護者同士の交流の場を提供し、不安の軽減を図るとともに、健やかな発達を促進します。</li> </ul>	1歳6か月～4歳までの幼児	こども家庭センター
妊産婦・乳幼児への相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊娠届の際に、全ての妊婦に対して相談を行い、健康状態、家庭環境等を聞き取り、ニーズに応じた産前、産後のサポートや乳児家庭全戸訪問、産後サロン等を通して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。</li> </ul>	妊産婦と乳幼児	こども家庭センター
育児相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育児に不安を持つ保護者への相談の場の提供や産後サロン等、親同士が悩みを共有できる場を提供し、親子の愛着を促進し、安心して子育てできるよう支援します。</li> </ul>	子育て期の保護者	こども家庭センター

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
産後ケア事業	○ 産後の心身の安定や育児不安の解消を図るため、助産師等による保健指導や育児相談等のケアを提供します。	出産後1年以内の親子	こども家庭センター
日常生活支援事業	○ ひとり親家庭の保護者が、技能取得のための通学や自立のために必要な事由、冠婚葬祭、残業や疾病等により、一時的に家事援助、介護、保育などのサービスが必要な世帯に家庭支援員を派遣します。	ひとり親家庭	こども未来課

## 2 子育ての包括的支援

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
多様な保育サービスの提供	○ 多様化する保育需要に対応できるよう、保護者の就業形態や児童の状況に応じて、時間外保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスを提供します。	乳幼児	幼児保育課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	○ 家庭とは異なる経験や家族以外の人との関わりにより、子どもの成長する環境を整えるとともに、保護者の育児負担の軽減に努めます。	乳幼児	幼児保育課
こども家庭センターの機能充実	○ 鳥取市こども家庭センター「こそだてらす」において、妊産婦等からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との調整等を行います。 ○ 産後間もない母親と乳幼児が交流し、悩みを共有できる仲間づくり、子育ての不安を解消する「産後サロン」など、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援をきめ細かく実施し、その機能の充実を図ります。	妊産婦と乳幼児	こども家庭センター
子ども家庭総合支援拠点の機能充実	○ 支援が必要な妊婦や子どもを対象に、生活状況の把握や各種支援の情報提供、相談、支援を行います。	妊婦と18歳未満の子ども	こども家庭センター
要保護児童対策地域協議会の充実	○ 保護や支援が必要な子どもの早期発見及び適切な対応を行うため、関係機関と連携し、子どもを守る地域ネットワークの充実を図ります。	妊婦と18歳未満の子ども	こども家庭センター

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
子育て相談	○ 未就園児がいる家庭への支援の場として、保育園等に地域の子育て支援センターを設置し、子育て家庭に対する育児相談等の支援を行います。	乳幼児とその保護者	幼児保育課
支援を必要とする子どもとその家族への相談支援	○ 育児に不安を持つ保護者への相談の場の提供や産後サロン等、親同士が悩みを共有できる場を提供し、親子の愛着を促進し、安心して子育てできるように支援します。 ○ あらゆる機会を通して把握した、支援を必要とする子どもと家族に対して、関係部署で情報共有し、連携して支援を行います。	子育て期の子どもとその家族	こども家庭センター
ヤングケアラーへの支援	○ 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行い、過度な責任や負担を抱えている子どもに対して、関係部署で情報を共有し、連携して支援を行います。	18歳未満の子ども	こども家庭センター

### 3 生活困窮者への包括的支援

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
生活困窮者自立支援	○ 生活困窮状況からの早期の自立を支援するため、包括的かつ伴走的な相談支援や居住確保支援等を行うとともに、就労、金銭等に関する課題について、関係機関と連携し適切に対応します。	生活保護に至る前の生活困窮者	中央人権福祉センター
生活困窮者等への相談支援	○ 生活困窮者等に対して、包括的、個別的、継続的な支援を行います。	生活困窮者	中央人権福祉センター
社会的養護が必要な子どもへの相談支援	○ 社会的な養護が必要な子どもに対して、児童相談所等、関係機関と連携し、自己肯定感や信頼感を育むための家庭的養護を推進します。	社会的な養護が必要な子ども	こども家庭センター

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
児童養護施設を退所した子どもへの支援	○ 児童養護施設等を退所した子どもの社会的自立を支えるために、児童相談所等、関係機関と連携し、子どもとその保護者への必要な相談支援を行います。	児童養護施設を退所した子どもとその保護者	こども家庭センター
若者サポートステーションとの連携	○ 若者の職業的自立に向けて「若者サポートステーション」と連携し、相談支援を行います。	中学校卒業後の子ども	経済・雇用戦略課

#### 4 地域食堂（こども食堂）の拡充

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
地域食堂（こども食堂）の拡充	○ 子どもが安心できる社会的居場所として「地域食堂（こども食堂）」の拡充を図ります。拡充にあたっては、地域の様々な社会資源を活用するとともに、子どものための家庭への支援を行います。	子ども保護者	中央人権福祉センター
地域食堂（こども食堂）のネットワークづくり	○ 子どもや保護者が利用する「地域食堂（こども食堂）」の継続的かつ安定的な運営を支援している「地域食堂ネットワーク」を支援します。	「地域食堂（こども食堂）」運営団体等	中央人権福祉センター
フードサポート事業の実施	○ ひとり親家庭をはじめ生活困窮世帯への食料支援を行います。	生活困窮世帯	中央人権福祉センター

## 【基本施策3】安定した暮らしを築く環境づくり

### 1 職業生活の安定に向けた支援

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
鳥取市無料職業紹介所における支援	○ 専任のアドバイザー等が、ハローワークなどの各種就労支援機関や庁内関係各課と連携し、求職者への就労に関する情報提供や相談業務、就職のマッチングを行います。	求職者	経済・雇用戦略課
就労支援	○ 就労支援相談員による支援をはじめ、ハローワークと福祉事務所による一体的なチーム支援、民間団体への委託による就労ボランティア事業や中間的就労支援事業など、就労準備段階において、伴走型できめ細かな就労支援を行います。	生活保護受給者と生活困窮者	生活福祉課 中央人権福祉センター

### 2 就労への経済的支援

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
技能・資格取得経費と就職支度金の支給	○ 生計の維持に役立つ職業に就くため、必要な技能や資格を取得する経費、就職が確定した場合の就職支度金を支給します。	生活保護受給者	生活福祉課
母子父子自立支援員相談事業	○ 母子父子自立支援員相談事業により、貸付相談、生活費、就労、住宅等に関する相談支援を行います。	ひとり親家庭の保護者	こども未来課
高等職業訓練促進給付金	○ 看護師等の自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。	ひとり親家庭の保護者	こども未来課
自立支援教育訓練給付金	○ 仕事に就くために必要な技能や資格を取得するときに、自立支援教育訓練給付金を支給します。	ひとり親家庭の保護者	こども未来課

## 【基本施策4】暮らしを支える経済的支援とネットワークづくり

### 1 子育てに関する経済的負担の軽減

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
生活保護制度による生活支援	○ 最終的なセーフティネットである生活保護制度が必要な世帯については、適切な調査の上、個々の実情に応じて生活、住宅、教育扶助等の支援を行い、本人に寄り添った対応に努めます。	生活保護受給者	生活福祉課
実費徴収に係る補足給付事業	○ 保育活動に必要な費用や副食費等の一部を援助します。	支給認定保護者	幼児保育課
就学援助制度	○ 就学に必要な学用品費、修学旅行費、給食費等の一部を援助するとともに、制度の周知に努めます。	要保護・準要保護世帯	学校保健給食課
特別支援学級教育就学奨励制度	○ 就学に必要な学用品費、給食費、通学費等の一部を援助します。	特別支援学級就学世帯等	学校保健給食課
教育福祉振興基金奨励事業	○ 市内に居住する市立中学校又は義務教育学校後期課程に在籍する優良な生徒で、経済的に困難な状況にある者の保護者を対象に奨励金を交付し、就学を奨励します。	要保護・準要保護世帯等	学校保健給食課
遠距離通学費補助制度	○ 遠距離、通学上の地勢的危険等の要因により、バス、JR、自家用車で市立の小・中・義務教育学校に通学する場合、必要な費用の一部を援助します。	支給認定保護者	学校保健給食課

### 2 ひとり親家庭への支援

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
児童扶養手当の支給	○ ひとり親家庭の保護者等に手当を支給し、児童の福祉を増進するとともに、生活の安定と自立の促進を図ります。	ひとり親家庭等	こども未来課
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	○ ひとり親家庭に対し、大学進学等に必要な修学資金をはじめ、就学支度資金、修業資金、技能習得資金、医療介護資金、住宅資金などの貸し付けを行い、生活の安定を図ります。	ひとり親家庭	こども未来課



施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
ひとり親家庭小中学校入学支度金	○ ひとり親家庭の子どもが小学校や中学校に入学する場合、入学支度金を支給します。	ひとり親家庭の保護者	こども未来課
高等学校卒業程度認定試験支援事業	○ 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と、ひとり親家庭の子どもの学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験講座を受講した場合の経費を助成します。	ひとり親家庭の保護者と中学校卒業の生徒	こども未来課

### 3 早期発見の体制とネットワークづくり

施策名	具体的施策の内容	対象	担当課
保健部門における早期の発見	○ 妊娠届出時のおよこ健康手帳(母子健康手帳)の交付や乳児全戸訪問事業、乳幼児健康診査など母子保健事業の場において、生活の困窮状態を早期に発見し、支援につながるよう努めます。	全ての保護者と子ども	こども家庭センター
相談の場における状況の把握	○ 本市の各相談窓口をはじめ、重層的な相談や支援の機会を通して、経済的困窮が子どもに与えている影響を把握し、課題の解決に努めます。	全ての保護者と子ども	こども家庭センター 中央人権福祉センター
保育・教育の場における状況の把握	○ 幼稚園、保育所、認定こども園や子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、学校等による保護者との面談や諸費用の納入など、様々な機会を捉えて状況の把握に努めます。	全ての保護者と子ども	幼児保育課 総合教育センター 学校保健給食課
地域情報の把握	○ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、生活困窮に関する情報の提供があった場合、個人情報保護及び守秘義務に基づく適切な管理、運用の下、子どもの状況の把握に努めます。	全ての保護者と子ども	地域福祉課

## 数値目標の設定

「第2期 鳥取市子どもの未来応援計画」の実行性を高めるためには、施策の進捗状況や事後の達成度、取組状況を評価します。そうすることで、次の施策の展開に向けたステップへの手掛かりにもなることから、数値目標の設定は重要です。各種計画において設定された指標やアンケート調査から見い出せる目標項目及び数値等を活用し、本計画の数値目標として設定します。

	目 標 項 目	現状値 【策定時】	目標値 【令和8(2026)年度】	目標値 【令和11(2029)年度】	出典
1	「子育てしやすい環境」と思う市民の割合	61.5% (令和元年度)	65% (令和7年度)	70% (令和12年度)	①
2	「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合 【小学校6年生（義務教育学校6年生）】	小学6年生 77.4% (令和3年度)	小学6年生 90% (令和7年度)	小学6年生 90% (令和11年度)	②
	「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合 【中学校3年生（義務教育学校9年生）】	中学3年生 65.9% (令和3年度)	中学3年生 80% (令和7年度)	中学3年生 80% (令和11年度)	
3	不登校児童生徒が学校以外の地域人材や関係機関等の支援につながっている割合	78.5% (令和元年度)	83.5% (令和7年度)	88% (令和11年度)	③
4	地域食堂（こども食堂）の設置か所数	18か所 (令和3年度)	18か所以上 <sup>※1</sup> (令和8年度)	—	④
	地域食堂（こども食堂）の充足率 <sup>※2</sup>	69% (令和6年度)	—	95% (令和11年度)	
5	生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進路決定率 <sup>※3</sup>	— %	95% (令和8年度)	95% (令和11年度)	④
6	生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進路決定率 <sup>※3</sup>	93.3% (令和2年度)	100% (令和8年度)	100% (令和11年度)	④

注：「現状値」及び「目標値」の各項目の枠内に示すかっこ内の年度は、当該年度において実績を把握できる年度を示す。

※1 各中学校区内に1か所（未設置校区は6校区）

※2 各中学校区への設置目標が令和8年度にほぼ達成する見込みから、令和7年度に新たに小学校区（全43校区）への充足率を設定

※3 進路決定率とは、学校卒業時点で就職、進学等の進路が決定している割合

【出典（把握方法）】

① 鳥取市民アンケート調査

② 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

③ 鳥取県が毎月実施している「児童生徒の不登校及び問題行動等に関する調査」を鳥取市が独自に調査した結果を活用（本市教育委員会）

④ 庁内資料

**基本目標 7 子ども・若者への支援対策の推進（鳥取市子ども・若者計画）**  
 （主な対象：思春期～青年期）

本市に暮らす若者世代が、就職等の人生の転機において、自身の希望に応じて将来を選択することができるよう支援するとともに、本市で活躍し、安心して生活できるよう、移住や結婚、相談支援など、多様な支援体制の構築に努めます。

本市では、おおむね 29 歳くらいまでを「子ども・若者計画」の対象として位置付け、思春期、青年期から子育て期に至るまでの多様な支援をはじめ、誰もが生活しやすい環境づくりを推進します。

そのため、本計画においては、基本目標 7「子ども・若者への支援対策の推進」を「鳥取市子ども・若者計画」として位置付けます。

**【 基本施策 1 】 子ども・若者の活躍を支える環境づくり**

施策名	具体的施策の内容	担当課
「こどもまんなか社会」の実現に向けた意識の醸成	○ 「こども基本法」をはじめ「子どもの権利条約」の理念に基づき、子ども、若者の多様性を尊重し、その暮らしを応援するため、関係機関と連携し、人権啓発や人権擁護活動等を通して、子ども、若者が権利の主体であるということについて、市民の意識の醸成を図ります。	人権推進課 こども未来課
人権啓発事業の推進	○ 全ての市民がお互いの人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことのできる地域共生のまちづくりに向け、関係機関や市民団体等との連携による各種集会や講演会等の啓発事業を通して、人権問題に対する理解を深め、人権意識の高揚を図る取組を推進します。	人権推進課
人権問題に関する相談	○ 暮らしの中で起こる様々な人権問題について、人権に関する相談窓口において相談に応じます。相談は無料で、相談者のプライバシーも固く守られることなど、安心して相談できる窓口の周知に努めます。	人権推進課
男女共同参画意識の醸成	○ 「鳥取市男女共同参画かがやきプラン」に基づき、性別にかかわらず、誰もが個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮できるよう、家庭、学校、地域が連携し、子どもの頃からの男女平等の推進・普及啓発に取り組みます。	男女共同参画課

施策名	具体的施策の内容	担当課
子ども・若者世代の意見聴取	○ 本計画における子ども、若者施策について、本人や保護者を含む子育て当事者等の視点を尊重するため、その意見を聞き、対話の場の確保に努めるとともに、共に施策を推進できる体制づくりを目指します。	こども未来課
若者定住促進事業	○ 結婚を希望する若者の出会いから成婚までをサポートする「麒麟のまち婚活サポートセンター」を運営し、婚活イベント等を開催するとともに、県や関係団体等と連携を図り婚活に関する情報の提供に努めます。	政策企画課

## 【基本施策2】子ども・若者の生活を支える体制づくり

施策名	具体的施策の内容	担当課
移住・定住の促進 (鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口)	○ 移住について、仕事や住まい、子育てなどの心配ごとや知りたいこと、移住後の悩みなどに、専任の移住相談員がオンラインでも可能な相談に対応するとともに、U J I ターン※を希望する若者に、市内の企業情報や就職関連情報を提供します。	地域振興課
鳥取市ふるさと移住支援金	○ 本市の「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」に相談者登録し、要件を満たしている人を対象に支援金を交付し、首都圏等から本市への移住、定住を促進します。	地域振興課
鳥取市ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金	○ 本市へ移住を目的として転入した世帯に対して、補助金を交付し、結婚、出産又は子育てを機会とした若者のU J I ターンを促進するとともに、転入人口の増加、本市の少子化の抑制を図ります。	地域振興課
出産・子育て応援給付金	○ 妊娠を届け出て、面談等を行った妊婦を対象に出産応援給付金を支給し、出生を届け出て面談等を行った養育者を対象に子育て応援給付金を支給します。	こども家庭センター

※ UターンとJターンとIターンの頭文字を組み合わせた名称のこと。Uターンは、地方から都市部へ移住した人が再び地方の生まれ故郷に戻ることに。Jターンは、地方から大都市へ移住した人が、生まれ故郷の近くの比較的規模の小さい地方大都市圏や中規模な都市に戻り定住すること。Iターンは、出身地とは別の地方に移り住むこと。

施策名	具体的施策の内容	担当課
包括的な相談窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民総合相談窓口において、あらゆる世代の複雑化、多様化した支援ニーズに対応するため、多様な手段を活用して相談窓口の周知を図るとともに、包括的な相談に対応します。</li> <li>○ 生活困窮者やひきこもり状態にある人、ヤングケアラー問題など、地域の中で見えにくい潜在的な要支援者を早期に発見し、適切な支援につなぐため、民生委員・児童委員との連携を強化します。</li> <li>○ 「18歳から大人」消費者庁特設ページ等の情報提供をはじめ、消費者トラブル防止や救済に向けた支援情報を提供します。</li> </ul>	市民総合相談課 地域福祉課
就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳥取市無料職業紹介所において、本市で就職を考えている若者等を対象に、専門相談員が求職、求人の相談に応じるほか、求職者と求人企業とのマッチングを支援します。</li> </ul>	経済・雇用戦略課
障がいのある人（児）への生活・就業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹相談支援センターやこども発達支援センターにおいて、障がいや発達に関する総合的な相談に対応するとともに、障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業に向けての相談等を行います。</li> </ul>	障がい福祉課 こども発達支援センター
若者向け賃貸住宅の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」に基づき、住まいに困りごとを抱えている若者を対象に、賃貸住宅の提供を支援します。</li> </ul>	建築住宅課
学齢期に向けた心と体の健康教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療専門職等による小学校や義務教育学校等への健康教育の実施を通して、子どもたち及びその家族が、健康的な生活の保持増進や、がんを含む生活習慣病等の予防や回復について正しく理解することができるよう、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質・能力の育成を図ります。</li> </ul>	健康づくり推進課
プレコンセプションケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 思春期の児童・生徒を対象として、心身の変化や性感染症等に関する正しい知識の普及を図るとともに、プレコンセプションケア（妊娠前からの健康づくり）についての講座等の開催により、生命の大切さや思いやりの心の醸成を図ります。</li> </ul>	こども家庭センター

自殺対策の推進	○ 「いのち支える鳥取市自死対策推進計画」に基づき、心の健康づくり対策として、関係機関と連携し、誰も自殺に追い込まれることのない鳥取市の実現を目指し、生きる支援を推進します。	保健医療課
---------	---	-------

### 【 基本施策3 】 社会参加・仲間づくりの促進

施策名	具体的施策の内容	担当課
若者の活動の場の提供	○ 「とっとり若者地方創生会議」を開催し、本市における地方創生の課題である若者の定住やまちのにぎわいづくりに必要となる施策について、若者が自ら調査、研究し、若者の視点による地方創生の深化に向けた意見の反映を図ります。	政策企画課

## 第6章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

### 【1】子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制について

---

第3期計画における「子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」とは「子ども・子育て支援法」の規定に基づき「教育・保育サービス事業」と「地域子ども・子育て支援事業」それぞれの今後5年間におけるサービスの目標量と、それを実現するためのサービスの提供体制（確保方策）を推計し、定めるものです。

### 【2】教育・保育提供区域の考え方

---

「子ども・子育て支援法」及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、教育・保育施設の配置状況や子どもの人数等を総合的に勘案し、第2期計画に引き続き、鳥取地域と支所地域の2区域を教育・保育の提供区域として設定します。

### 【3】見込量算出の考え方

---

「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障するとともに子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量とその確保方策について定めることとしています。

見込量の算出にあたっては、適切な教育・保育事業の提供ができるよう、児童数の推移や教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。

## 【4】教育・保育事業等の量の見込みと確保方策

### 1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

#### 【鳥取市全体】

(単位：人)

		令和7(2025)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	982	3,123	2,437	558	1,879
② 確保方策	特定教育・保育施設※	1,217	3,487	2,548	557	1,991
	確認を受けない幼稚園	90	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	165	52	113
	合計	1,307	3,487	2,713	609	2,104
過不足(②-①)		325	364	276	51	225

		令和8(2026)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	944	3,053	2,322	546	1,776
② 確保方策	特定教育・保育施設	1,182	3,470	2,513	578	1,935
	確認を受けない幼稚園	90	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	159	50	109
	合計	1,272	3,470	2,672	628	2,044
過不足(②-①)		328	417	350	82	268

		令和9(2027)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	890	2,830	2,349	536	1,813
② 確保方策	特定教育・保育施設	1,148	3,405	2,467	567	1,900
	確認を受けない幼稚園	90	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	159	50	109
	合計	1,238	3,405	2,626	617	2,009
過不足(②-①)		348	575	277	81	196

※ 特定教育・保育施設：保育所や幼稚園、認定こども園



		令和 10(2028)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	863	2,734	2,305	529	1,776
② 確保方策	特定教育・保育施設	1,148	3,283	2,378	547	1,831
	確認を受けない幼稚園	90	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	159	50	109
	合計	1,238	3,283	2,537	597	1,940
過不足(②-①)		375	549	232	68	164

		令和 11(2029)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	822	2,620	2,272	523	1,749
② 確保方策	特定教育・保育施設	1,137	3,186	2,308	531	1,777
	確認を受けない幼稚園	90	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	159	50	109
	合計	1,227	3,186	2,467	581	1,886
過不足(②-①)		405	566	195	58	137

【 鳥取地域 】

(単位：人)

		令和7(2025)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	815	2,592	2,023	463	1,560
② 確保方策	特定教育・保育施設	1,007	2,863	2,072	457	1,615
	確認を受けない幼稚園	90	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	165	52	113
	合計	1,097	2,863	2,237	509	1,728
過不足(②-①)		282	271	214	46	168

		令和8(2026)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	784	2,534	1,927	453	1,474
② 確保方策	特定教育・保育施設	981	2,880	2,085	479	1,606
	確認を受けない幼稚園	90	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	159	50	109
	合計	1,071	2,880	2,244	529	1,715
過不足(②-①)		287	346	317	76	241

		令和9(2027)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	738	2,349	1,949	445	1,504
② 確保方策	特定教育・保育施設	952	2,826	2,047	470	1,577
	確認を受けない幼稚園	90	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	159	50	109
	合計	1,042	2,826	2,206	520	1,686
過不足(②-①)		304	477	257	75	182

		令和 10(2028)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	716	2,270	1,913	439	1,474
② 確保方策	特定教育・保育施設	952	2,724	1,973	454	1,519
	確認を受けない幼稚園	90	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	159	50	109
	合計	1,042	2,724	2,132	504	1,628
過不足(②-①)		326	454	219	65	154

		令和 11(2029)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	681	2,174	1,886	434	1,452
② 確保方策	特定教育・保育施設	943	2,644	1,915	440	1,475
	確認を受けない幼稚園	90	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	159	50	109
	合計	1,033	2,644	2,074	490	1,584
過不足(②-①)		352	470	188	56	132

【 支所地域 】

(単位：人)

		令和7(2025)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	167	531	414	95	319
② 確保方策	特定教育・保育施設	210	624	476	100	376
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	210	624	476	100	376
過不足(②-①)		43	93	62	5	57

		令和8(2026)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	160	519	395	93	302
② 確保方策	特定教育・保育施設	201	590	428	99	329
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	201	590	428	99	329
過不足(②-①)		41	71	33	6	27

		令和9(2027)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	152	481	400	91	309
② 確保方策	特定教育・保育施設	196	579	420	97	323
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	196	579	420	97	323
過不足(②-①)		44	98	20	6	14

		令和 10(2028)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	147	464	392	90	302
② 確保方策	特定教育・保育施設	196	559	405	93	312
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	196	559	405	93	312
過不足(②-①)		49	95	13	3	10

		令和 11(2029)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	141	446	386	89	297
② 確保方策	特定教育・保育施設	194	542	393	91	302
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	194	542	393	91	302
過不足(②-①)		53	96	7	2	5

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者の希望に応じた施設への入所ができるよう、施設面積や職員配置等の認可基準の範囲内において、柔軟な対応等について、各施設に協力を要請していきます。</li> <li>○ 保育需要に応じた適正な定員を確保するため、大学訪問などにより保育士の確保に努めるとともに、年齢ごとの受け入れ定員の見直しも実施します。</li> <li>○ 将来の保育需要を見据え、新規の施設整備による量の確保ではなく、職員の確保や適正配置による受け入れ体制の強化に努めます。</li> <li>○ 子どもの安心、安全な保育環境の充実を図るため、施設の環境整備に努めます。</li> </ul>
----------------------	--

## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「地域子ども・子育て支援事業による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な事業を計画的に提供していきます。

### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

#### 【 こども家庭センター 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	○ 今後も継続して事業を実施します。
----------------------	--------------------

## (2) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園及び認定こども園の在園児については、「幼稚園預かり保育」により実施し、保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない場合は「保育所等における一時保育」により実施します。

### 【 幼稚園・認定こども園在園児対象 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	83,855	87,232	87,232	87,232	87,232
② 確保方策	延べ人	83,855	87,232	87,232	87,232	87,232
	か所	28	29	29	29	29
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

### 【 保育所等における一時保育 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	4,375	4,320	4,266	4,212	4,159
② 確保方策	延べ人	4,375	4,320	4,266	4,212	4,159
	か所	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 保育需要に応じた適正な人数を確保するため、実施施設の確保、適切なサービスの提供とともに、一時預かり事業についての周知に努めます。
----------------------	--

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	3,336	3,364	3,443	3,442	3,385
低学年	人	2,436	2,347	2,331	2,311	2,307
1年生	人	829	836	852	805	829
2年生	人	842	799	807	824	779
3年生	人	765	712	672	682	699
高学年	人	900	1,017	1,112	1,131	1,078
4年生	人	471	541	498	462	474
5年生	人	254	310	393	357	324
6年生	人	175	166	221	312	280
② 確保方策	人	3,336	3,364	3,443	3,442	3,385
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 増加するニーズに対応するため、学校活用型の放課後児童クラブの運営を進め、クラブの分割、拡充を推進し、児童が安全、安心に過ごすことができる場所の確保に努めます。</li> <li>○ 放課後児童支援員の資質向上のため、研修の実施や処遇の改善に取り組めます。</li> </ul>
----------------------	---



#### (4) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	41,103	41,103	41,103	41,103	41,103
② 確保方策	延べ人	41,103	41,103	41,103	41,103	41,103
	か所	14	14	14	14	14
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 今後も継続して事業を実施します。
----------------------	--------------------

#### (5) 妊婦健康診査事業

定期的に医療機関において乳児の成育具合や妊婦の健康状態を確認し、母子共に健康で安心した出産ができるよう支援する事業です。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	健診回数	回	14	14	14	14	14
	受診人数	延べ人	13,727	13,289	12,865	12,455	12,058
② 確保方策	受診人数	延べ人	13,727	13,289	12,865	12,455	12,058
過不足 (②-①)	受診人数	延べ人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成券の交付により、妊婦健康診査に係る費用を助成します。</li> <li>○ 妊婦が健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えるために重要であることから、今後も本助成を実施し、積極的な受診を促進するために支援します。</li> </ul>
----------------------	---

### (6) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	1,116	1,091	1,071	1,058	1,046
② 確保方策	人	1,116	1,091	1,071	1,058	1,046
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 今後も子育て家庭の状況を把握しながら、保健師、助産師により対象家庭を訪問し、安心して子育てできるよう支援します。
----------------------	--

### (7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や出産、冠婚葬祭やその他の理由で、家庭において一時的に児童を養育することが困難になった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業（ショートステイ）、平日の一時預かりを行う事業（平日日帰りステイ）及び平日の夜間、休日の一時預かりを行う事業（トワイライトステイ）です。

#### 【 ショートステイ 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	239	228	217	207	197
② 確保方策	延べ人	239	228	217	207	197
	か所	11	11	11	11	11
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

#### 【 平日日帰りステイ 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	46	50	54	58	63
② 確保方策	延べ人	46	50	54	58	63
	か所	11	11	11	11	11
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

#### 【 トワイライトステイ 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	108	100	93	86	80
② 確保方策	延べ人	108	100	93	86	80
	か所	11	11	11	11	11
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 安定した支援を行うため、里親等事業の委託先の維持に努めます。
----------------------	----------------------------------

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助活動を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	754	728	703	678	654
② 確保方策	延べ人	754	728	703	678	654
	か所	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 提供会員及び両方会員の確保に努めながら、今後も継続して事業実施していきます。
----------------------	--

(9) 時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園、家庭的保育事業等 長時間）

通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	1,853	1,770	1,691	1,615	1,543
② 確保方策	人	1,853	1,770	1,691	1,615	1,543
	か所	51	51	51	51	51
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 今後も各施設での利用希望者の把握に努め、必要な供給量の確保に努めていきます。
----------------------	--

#### (10) 病児・病後児保育事業

児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	4,434	4,434	4,434	4,434	4,434
② 確保方策	延べ人	4,434	4,434	4,434	4,434	4,434
	か所	7	7	7	7	7
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 今後も継続して事業を実施します。
----------------------	--------------------

#### (11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等、及び副食材料費を助成する事業です。

本市では、生活保護世帯と準要保護世帯を対象として事業を実施しています。

#### (12) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援する等、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

本市では、特に地域型保育事業での民間事業者の参入が進んでおり、今後は保育・教育の受け皿不足の状況を見極めながら検討していきます。

### (13) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む）に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事や養育に関する援助等を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	347	347	347	347	347
② 確保方策	延べ人	347	347	347	347	347
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 安定した支援を行うため、現在の体制に加え、委託先の拡充に努めます。
----------------------	-------------------------------------

### (14) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	15	15	15	15	15
② 確保方策	人	15	15	15	15	15
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 関係機関との連携を強化するとともに、支援が必要な子どもに対し、安心して過ごせる場所を継続して提供します。
----------------------	--

### (15) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	38	38	38	38	38
② 確保方策	人	38	38	38	38	38
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 保護者同士で子育ての悩みを語り合う会（らくだクラブ）を必要な回数、開催できるよう努めます。
----------------------	---

### (16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
② 確保方策	人	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 全ての対象者に面談するよう努め、必要な支援につなぎます。
----------------------	--------------------------------

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業です。（対象：0～2歳児）

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	948	906	913	897	885
② 確保方策	人	948	906	913	897	885
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 必要児童数が利用できる体制を整えます。
----------------------	-----------------------



(18) 産後ケア事業

家族等から十分な家事や育児等の支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方等に対して、助産師等の専門職がサポートする事業です。

【 母子ショートステイ 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	260	280	290	290	290
② 確保方策	延べ人	260	280	290	290	290
	か所	6	7	7	7	7
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

【 母子デイサービス 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	310	320	330	330	330
② 確保方策	延べ人	310	320	330	330	330
	か所	6	7	7	7	7
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

【 母子アウトリーチ 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	延べ人	70	80	90	90	90
② 確保方策	延べ人	70	80	90	90	90
	か所	6	6	6	6	6
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	○ 安定した支援を行うため、現在の体制に加え、委託先の拡大を目指します。
----------------------	--------------------------------------

### 3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

#### (1) 質の高い教育・保育及び子育て支援の推進

乳幼児期は、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の専門性の向上が不可欠であるため、保育教諭等による合同研修や特に配慮を要する子どもに関わる職員への研修など、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上のための支援に努めます。

#### (2) 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携の推進

地域型保育事業を利用した3歳未満の子どもが、満3歳以降も保育所や認定こども園等で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設との連携の支援を図ります。

#### (3) 保育所、認定こども園等と小学校との連携の推進

幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、学校見学や体験等で交流を図るとともに、交流での取組に対しての意見交換を行います。研修では、保育教諭が小学校の校内研修等に、学校教員が園内研修等に参加し、それぞれの子どもの学びに対する相互理解を深めるための情報交換を実施するなど、円滑な連携に取り組みます。

### 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施にあたっては、公正かつ適正な支援の確保、保護者の経済的な負担の軽減や利便性等を勘案し、適切に給付等を行います。

## 第7章 計画の推進と点検・評価

### 【1】計画の推進

本計画は、子育て支援だけでなく、若者を含む幅広い層を対象とした計画です。そのため、教育、保育、保健、医療、福祉、まちづくり等市政の幅広い分野にわたり、全庁的に計画を着実に推進していく必要があります。同時に、子育て家庭はもとより、教育・保育の場で日々子どもと接する事業者や子育て環境、若者を支える地域の人など、あらゆる主体がそれぞれの主体的役割を理解し、連携、協働して取り組むことが重要です。

子ども施策の対象となる子どもや子どもを養育する者、その他の関係者をはじめとする市民の意見を多く取り入れながら、子ども施策に関する取組を総合的かつ効果的に推進します。また、市の広報紙やホームページ等の活用をはじめ、様々な場を活用し、本計画の取組内容についての周知に努め、市民の意識の向上を図ります。

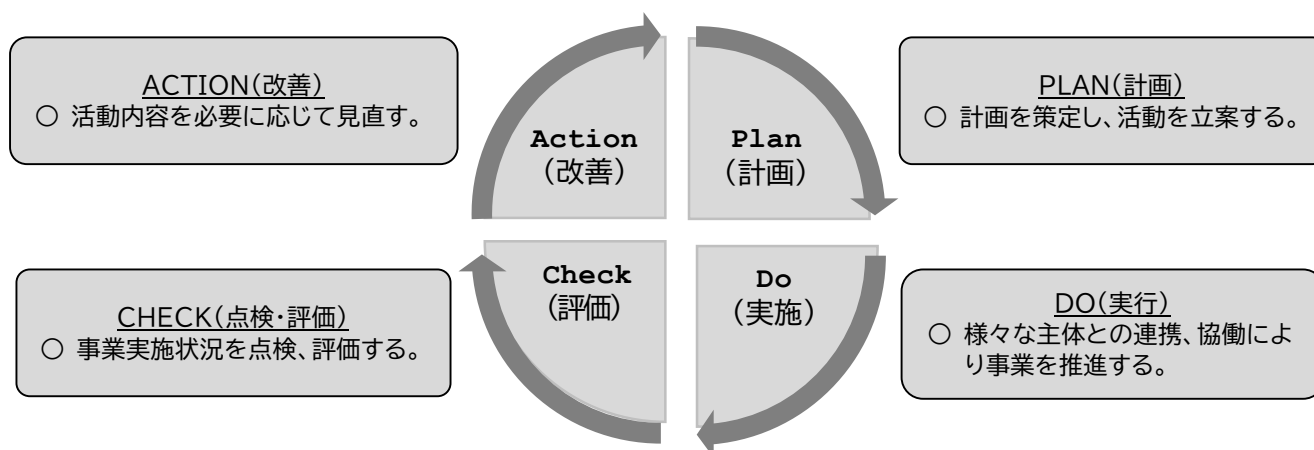
### 【2】計画の点検・評価

本計画を実行性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証していくことが重要です。

計画期間においては、教育・保育の確保状況、子ども・子育て支援事業の実施状況など本計画に基づく施策の達成状況を「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に定期的に報告し、その進捗状況を点検、評価します。また、貧困対策に係る取組については「鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会」及び「鳥取市子どもの未来応援地域協議会」において、定期的に計画の進捗状況や達成状況を点検、評価し、次の施策や事業の実施に反映します。

本計画の着実な進行に向けて、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（改善）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

#### 【参考／PDCAサイクルによる進捗評価】



### 【1】鳥取市社会福祉審議会規程

#### （目的）

第1条 この規程は、鳥取市社会福祉審議会条例（平成29年鳥取市条例第44号。以下「条例」という。）第9条の規定により、鳥取市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （副委員長及び副分科会長）

第2条 審議会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、条例第5条の規定により指名された者とする。
- 3 各専門分科会に副分科会長を置く。
- 4 副分科会長は、専門分科会長がその専門分科会に属する委員から指名する。
- 5 副分科会長は、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときにその職務を代理する。

#### （部会の設置等）

第3条 心身障がい福祉専門分科会に、より専門的な調査審議をするため、指定医師等審査部会を置く。

- 2 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

#### （分科会の分掌事務）

第4条 民生委員審査専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 民生委員に関する事項を調査審議すること。
- (2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第2項並びに同法第7条第1項及び第2項の規定による意見に関し、審議すること。
- (3) 民生委員法第11条第2項の規定による同意に関し、審議すること。
- (4) 民生委員法第12条の規定による通告等を行うこと。

2 心身障がい福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 障がい者の福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第3条第3項の規定による意見に関し、審議すること。
- (3) 令第5条第1項の規定による諮問に関し、審議すること。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第8項の規定による知的障がい者及び心身障がい児の福祉を図るため、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。

- 3 老人福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。
  - (1) 老人の福祉に関する事項を調査審議すること。
  - (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第3項の規定による意見に関し、審議すること。
  - (3) 老人福祉法第19条第2項の規定による意見に関し、審議すること。
- 4 児童福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。
  - (1) 母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議すること。
  - (2) 児童福祉法第34条の15第4項、同法第35条第6項、同法第46条第4項及び同法第59条第5項の規定による意見に関し、審議すること。
  - (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、同法第21条第2項及び同法第22条第2項の規定による意見に関し、審議すること。
  - (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項第1号から第3号までの規定による意見に関し、審議すること。
  - (5) 子ども・子育て支援法第72条第1項第4号の規定による調査審議を行うこと。
  - (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第13条の規定による意見に関し、審議すること。
  - (7) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定による意見に関し、審議すること。

（部会の分掌事務）

第5条 指定医師等審査部会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 第4条第2項第1号に規定する事項のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条の規定による指定自立支援医療機関の指定、同法64条の規定による指定自立支援医療機関の変更及び同法第68条の規定による指定自立支援医療機関の取消について、専門的審査が必要となる事項に関し、審議すること。
- (2) 第4条第2項第2号の規定による意見に関し、審議すること。
- (3) 第4条第2項第3号の規定による諮問に関し、審議すること。

（専門分科会の招集）

第6条 専門分科会は、委員長が必要と認めたとき、又は専門分科会長が審議すべき事項を示して要請し、その必要があると認めたとき、委員長が招集する。

（部会の招集等）

第7条 部会は、専門分科会長が必要と認めたとき、招集する。

- 2 部会は、部会長が議長となる。
- 3 部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会の決議等)

第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第2条第3項の規定により、民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

2 他の専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、この場合には、次の審議会に報告するものとする。

(部会の決議等)

第9条 指定医師等審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、この場合には、次の専門分科会に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

## 【2】鳥取市社会福祉審議会委員名簿（児童福祉専門分科会）

---

### 【委員】

氏名	関係団体等
澤 久美子	放課後児童クラブ連合会
森田 明美	鳥取県子ども家庭育み協会
青木 真奈美	鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会（認定こども園代表）
石本 裕美	鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会（私立幼稚園代表）
山口 朝子	地域サポートネットワークとっとり
塩野谷 斉	鳥取大学地域学部
國本 真吾	鳥取短期大学幼児教育保育学科

### 【3】鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会設置要綱

---

#### （設置）

第1条 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していけるよう、また、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、鳥取市における子どもの貧困対策を総合的かつ一体的な連携のもと推進する計画（以下「推進計画」という。）を策定し、効果的な運用を行うため、鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）鳥取市における子どもの貧困の実態把握・分析に関すること。
- （2）子どもの貧困対策に係る資源量の把握及び施策の検討に関すること。
- （3）推進計画の作成に関すること。
- （4）鳥取市子どもの貧困対策に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関すること。

#### （組織）

第3条 連絡会は、次に掲げる機関等の別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- （1）人権政策局 人権推進課、中央人権福祉センター
- （2）福祉部 生活福祉課
- （3）健康こども部 保健医療課、健康づくり推進課  
こども家庭局 こども未来課、幼児保育課、こども家庭センター、こども発達支援センター
- （4）経済観光部 経済・雇用戦略課
- （5）教育委員会事務局 学校教育課、総合教育センター、学校保健給食課、生涯学習・スポーツ課
- （6）その他目的達成のために必要と認める者

#### （会議）

第4条 連絡会の会議は、庶務を担当する課の長が召集し、議事を進行するものとする。

- 2 連絡会は、運営上必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

#### （庶務）

第5条 連絡会の庶務は、健康こども部こども家庭局こども未来課において処理する。

#### （補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会で定める。



附 則

- この要綱は、平成28年2月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役 職 名
人権推進課長
中央人権福祉センター所長
生活福祉課長
こども未来課長
幼児保育課長
保健医療課長
健康づくり推進課長
こども家庭センター所長
こども発達支援センター所長
経済・雇用戦略課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会総合教育センター所長
教育委員会学校保健給食課長
教育委員会生涯学習・スポーツ課長

## 【4】鳥取市子どもの未来応援地域協議会設置要綱

---

(設置及び目的)

第1条 鳥取市における子どもの貧困対策を各関係機関・団体に総合的かつ一体的な連携のもと推進し、包括的な支援体制構築と効果的な運用を行うため、鳥取市子どもの未来応援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 鳥取市の各関係機関・団体による子どもの貧困対策の地域における取組等の、ネットワークの構築に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策の支援に活用できる資源量及び情報の把握に関すること。
- (3) 各関係機関・団体からの要望・意見の収集と、子どもの貧困対策を推進するための施策の提案に関すること。
- (4) 貧困対策の取組に関する課題や今後の取組の方向性の整理に関すること。
- (5) 鳥取市子どもの未来応援計画の実施状況の確認に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関等の者をもって組織する。

- (1) 児童養護施設（鳥取こども学園）
- (2) 鳥取市健康こども部こども家庭局こども家庭センター
- (3) とっとり若者サポートステーション
- (4) 麒麟のまち地域食堂ネットワーク
- (5) 小・中学校 PTA 連合会
- (6) 鳥取市民生児童委員協議会
- (7) 鳥取県子ども家庭部家庭支援課
- (8) 小・中・高スクールソーシャルワーカー
- (9) 鳥取市保育園会
- (10) 鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会
- (11) 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）
- (12) 鳥取市連合母子会
- (13) 鳥取市放課後児童クラブ連合会
- (14) 鳥取市児童館代表
- (15) その他目的達成のために必要と認める者
  - ※R4年度から 第3の居場所事業運営事業者（こども・らぼ）
  - ※R5年度から 鳥取こども学園子ども家庭支援センター「希望館」

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、こども未来課内において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月12日から施行する。

## 【5】アンケート調査結果の概要（第2期鳥取市子どもの未来応援計画）

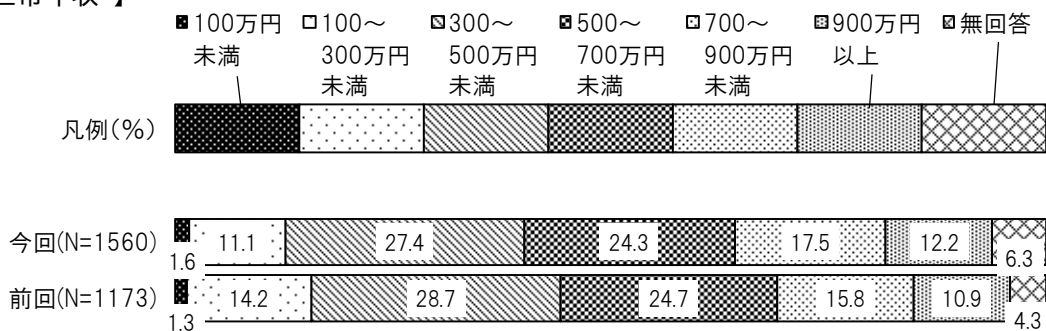
### 1 アンケート調査結果の概要

#### （1）所得階層

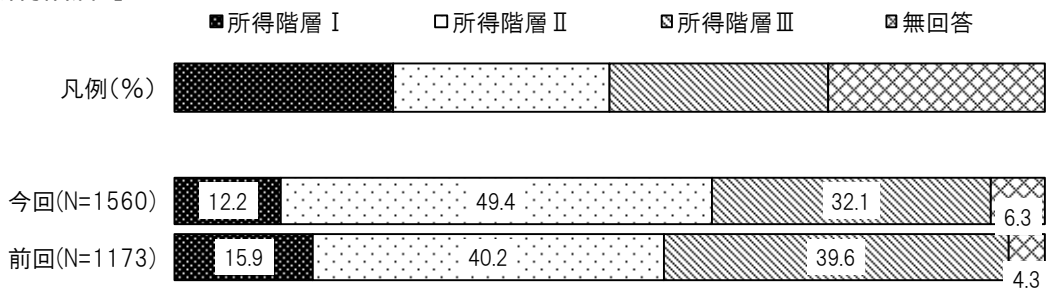
世帯の年収は「300～500万円未満」が最も多く、次いで「500～700万円未満」が続いています。

所得階層別※に区分してみると「所得階層Ⅱ」が49.4%と最も多く、次いで「所得階層Ⅲ」が32.1%と続き、両者で全体の8割以上を占めています。「所得階層Ⅰ」は12.2%となっています。前回調査と比べて「所得階層Ⅲ」が7.5%減少し、「所得階層Ⅱ」が9.2%増加しています。

#### 【世帯年収】



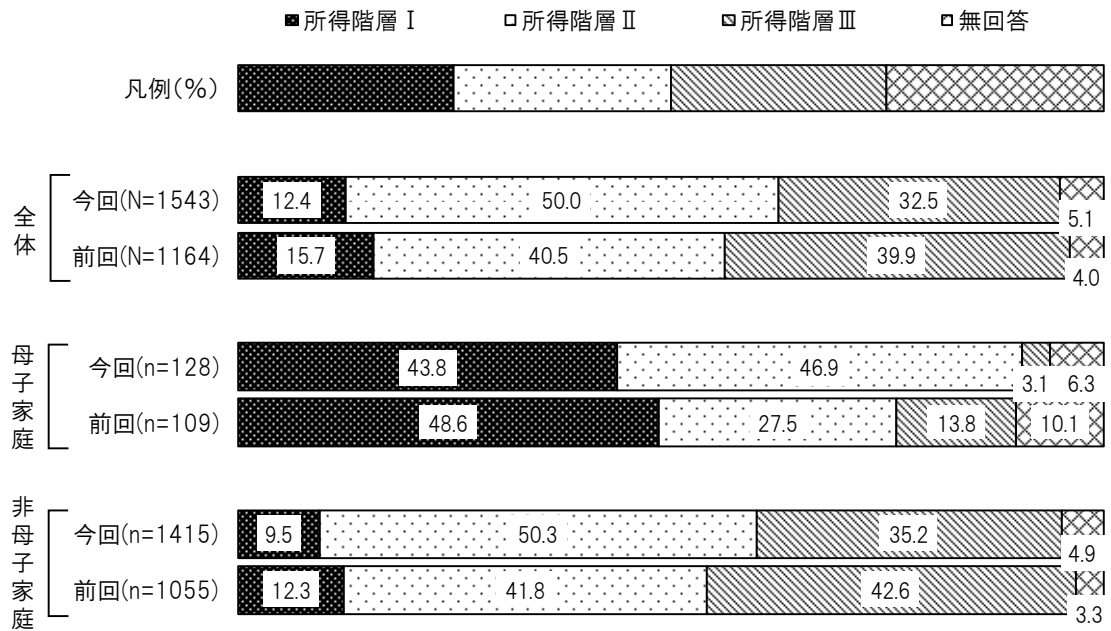
#### 【所得階層】



※ 世帯年収から一人当たりの可処分所得を推計し、122万円未満(世帯年収がおおむね300万円未満の層とほぼ重なる)を「所得階層Ⅰ」、122万円以上244万円未満を「所得階層Ⅱ」、244万円以上を「所得階層Ⅲ」とした。

配偶者がいない「ひとり親家庭」においては、その大半を「母子家庭」で占めており、「所得階層Ⅰ」の割合をみると、「非母子家庭」で9.5%に対し「母子家庭」で43.8%と、非常に高くなっていることが特徴です。

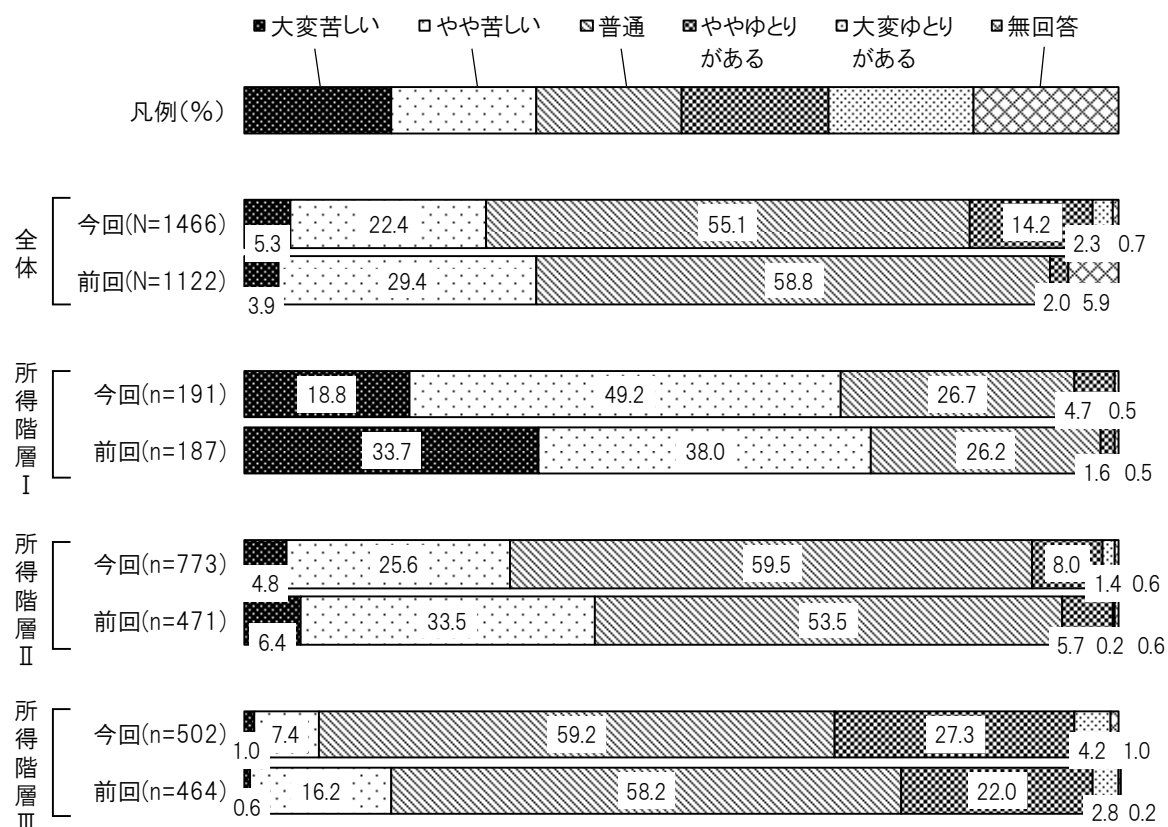
【 所得階層（世帯状況別） 】



## (2) 暮らしの状況

現在の暮らしの状況については「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせて約3割(27.7%)となっています。特に「所得階層Ⅰ」では約7割が「苦しい(合計)」と回答していますが、前回調査と比べると「大変苦しい」が14.9%減少しています。一方で「所得階層Ⅲ」は、ほかの階層に比べて「ややゆとりがある」が3割近くを占めており、所得階層によって暮らしの状況に大きな差があることが分かります。

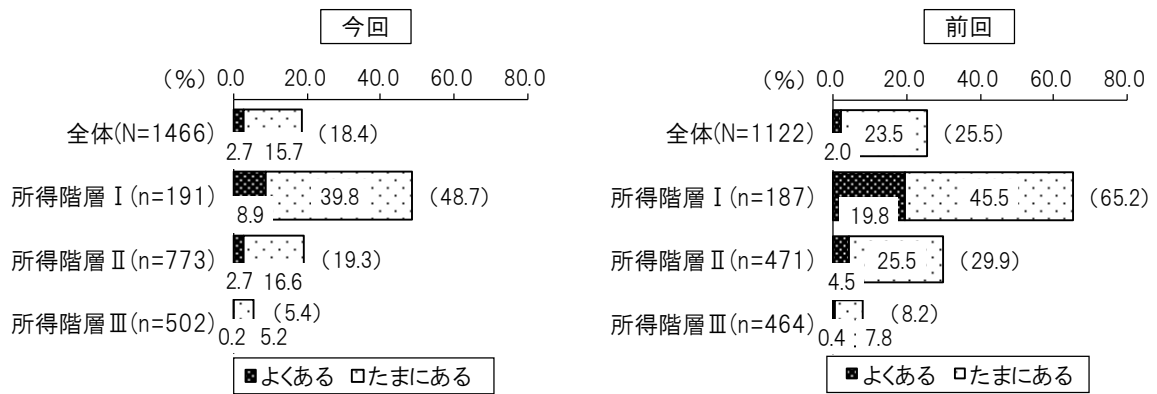
### 【暮らしの状況】



### (3) 必要なものが買えなくて困ったこと

経済的に必要なものが買えなくて困った経験は「よくある」と「たまにある」を合わせて、全体では18.4%となっています。「所得階層Ⅰ」では半数近く(48.7%)が「ある(合計)」と回答しており、所得階層による格差が目立っていますが、前回調査と比べ「ある(合計)」は16.5%減少しています。

#### 【 必要なものが買えなくて困ったこと 】

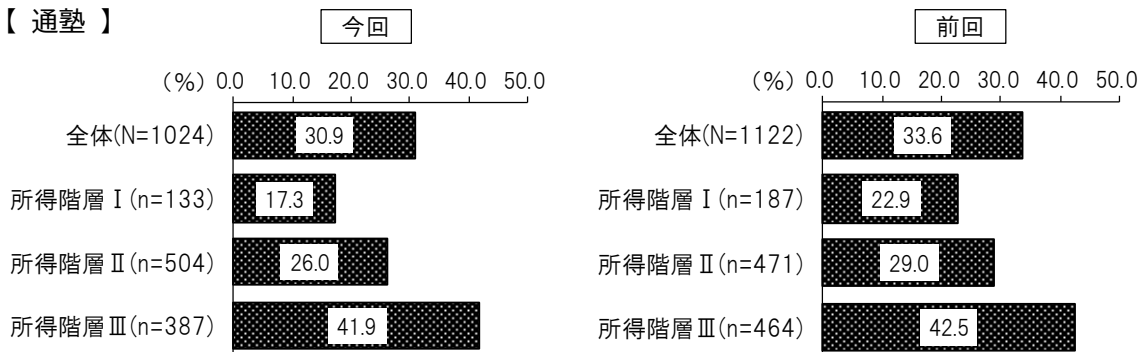


### (4) 通塾や習い事の状況

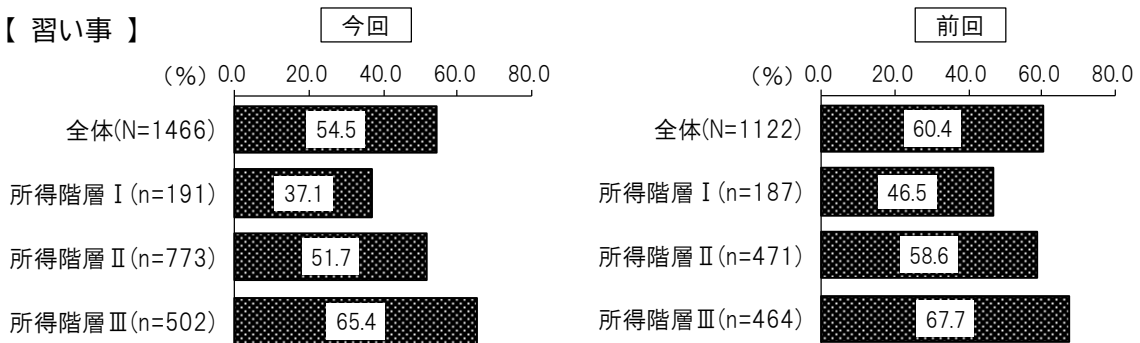
全体では30.9%の家庭が塾を利用しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、通塾の割合は以前に比べて全体的に少なくなっていると考えられますが、所得階層による格差は依然として目立っています。

習い事の利用については、全体の約半数が「通っている」と回答していますが「所得階層Ⅲ」では6割以上が「通っている」のに対して「所得階層Ⅰ」では37.1%と、所得階層による格差がみられます。また「所得階層Ⅰ」は前回調査から9.4%減少しています。

#### 【 通塾 】

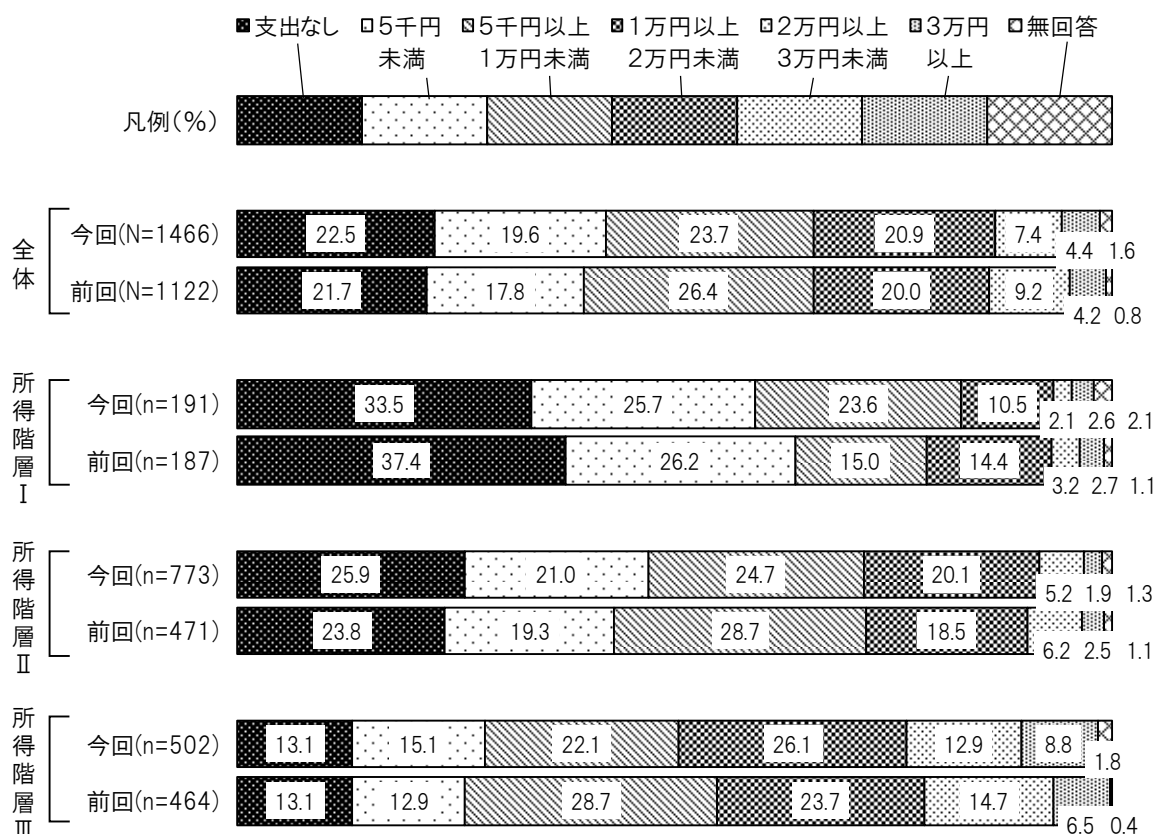


#### 【 習い事 】



塾や習い事に係る費用については、「5千円以上1万円未満」が最も多く、次いで「1万円以上2万円未満」が続いています。全体では2割程度が「支出なし」と回答していますが「所得階層Ⅰ」では3割以上を占めています。

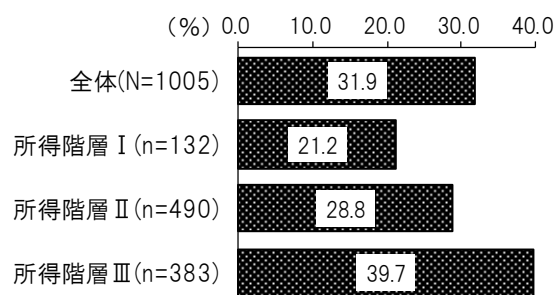
【 塾、習い事に係る費用（1か月） 】



### (5) 子ども自身の学習理解

子ども自身の学習理解については「十分理解できている」割合は、全体で約3割となっています。「所得階層Ⅲ」では4割近くを占めていますが、「所得階層Ⅰ」では2割程度と、所得階層による格差がみられます。

【 子ども自身の学習理解（5歳児を除く） 】



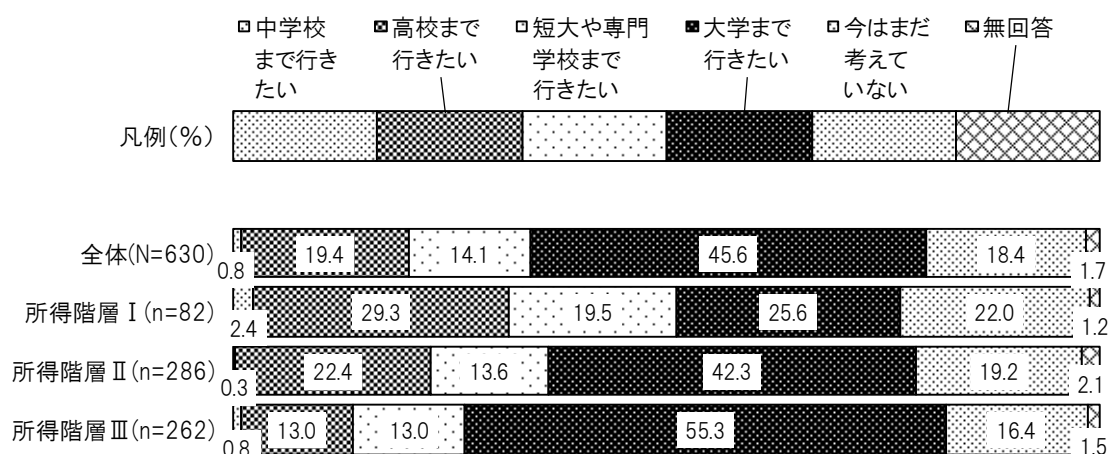


## (6) 経済状況と進学への期待・希望

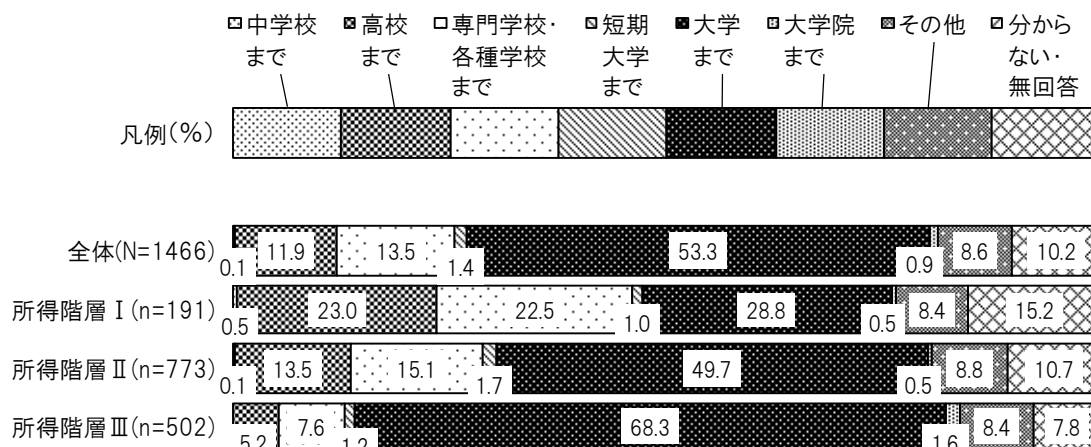
子どもの進学希望をみると、全体では「大学まで」が45.6%となっていますが、保護者の子どもに対する進学への期待では「大学まで」が過半数（53.3%）を占めており差がみられます。

所得階層別でみると、子どもも保護者も所得階層が上がるほど「大学まで」の割合が増加しており、保護者の「所得階層Ⅰ」では約3割ですが、「所得階層Ⅲ」では68.3%と約7割を占め、進学に対する意識にも大きな差がみられます。

### 【 子どもの進学希望 】

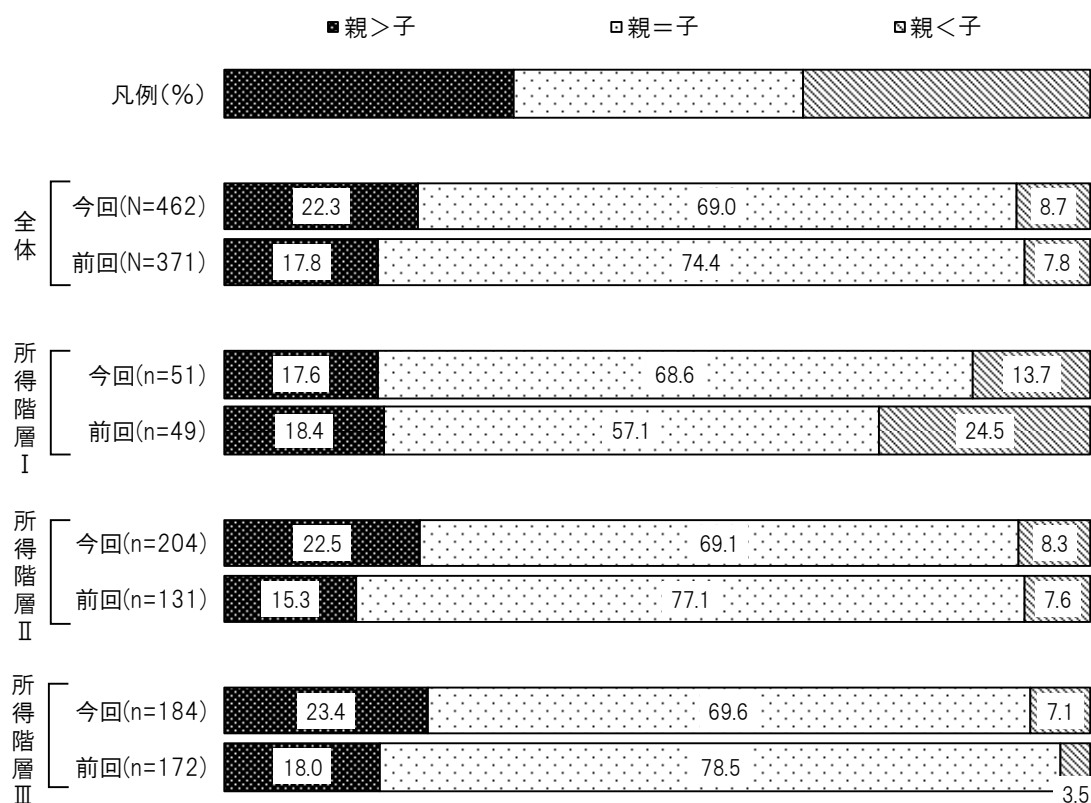


### 【 保護者の子どもに対する進学への期待 】



子どもの進学希望と保護者の進学への期待の差異についてみると、「親>子（子どもに比べ親の期待が大きい）」が約2割を占めています。前回調査では「所得階層Ⅰ」の「親<子（親に比べ子どもの希望が大きい）」の割合が24.5%でしたが、13.7%に低下しています。

【 子どもの進学希望と保護者の進学への期待の差異 】

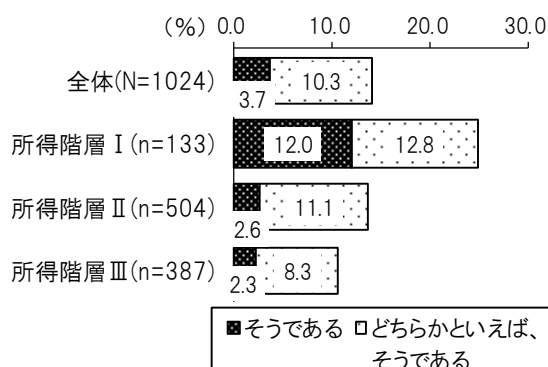


### (7) 子どもが担う家事について

「子どもが家事や家族の介護、きょうだいの世話などを担ってくれている」という保護者への設問に対し「そうである」は 3.7%、「どちらかといえばそうである」は 10.3%で、合計 14.0%の子どもが家事等を担っています。

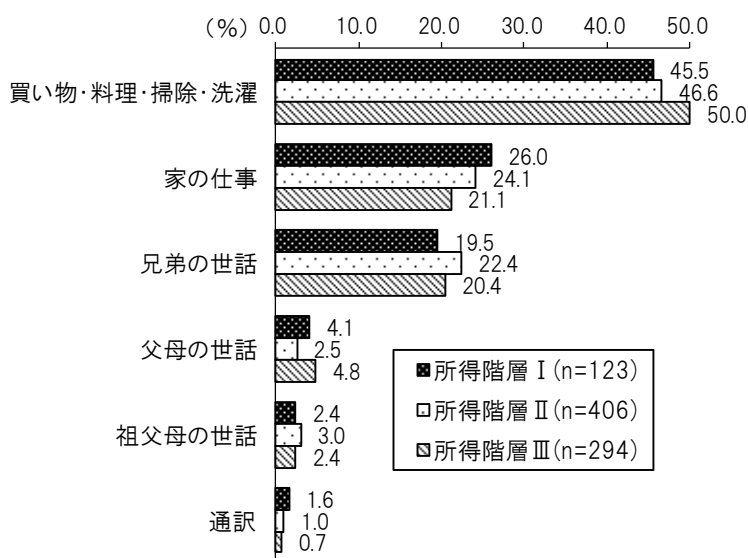
所得階層別では、「所得階層 I」で最も高く 24.8%、およそ 4 人に 1 人の割合となっています。特に「そうである」という明確な回答は 12.0%で、ほかの所得階層を大きく上回っています。

【 家事等を子どもが担っている 】



子ども自身への設問の回答では、いずれの所得階層においても「買い物・料理・掃除・洗濯」が最も高くなっています。

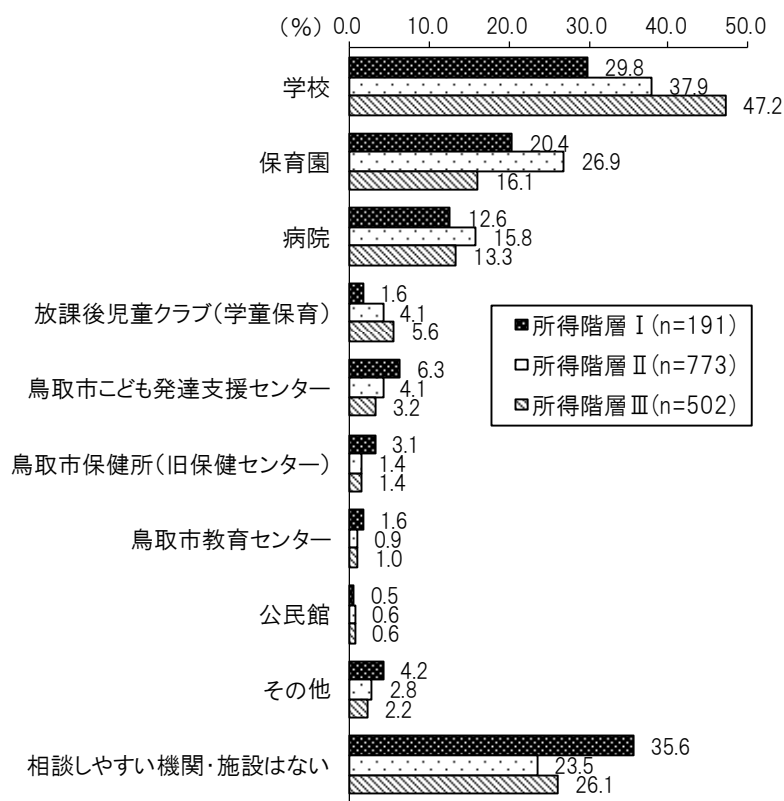
【 子どもが担っている家事 】



### (8) 相談しやすい機関や施設

相談しやすい機関や施設については、各所得階層共に「学校」「保育園」「病院」などが上位に回答されており、特に「学校」については、所得階層が上がるほどその割合も高い傾向にあります。一方で「相談しやすい機関・施設はない」への回答をみると「所得階層Ⅰ」が、ほかの階層を大きく上回っていることが特徴的です。

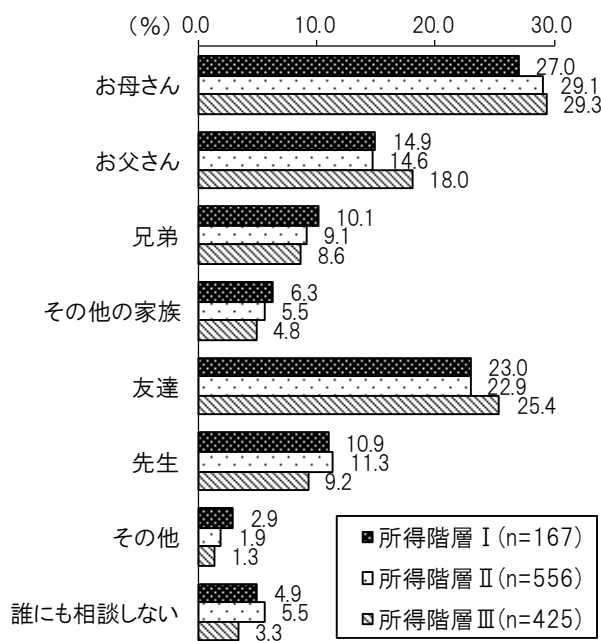
【 相談しやすい機関や施設 】



### (9) 子どもの相談先

子ども本人が、悩んだり困ったりしたときの相談相手は、各所得階層共に「お母さん」「友達」が多くなっています。所得階層による大きな差は目立ちません。

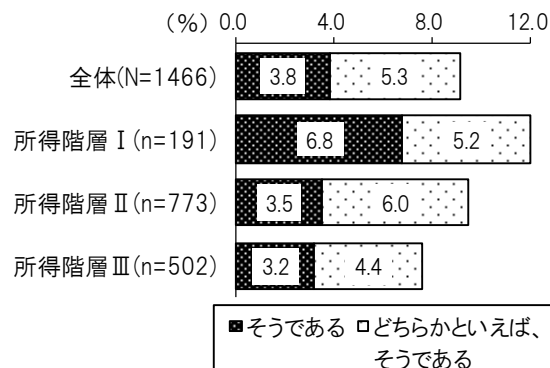
【 子どもの相談先 】



### (10) 子どもの居場所について

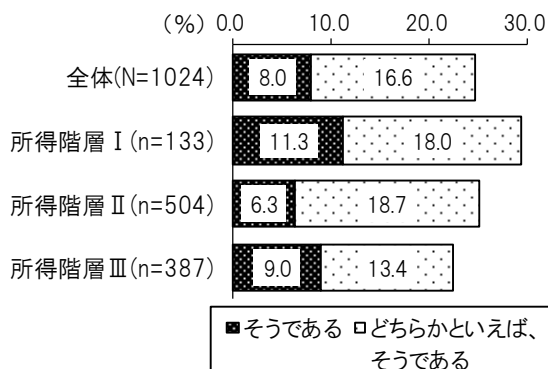
「夜間や休日の仕事等のため、大人がおらず子どもだけで過ごす時がある」という意見に対して「そうである」が全体の 3.8%、「どちらかといえばそうである」は 5.3%で、合計 1 割程度(9.1%)があると回答しています。特に「所得階層 I」では「そうである」の割合がほかの所得階層に比べて高くなっています。

【 子どもだけで過ごす時がある 】



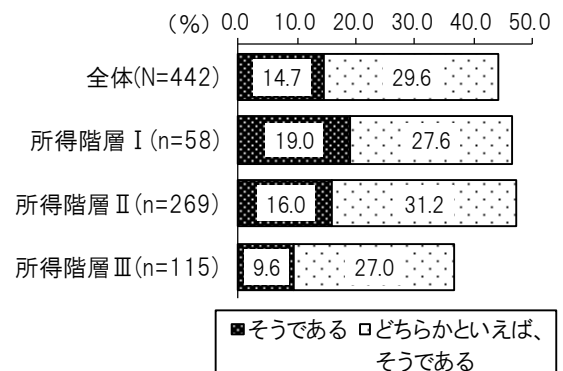
「放課後に子どもが一人で過ごしているが、地域での良い行き場所がないと思う（5歳児を除く）」という意見に対して「そうである」が全体の 8.0%、「どちらかといえばそうである」は 16.6%で、合計 24.6%と、およそ 4 人に 1 人が居場所の問題を指摘しています。特に「所得階層 I」ではほかの所得階層に比べて、その割合が高くなっています。

【 放課後の居場所がない 】



5歳児の居場所については「ほかの親子と集えるような居場所がないと思う」という意見に対して、「そうである」が全体の14.7%、「どちらかといえば、そうである」は29.6%と、合計44.3%が居場所の問題を指摘しています。特に「所得階層Ⅰ」と「所得階層Ⅱ」では「そうである」という回答が全体を上回っています。

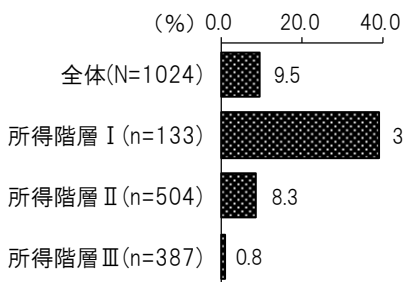
【 親子の集いの場がない 】



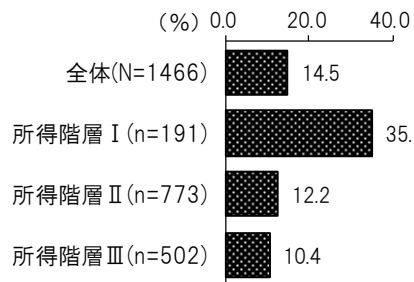
(11) 経済的支援について

就学援助、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している割合は、いずれも「所得階層Ⅰ」で最も高く、ほかの所得階層を大きく上回っています。

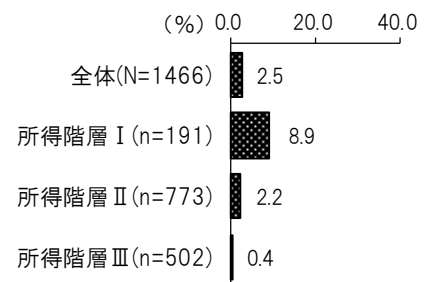
【 就学援助受給割合 】



【 児童扶養手当受給割合 】



【 特別児童扶養手当受給割合 】



## 2 アンケート結果から読み取れる課題

### (1) 教育・学習環境づくりへの支援

- 子どもの進学に対する意識や通塾、習い事の状況及び子ども自身の学習理解度については、現在の所得階層によって大きな格差がみられます。親の所得等に左右されず、落ち着いて勉強できる環境や子どものニーズに応じた通塾や習い事など、包括的な子どもの学びの支援体制づくりを図り、本人の意思で希望する進学先を選択できるような環境づくりが必要です。
- 所得階層にかかわらず強い関係性がみられる項目は、子どもによる回答項目「先生はあなたの良いところを認めてくれていると思いますか」と「ありがとうと言われることがある」でした。特に、所得階層Ⅰでは強い相関関係を示しており、教師が自分の良いところを認めてくれていると感じている子どもほど、他人から感謝されることが多いと感じていると言えます。認められているという安心感は様々な意欲や希望につながります。このことを担保しながら、一人一人の子どもが自立に向かっていけるような環境を整えていくことが今後も継続していくべき課題です。

### (2) 生活の支援

- 「所得階層Ⅰ」では、ほかの層に比べて「相談しやすい機関や施設がない」の割合が約10%高くなっています。また、「放課後などの子どもの居場所やほかの親子と集える居場所がない」と思う割合は、所得階層が低い世帯ほど高い傾向にあります。抱え込みや孤立を防ぐ観点からも、公的な相談機関の周知や利用促進など、相談先の幅を広げる取組を継続していくことが必要です。
- 前回調査と比べて減少傾向にあるものの、依然として各階層とも「どちらかといえばそうである」も含めて「夜間や休日の仕事等のため、大人がおらず子どもだけで過ごす時がある」保護者の回答は7～12%となっています。子どもの居場所づくりについて地域住民との連携や協力を図りながら「こども食堂」のような第三の居場所の充実を検討していく必要があります。
- 子どもが家事や家族の介護、きょうだいの世話などを担っている割合は「所得階層Ⅰ」で、およそ4人に1人の割合となっています。特に「そうである」という明確な回答は12.0%で、ほかの所得階層を大きく上回っていることが特徴的です。保護者へは「子どもがおうちの家事や家族の看護、介護、きょうだいの世話など全般を担ってくれている」という問い方で、子どもへは「おうちのことでしているものに○をしてください」と投げかけて「買い物、料理……」「きょうだいの世話」「祖父母の世話」等の選択肢から選ぶように回答を求めています。子どものお手伝いととらえる場合も含むと考えられますが、いわゆる「ヤングケアラー」である場合も考えられます。子どもが自分の希望を持ち実現に向けて努力できる環境づくりに向けて、包括的な支援が早期に進むよう、大人が状況を適切に把握し連携していくことが、今以上に求められます。

### (3) 経済的な支援

- 「所得階層Ⅰ」の世帯では、経済的理由により半数近くが「必要なものが買えなくて困ったことがある」と回答しています。また、就学援助、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している割合は「所得階層Ⅰ」で最も高く、ほかの階層を大きく上回っています。また、家族旅行について「数年に1回は行く」と回答しているのは全体で約7割ですが、所得階層Ⅰでは約4割となっています。経済的な理由により、子どもが家族と過ごす様々な体験の不足がうかがえます。
- 子どもが安定した日常生活を送ることができるよう、経済的支援が必要とされる世帯には、手当等の助成支援と、それらの制度のより一層の周知を図る必要があります。また、いわゆる「貧困の連鎖」につながる可能性を、将来的に減らす方向で取り組む必要があります。

### (4) 地域における支援ネットワークづくり

- 子どもや保護者の支援に関わっている関係者のアンケート調査から、庁内での関係部署との連携の強化が課題であることが浮き彫りになっています。複数の課題を抱えている保護者も多いため、包括的な支援という視点は欠かせません。また、前期計画の5年間で「地域（子ども）食堂」については広がりを見ることができました。ただ「困っているからいく所」ではなく「楽しそうだから行ってみたい所」という認識を広げていくことが、更に求められると考えられます。
- 子どもや子育て家庭への支援については、地域住民の協力や協働が必要です。誰もが福祉に関心を持ち、地域が抱える生活課題に気付くことが必要です。子どもの希望の実現のために、子どもの頑張りたい気持ちを後押しする暖かい見守りなども含めた支援体制、ネットワークづくりが一層求められます。



## 鳥取市こども計画

---

発 行 行／令和7(2025)年3月  
発 行 者／鳥取県 鳥取市  
問 合 せ 先／鳥取市役所 健康こども部 こども家庭局 こども未来課  
〒680-0845 鳥取市富安二丁目 138-4  
電 話(0857)30-8232  
FAX (0857)20-0144  
E-mail [kodomo-mirai@city.tottori.lg.jp](mailto:kodomo-mirai@city.tottori.lg.jp)

---



